

# 第七十一回 参議院大蔵委員会議録 第六号

(六一)

昭和四十八年三月八日(木曜日)  
午前十時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

藤田 正明君

説明員

事務局側  
常任委員会専門  
石炭局金屬課長  
通商産業省鉱山  
伊勢谷三樹郎君  
杉本 金馬君

国税庁次長 江口 健司君

國務大臣  
政府委員  
大蔵大臣  
大蔵政務次官  
大蔵大臣官房審議官  
大蔵省主税局長  
大蔵省關稅局長  
大蔵省國際金融局次長  
坂野 道哉君  
高木 公雄君  
大倉 真隆君  
松川 道哉君  
河本嘉久藏君  
柴田 栄君  
中西 一郎君  
西田 信一君  
桧垣徳太郎君  
船田 讓君  
川村 清一君  
竹田 四郎君  
成瀬 輝治君  
鈴木 一弘君  
渡辺 武君  
野末 和彦君  
山本敬三郎君  
愛知 摂一君  
大蔵大臣  
大蔵政務次官  
大蔵大臣官房審議官  
大蔵省主税局長  
大蔵省關稅局長  
大蔵省國際金融局次長

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。  
○有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。  
まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。愛知大蔵大臣。

○國務大臣(愛知 摂一君) ただいま議題となりました有価証券取引税法の一部を改正する法律案

外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を申します。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近に提出した有価証券取引税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題といたします。愛知大蔵大臣。

○國務大臣(愛知 摂一君) ただいま議題となりました有価証券取引税法の一部を改正する法律案

外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を申します。

政府は、今次の税制改正の一環として、近年に

おける証券市場の状況等に顧み、株式等にかかる

有価証券取引税の税率を引き上げるとともに、所

要の規定の整備をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

第一に、株式、株式投資信託の受益証券等にかかる有価証券取引税の税率の引き上げであります。

すなわち、株式、株式投資信託の受益証券等を

譲渡した場合の有価証券取引税の税率について、

一般的の譲渡の場合は現行の一万分の十五から一万

分の三十に、証券会社が売買により譲渡する場合

は現行の一万分の六から一万分の十二に、それぞれ二倍に引き上げることとしております。

第二に、証券会社の納付すべき有価証券取引税の納付方法等について規定の整備をはかつていることであります。

すなわち、証券会社の有価証券取引税の申告及び納付は、現在は、各営業所ごとに行なうこととしておりますが、これにかえて、本店で一括して申告及び納付を行なうことができるところとし、これに伴う所要の規定の整備をはかつております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして、御説明いたします。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近に

おける相続税負担の状況に顧み、中堅財産階層を中心として負担の軽減をはかるとともに、延納制度を合理化するため、ここにこの法律案を提出いたします。

以下、この法律案につきまして、その大要を申します。

第一に、国民の中堅財産階層を中心とする相続税負担の軽減であります。

すなわち、相続税の遺産にかかる基礎控除について、その定額の控除額を現行の四百万円から六百万円に、法定相続人一人ごとの控除額を現行の八十万元から百二十万元に、それを引き上げることとしております。また、遺産にかかる配偶者控除について、婚姻期間十年をこえる一年ごとの控除額を現行の四十万円から六十万円に、最高限度額を現行の四百万円から六百万円に、それぞれ引き上げることとしております。これらの方々を含む相続人五人の場合、現行の千二百万円から有価証券取引税の税率の引き上げであります。

第二に、相続税の課税最低限は、配偶者を含む相続人五人の場合、現行の千二百万円から有価証券取引税の税率の引き上げにより、相続税の課税最低限は、配偶者を含む相続人五人の場合、現行の千二百万円から有価証券取引税の税率の引き上げであります。

第三に、相続税中の不動産、事業用償却資産等が五〇%以上を占め、延納期間が十年に延長される場合に利子税を軽減して、延納制度の合理化をはかつてあります。

すなわち、相続税または贈与税を延納する場合の利子税については、現在、原則として年七・三%の割合で課されておりますが、これを引き下げ、通常の延納期間五年の場合は年六・六%とし、相続財産中に不動産、事業用償却資産等が五〇%以上を占め、延納期間が十年に延長される場合に利子税を軽減して、延納制度の合理化をはかつてあります。

以上、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同ください

ます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(藤田正明君) 次に、補足説明を聴取いたします。高木主税局長。

ら千八百万円に引き上げられることとなります。

さらに、相続税の未成年者控除については、二十歳に達するまでの各一年についての税額控除額を現行の一円から二円に引き上げることとともに

に、障害者控除については、七十歳に達するまでの各一年についての税額控除額を、一般の障害者の場合は現行の一円から二円に、特別障害者の場合は現行の三円から四円にそれぞれ引き上げることとしております。

次に、夫婦間の居住用不動産の贈与にかかる贈与税の配偶者控除の引き上げであります。

すなわち、贈与税の配偶者控除を現行の三百六十万円から五百六十万円に引き上げることとしております。これによりこのようの場合の贈与税の課税最低限は、基礎控除四十万円を含めて現行の四百万円から六百万円に引き上げられることとなります。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近に

おける相続税負担の状況に顧み、中堅財産階層を中心として負担の軽減をはかるとともに、延納制度を合理化するため、ここにこの法律案を提出いたします。

以下、この法律案につきまして、その大要を申します。

第一に、国民の中堅財産階層を中心とする相続税負担の軽減であります。

すなわち、相続税または贈与税を延納する場合の利子税については、現在、原則として年七・三%の割合で課されておりますが、これを引き下げ、通常の延納期間五年の場合は年六・六%とし、相続財産中に不動産、事業用償却資産等が五〇%以上を占め、延納期間が十年に延長される場合に利子税を軽減して、延納制度の合理化をはかつてあります。

第三に、相続税中の不動産、事業用償却資産等が五〇%以上を占め、延納期間が十年に延長される場合に利子税を軽減して、延納制度の合理化をはかつてあります。

以上、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を申し上げました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同ください

ます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(藤田正明君) 次に、補足説明を聴取いたします。高木主税局長。

○政府委員(高木文雄君) 有価証券取引税法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

今回の有価証券取引税法の改正は、近年における証券市場の状況等に顧み、株式等にかかる有価証券取引税の税率を引き上げることと、証券会社の納付すべき有価証券取引税の納付方法等の整備をはかることとの二点がその内容となつております。

第一に株式、株式投資信託の受益証券等の譲渡にかかる有価証券取引税の税率の引き上げであります。すなわち、これらの証券の譲渡に対する税率は、昭和二十八年の創設以来据え置かれてきておりますが、その後現在までの証券市場の拡大の状況等から見て、株式等の取引の背後にある担税力も相当増大していると推測されるに至りましたので、今回この税率を二倍に引き上げることとして、証券会社の売買による譲渡は一万分の六から一万分の十二に、その他の譲渡は一万分の十五から一万分の三十に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に証券会社の納付すべき有価証券取引税について、本店で一括して申告納付を認める制度の新設とともに伴う規定の整備であります。すなわち、証券会社の有価証券取引税の申告及び納付は、現在は各営業所ごとに行なうことになりますが、近年、証券市場の拡大等に伴い証券取引に関する事務について合理化が進み、本店で集中して事務処理を行なっている証券会社が多くなっております。したがいまして、この際、このような場合には、所轄税務署長へ届け出て、本店で一括して申告書の提出と有価証券取引税の納付をすることができるございました。また、この改正に伴って証券会社の記帳義務、開廃業の申告義務、納稅地等の規定に関し、所要の規定の整備をはかつております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

今回の相続税法の改正は、課税最低限及び未成年者控除等の引き上げによる相続税負担の軽減及び贈与税の配偶者控除の引き上げによる夫婦間の居住用不動産の贈与にかかる贈与税負担の軽減及び相続税、贈与税の延納にかかる利子税の割合の引き下げによる延納制度の合理化の三点がその内容となつております。

第一に国民の中堅財産階層を中心とする相続税負担の軽減であります。相続税につきましては、昭和四十一年度の税制改正におきまして大幅な負担軽減措置を講じ、配偶者及び子供四人が相続する場合の課税最低限を従来の五百万円から倍額の一千円にまで引き上げたのであります。その後は昭和四十六年度の税制改正に際し、遺産にかかる配偶者控除につきその控除額の最高限度額を二百萬円から四百万円に引き上げたのであります。いましたほかは、課税最低限の一般的な改正を行なつております。しかしながら、最近における財産価格特に地価の高騰等から課税件数が著しく増加し、大都市周辺では通常規模の住居についても相続税が課税される事例を生じ得るのではないかと考えられるようになりましたので、この際相続税の課税最低限の大額な引き上げを行なうことといたしました。すなわち、まず遺産にかかる基礎控除につきましては、定額部分の控除額を現行の四百萬円から六百万円に法定相続人各一人ごとに倍額に、最高限度額を現行の八十万円から百二十万円に、それ引き上げることとし、また、遺産にかかる配偶者控除につきましては、十年をこえる婚姻期間各一年の控除額を現行の四十万円から六十万円に五〇%引き上げることとしております。

次に、相続税の未成年者控除につきましては、現在、二十歳に達するまでの年数各一年につき一万円の税額控除を行なうこととしておりますが、この控除額は長年据え置かれておりますが、

の際、この各一年ごとの控除額を二万円に引き上げることとしております。

また、これと同様に相続税の障害者控除につきましては、七十歳に達するまでの年数各一年の税額控除額を、一般の障害者の場合は現行の一千万円から二万円に、特別障害者の場合には現行の三万円から四万円に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に夫婦間の居住用不動産の贈与にかかる贈与税の配偶者控除の引き上げであります。現在、婚姻期間二十年以上の夫婦間において居住用不動産またはその購入のための資金が贈与された場合の贈与税につきましては、通常の基礎控除四十万円のほか贈与税の配偶者控除三百六十万円が適用され、このような贈与についての贈与税の課税最低限は四百万円となつております。この控除は、従来から相続税の遺産にかかる配偶者控除とバランスをとつて定めておりますが、今回も同様に相続税における引き上げと合わせて、この贈与税の配偶者控除を五百六十万円に引き上げることとしたしました。この結果、このような場合の贈与税の課税最低限は六百万円と従来に比し五〇%引き上げられることになります。

第三に相続税または贈与税を延納する場合の利子税の軽減による延納制度の合理化であります。すなわち、相続税及び贈与税については、この税率の性格から、通常は五年、相続財産中に不動産、事業用借却資産、同族非上場株式等が五〇%以上に、最高限度額を現行の四百万円から六百万円に、それぞれ引き上げることとし、また、遺産にかかる配偶者控除につきましては、十年をこえる婚姻期間各一年の控除額を現行の四十万円から六十万円に五〇%引き上げられることとなります。

次に、相続税の未成年者控除につきましては、現在、二十歳に達するまでの年数各一年につき一万円の税額控除を行なうこととしておりますが、

この控除額は長年据え置かれておりますが、由を補足して御説明いたしました。

○成瀬謹治君 それはどうも恐縮でございません。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、証券局長に伺います。が、株が異常に高いということを、常識的にですね、まあダウ平均見ましてあるこの十四ヵ月ぐらいに大体倍になつていて、異常に高いといふふうに認識しておみえになるのか、まあこれら辺が妥当だと、こういうふうにお考えになつておるのかどうかということです。非常に議論があるとかなん

○委員長(藤田正明君) これより両法案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○成瀬謹治君 一番最初に、資料要求の問題でひとつお願いしたいと思います。税制調査会にいろいろな点を大蔵省として諮問をされるわけですが、その場合に、税制調査会に対し相当な資料をお出しになるんじやないか。たとえば、これから審議をしなくちゃならない所得税の問題、いわゆる物価の問題をどういうふうに調整をしていくとか、いろんな問題で相当な資料をお出しになつているんじやないか。あるいは医療の問題に関連して前にも東畑さんが責任者云々といふ話もちょっと、これは公的な場じやございませんけれども、私的な場で出でております。そういう税制調査会にお出しになつた全部の資料を各委員全部にお渡し願うというのも私もいかがかと思ひます。しかし、せめて参議院の調査室ぐらにはその資料が全部そろつておつて、そしてわれわれがやるときもそれを見せてもらつて、あるいは参考にするといふようなことを必要だと思います。ですから、古いものまで全部、いまさら前のものまでとつてきてどうこうといふことにはいきませんけれども、少なくともここ二、三年税制調査会にお出しになつた資料をぜひひとつ調査室にお渡しするようにお考へいただくことはできないものかどうか、大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(高木文雄君) おっしゃるとおりでございますので、そのとおり処置させていただきたい。

○成瀬謹治君 それはどうも恐縮でございました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、証券局長に伺います。が、株が異常に高いということを、常識的にですね、まあダウ平均見ましてあるこの十四ヵ月ぐらいに大体倍になつていて、異常に高いといふふうに認識しておみえになるのか、まあこれら辺が妥当だと、こういうふうにお考えになつておるのかどう

とかいう、全く腰だめ的な感じをお伺いするわけですが、なぜこうすることを伺うかと申しますと、過般資料として、大蔵省としてどんなことに置いて措置をされておるのか、営業姿勢や、その他いろんなことをおっしゃるといふことについての資料をと申しましたら、ここに資料をいただきまして、株価が上がること自体がいかぬというわけでもありました。約、四十七年だけで、出てきた資料では十三回といふことになつておるんですが、これは項目が違つての十三回。しかしながら新聞等で見ますと、まだ呼んじゃ——警告も発しておらない、その回数が五十七回といふに新聞に出ておる、これは私は異常だというお考えだからおやりになつたことだと思つてます。ですから、どんなふうにお考えになり、どういうようなことについて主として力点を置いておやりになつておるのか、しかも、この資料には出ておりませんけれども、二月二十二日からはあなたのほうが立ち入り検査をやつて、これは定例の立ち入り検査だとおつしやるのか、そういう内容をどうこうするということはまだ検査が続いているようですから発表できない、正確なところは、件数を発表することはできないかもしませんけれども、とにかく大蔵省としては私は異常だという認識で、そしてまず証券業界としてどうううことをやつてくれたらよかつたんだという期待感があり、あるいはそれができないから警告をされるのかといふ、その力点を置かれた点について御説明が承りたいと思います。

○政府委員(坂野常和君) 結果としまして、ダウ平均が五千をこしたから、あるいは五千三百になつたからこれは非常に高いということを感じておるわけではありません。しかし、昨年の正月以来の株式市況を見ておりますと、戦後なかつた非常に異常な様相が幾つかあらわされたわけです。まず、一番初めにあらわれましたのは活発な法人営業活動、これはそのもう一つ根に、例の過剰流動性といふような問題がもちろんあつたわけで、それとも、証券業界の営業活動が今までになかつた非常な勢いで法人へ株をはじめ込むといふ活

動を始めたわけです。これは、これが行き過ぎますと、やはり株価に不当な圧迫といいますか、株価を押し上げる力になるという心配がありました。約、四十七年だけで、出てきた資料では十三回といふことになつておるんですが、これは大勢の人々の評価がフェアに集まつてつくられるべきものであつて、一部の人の力で押し上げてはありませんけれども、御承知のとおり、株価は大勢形でないということになります。一番初めに注目したのはその点です。

その次に、やはりかつてなかつた事態なんですが、無配株とか、収益的には今まで顧みられなかつたような銘柄がもっぱら投機の対象として、それがかなり売り買いをされた、それに証券会社いうものが介入していった、その会社の持つておる資産の価値、あるいは解散価値といふようなこともいわれまして、いままでになかった新しい株の価値観と申しますか、そういう論議があつて、これも一つの考え方かもしれないけれども、それを急激に推し進める、特に、個人投資家にそういうものをすすめるという営業行為がはたしてこれは妥当なものかどうかたいへんに心配したわけであります。

それから次に、さらにもう一歩進めましたのは、夏ごろから信用取引が非常に活発化してまいりました。これにつきましては、従来からやつておりますように、そういうことで信用取引の規制といふなどをやつております。

それから秋口以降、秋から十二月ころにかけましては、これは法人活動も個人営業活動も合わせまして、証券業界の競争が激しくなりまして、株価が上がることはもちろん時の需給関係によるわけでありますけれども、その証券業界の過度な競争がさらにそれに拍車をかけているんではないか、というような心配もありました。そういうことが出ておりますが、たまたまおっしゃるフェアな株価ということよりられないんだと、ふしきなんですよということならぬ、それなりにいろんな対策を立てなくちゃならないと思う。まだ、今度も何か新聞を通して知つただけですけれども、四大証券の方たちが内部監査をするとかということで、何か自粛されるといふことが出ておりますが、これがいままでのものなら何ら意味はないのです。自粛といふことは、私たちも痛いほど何べんも聞いておるのです。あなたのほうの努力もわかる、だのに結果はこうだと

ういう点についても、価格形成をよりフェアなものにするということで、いろいろ指導をいたしております。と申し上げますと、そういうようなことで、信用取引を除きまして、いずれも過去になつた非常に新しい株式市場の動き、それに對する証券業界の営業のやり方というものが生じておきましたので、証券取引法にいう投資者保護とい

う観点から、そういった新しい動きが過度になつてしまつたときに、なかなか買付されなくなつたような銘柄がもっぱら投機の対象として、そういうものが介入していった、その会社の持つておる資産の価値、あるいは解散価値といふような状況であります。

○成瀬暢治君 努力をされたんだが、しかし、結果的には、御案内のとおり、新聞に出ておるのが一つの氷山の一角かどくかしりませんけれども、協同開発の株価操作の問題が出てきた。自粛をされ、要望をされ、それから、業界も自粛を何べんか自分たちに言い聞かせるようなことを言つてやつたと思うのです。それなのにこういふことが起つた。また、これから証券市場の自由化等によつて外國も入つてくるといふようなときに、非常に残念なことだと思うのです。体質と申しますしょうか、これは抜本的にどうにもならぬもののかどうか、全くもう大衆投資家といふものの、あなたがおっしゃるフェアな株価ということよりられないんだと、ふしきなんですよということならぬ、それなりにいろんな対策を立てなくちゃならないと思う。まだ、今度も何か新聞を通して知つただけですけれども、四大証券の方たちが内部監査をするとかということで、何か自粛されるといふことが出ておりますが、これがいままでのものなら何ら意味はないのです。自粛といふことは、私たちも痛いほど何べんも聞いておるのです。あなたのほうの努力もわかる、だのに結果はこうだと

いうことになるなら、私は、一ぺん対策といふものを考え直してみる必要があると思いますが、局長はまだそういう時期じゃないよと、あくまでもやつぱり、大衆による株価をつくつしていくのに、いま少し時間をかけて洗練をされてくるのを待つほうがいいというお考えなのか、その辺のことの基本的な考え方を承りたい。

○政委員(坂野常和君) 起きました事件につきましては、私どももたいへん責任を感じております。とれからそいつた事件が起きないよう注意、努力をさらに重ねていかなければなりませんが、こういったことで、株式市場そのものがでたらめなんではないか、時価発行といふものは非常にでたらめをやつてあるのではないかといふような、一部に誤解があることは、これは非常に残念なことがありますし、ま

た、そういう誤解を招くということは証券界としてもたいへんそういう信頼感がないと申しますが、そういうところは気をつけなければなりません。したがつて、証券界が大いに活躍されることで、それがさらに重ねていかなければなりません。したがつて、証券界が大いに活躍されることで、それは外國も入つてくるといふようなときに、非常に残念なことだと思うのです。体質と申しますしょうか、これは抜本的にどうにもならぬもののかどうか、全くもう大衆投資家といふものの、あなたがおっしゃるフェアな株価ということよりられないんだと、ふしきなんですよということならぬ、それなりにいろんな対策を立てなくちゃならないと思う。まだ、今度も何か新聞を通して知つただけですけれども、四大証券の方たちが内部監査をするとかということで、何か自粛されるといふことが出ておりますが、これがいままでのものなら何ら意味はないのです。自粛といふことは、私たちも痛いほど何べんも聞いておるのです。あなたのほうの努力もわかる、だのに結果はこうだと

いふ

いうように、このようにして、いろいろ誤解を招くことと申しますが、その誤解を招くことの原因には、御案内のとおり、新聞に出ておるのが一つの氷山の一角かどくかしりませんけれども、協同開発の株価操作の問題が出てきた。自粛をされ、要望をされ、それから、業界も自粛を何べんか自分たちに言い聞かせるようなことを言つてやつたと思うのです。それなのにこういふことが起つた。また、これから証券市場の自由化等によつて外國も入つてくるといふようなときに、非常に残念なことだと思うのです。体質と申しますしょうか、これは抜本的にどうにもならぬもののかどうか、全くもう大衆投資家といふものの、あなたがおっしゃるフェアな株価ということよりられないんだと、ふしきなんですよということならぬ、それなりにいろんな対策を立てなくちゃならないと思う。まだ、今度も何か新聞を通して知つただけですけれども、四大証券の方たちが内部監査をするとかということで、何か自粛されるといふことが出ておりますが、これがいままでのものなら何ら意味はないのです。自粛といふことは、私たちも痛いほど何べんも聞いておるのです。あなたのほうの努力もわかる、だのに結果はこうだと

いうことになるなら、私は、一ぺん対策といふものを考え直してみる必要があると思いますが、局長はまだそういう時期じゃないよと、あくまでもやつぱり、大衆による株価をつくつしていくのに、いま少し時間をかけて洗練をされてくるのを待つ

ほらがいいというお考えなのか、その辺のことの基本的な考え方を承りたい。

○成瀬暢治君 私は、ルールを守るなんといふことは、もう全くそういうことをどうこうするなん

い以前の問題で、あたりまえの話なんですね。だから、何か対

な御心配はないといふように考えております。

○成瀬暢治君 私は、ルールを守るなんといふことは、もう全くそういうことをどうこうするなん

い以前の問題で、あたりまえの話なんですね。だから、何か対

な御心配はないといふように考えております。

○成瀬暢治君 私は、ルールを守るなんといふことは、もう全くそういうことをどうこうするなん

い以前の問題で、あたりまえの話なんですね。だから、何か対

な御心配はないといふように考えております。

○成瀬暢治君 私は、ルールを守るなんといふことは、もう全くそういうことをどうこうするなん

い以前の問題で、あたりまえの話なんですね。だから、何か対

な御心配はないといふように考えております。

それを、「一番初めに戻つちやつてルールなんといふ話ならば、こんなことはもうお聞きしなくて、以前の問題ですからね。そうじゃないんです。いろんなことをやつておみえになつた。努力を積み重ねてみた。いろんなことをやつておみえになつたのにこういう始末なんです。私は、率直に言えば不信心があるんですよ、大衆も、そこまでこやしないかと——だからやっぱり、前のときの、いまから何年か前ある会社で云々がございましてね。そういうよろなときでも、大衆の投資を保護するというような美名のもとに——美名と言えばそれでいいわけですけれども、たくさん融資やいろんなことをやつたわけです。みんなが国の税金でめんどうを見たわけなんです。それでもう姿勢というものは直つているものかと思った。

だのに、いまあなたから言われるようなことが出てきたわけです。そしたら、何をおつしやるかというと、ルールを守ればいい——ルールを守つたら、前のああいう事件もなかつたわけです。だから、何か特別な対策というものを考えておみえにならぬのか、また、考えられていいんじゃないか、こう思うわけなんです。どうでしようか。

○政府委員(坂野常和君) お説のとおりに、まあ、いろんな面において世間から信頼されないというような風潮があるということは事実でございまして、こういうことに業界みずからがどうこたえていくかといふことが一番大事な問題です。過般、大蔵次官が連合会長を呼びまして、そういう批判に業界みずからがこたえなければいかぬということを申しました。そして協会長が談話を発表しまして、証券業界のあり方といふのを二月二十一日に発表いたしております。これによりますと、いろんな批判があることは、これはもう証券界としては非常に大事な問題であるから、こういふ批判というものを全部はね返して、自分たちは価格形成をフェアにするということに専心いたしました。同時に、まあ、証券界を取り巻く諸環境といふものもありますので、産業界、金融界等も取引市場の公正化といふことに御協力願いたいと

いうような談話を発表しております。その談話を具體化したことにつきましては、いま協会においていろいろ指導中のようでありますけれども、みずからそろこたえた、そろこたえたことに對して、今度は信頼を裏切られるようなことのないよう、みずから自肅、自戒するということが一番の根本だと思います。

しかし、私どもとしましても、今回の事件にかんがみまして、ただ単なる自肅、自戒ということだけで十分な、ルールを守るという意味において、十分な徹底が期し得られないとするならば、やはり法律による強制ということについては、今後今までよりも厳格な態度でそれに臨みたいとうふうに考えております。

○成瀬幡治君 そうすると、法体系としては十分できておる。その運用が、行政上で言えば必ずよ、運用が若干、まあ、あまり干渉したりしては自然形成でやつていく市場に対して行政権が入ることは非常に好ましくないのだといふ姿勢で、自主的な運営といふことでもかせてきた。しかし、こんなことが二度、三度と繰り返されてきた。それだから、今度はそういうことでは

なく、いまの法規に基づいて遠慮なく大蔵省としてはやつしていくんですねと、きびしい態度でありますよといふ、それだけで問題は解決すると、こういうふうにお考えになつておるといふに受け取つてよろしゅうございますか。

○政府委員(坂野常和君) 申し上げましたように、その前段階に証券界みずからが今度はほんとうに自肅自戒して、きつとやるといふことが前提となります。それをこの間連合会長が談話を言つたわけです。それが前提になりませんと、たゞ、法律で処罰するぞといふだけの行政ではうまくなまいらないと思ひます。ですから、業界みずからがそういう気持ちでやつっていく、それが真に効果があがるかどうか、行政はそのあとからそれを見ていく。そして著しく逸脱するものがあれば、

従来よりもきびしい態度で臨みたい。ただし、これは行政だけではなくて、取引所のルール

とか、協会のルールもあります。それについても、同じような態度で臨まなければいかぬというふうに考えております。ですから、業界がやるかやらないか、その意識がそういうことに改まるかどうか、それが一番の基本だと思います。

○成瀬幡治君 まあ、坂野さんも苦労しておみえになると私は思いますし、たとえば、昨年の八月一日に、東証理事長が営業態度について慎重を要望しておる、あるいはいろいろなことがあるわけです。これを見ても、まだ警報もいろいろあると思うんです。具体的にされておると思ひます。あなたがおつしやるよろし、それを非常に期待をしておりますというのも、一つの手だと思いますが、ここで私もいま一挙に結論がどうこうといふ問題ではないと思いますが、ひとつ営業の姿勢の問題については、とにかく目を離してはいかぬ、非常にシビアに、いわゆるフェアな株価形成が行なわれる。そういうところに焦点をしづつてやつていいくことが一つだと思います。これは営業の面です。個々の問題で、時価発行の問題とか、あるいは転換社債の問題が出来ましたが、そういうこと。

もう一つの原因是、株価が高いという理由として、あなたは過剰流動性ということをおあげになりましたが、確かに金がだぶついておつて、そして物にかえておこう、土地にいこう、あるいは貴金属にいこうじゃないかという、そういうものがござります。これはインフレで金を持っておつても、どうにもならない。少なくとも、預金をしておら金利よりも物価のはうがたくさん上がりりますよといふことを政府がみずから発表をしておるわけですが、それが前提になりませんと、たゞ、法律で処罰するぞといふだけの行政ではうまくなまいらないと思ひます。ですから、業界みずからがそういう気持ちでやつっていく、それが真に効果があがるかどうか、行政はそのあとからそれを見ていく。そして著しく逸脱するものがあれば、

従来よりもきびしい態度で臨みたい。ただし、これは行政だけではなくて、取引所のルール

もう一つは、金の問題、いわゆる国民が金を信用をせずに——下がつていくんだから、貨幣価値が下がりますから、物にかえておかなくちゃならぬという私は流れがあると思うんです。こういうことについてどんなふうにお考えになつておるのか、大臣の見解が承りたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまの御論議を伺つておりますと、私もまことに「もつともで、基本的にそのとおりだと考えます。

まず、根本は、最近のいわゆる換物思想といいますよと、これをます鎮静していかなければならぬことについてございますし、それから、証券行政については、私も就任以来、非常にこの大蔵省の行政として大切なことであるといふことをとくと私自身も心得ておるつもりでございました。大体ただいま証券局長からお答えいたしましたように、一つは、現行の法制下においてなし得る限りの手段を講じていかなければならぬことについて、その目的は何かといえば、結局公正な株価の形成というものが関係者の努力によつて醸成されるということが大事である。それから、投資家の保護、特に、大衆投資家の保護といふことで、その目的は何かといえば、結局公正な株価の形成といふものが関係者の努力によつて醸成されるということが中心にいたしました。しかも、これは証券行政それ自体だけではなくて、金融政策上も株価の抑制、それから、株に過当な資金が出てないようになります。たとえば、いまの換物思想問題とも大いに関連するし、過剰資金問題とも関連するわけでござりますが、まあ、そういうことを中心にいたしました。しかし、これは証券行政それ自体だけではなくて、金融政策上も株価の抑制、それから、株に過当な資金が出てないようになります。たとえば、いまの換物思想問題とも大いに関連するし、

打つてきておるわけでござります。そういうたようなことから、立ち入り検査といふようなことも行なつて、証券会社、関係筋にも自廉を求めつゝ、行政権の発動もしてきたわけあります。が、そういうさなかに、検察権の発動といふようなことを起つてしまひましたことは、たいへん私どもとしては遺憾に思つてゐるわけで、申しわけないことであると考えておるわけでござりますが、大蔵省当局としても、さらに、こういう経験の上に立つて、あるいは司法権の発動まで招いたような事態に大いに反省をいたしまして、なおそちらゆる努力を展開したいと考えておる次第でございます。

○成瀬謹治君

二つの面があると思う。

一つは、証券業界全体の營業の問題が一つ。それからもう一つは、何といつたつて、インフレ

ムードなんですね。ですから、根本的なところに私はメスを入れていかないと、株価といふものが、金がだぶつくんですから、持つていてる人はやっぱりいるんなことを言つたつて買ひに走りますよ。ですから、株高になるのはあたりまえのことだと思うんですよ。そこで、それがいわゆる国全体の金融政策、財政政策になつてくる、あるいは税制政策になつてくると思う。そういうことについてどうも大臣は、予算がいま目の前にあらつていてるし、いろんなことでなかなかすぱっと御答弁にならないわけですが、たとえば、ドルの問題にいたしましても、まあ、ドルといふか、円の問題にいたしましても、いろんなことがあると思うんです。ですから、今まで政府の姿勢といふのは、私たちも円は絶対切り上げぬよということで突っ走ってきたと思うんです。そのためいろいろなことをやつておみえになつたと思う。ですか、そのときになつたら、万が一あつたらどうするんだといふような、いわゆるトリプルジレンマを解消するのは今度の予算だなんといふ話も聞いたことがあります。ですから、金融と申しましようか、金がとにかく非常にだぶついて動いておる

と、だから政府としては、大蔵省としては、日銀総裁等ともいろいろ話して、これで一回、二回と準備率の引き上げをおやりになつておる。公定歩合をどうするかといふような話を出ておりますが、一体、過剰流動性といふふうに問題をとらえて、そして量的な規制をしていきさえすれば、このインフレムードといふものがある程度押さえいくことができるときお考えになるのか。それとも總需要といふようなことにも十分意を配していく、いわゆる金融だけではなくて、財政面のほうにも十分配慮をしていくという姿勢があるのかないのか。これはまあ予算との關係で、そうするとおかしいことで、なかなか御答弁しにくいと思いますが、私は、金融だけじゃだめだと思うんです。財政の面もいま一度見直していく。もう円切り上げの至上命令といふものは条件が変わつてきていると、置かれておる立場が。だから、予算の組みかえをしようというのを私はここで言うわけじゃなくて、少なくとも財政を運用する場合の姿勢と、いうものが、予算を組まれた当時と変わつてきておるじゃないかという感じがするわけなんです。ですから、そういうことについて基本的なひとつ考え方を伺いたいと思って問題を提起しておるわけです。大臣の御答弁はまことにじょうずにこう肩透かしなんだ、私のほうが言い足らぬのか。ひとつそりゃやなくて、根元に触れた明快な指針と申しますか、どうするんだという目標を私はしっかりしてもらわないと、行政が一步二歩とものとの動きにあとを追つかけるといふ形になつてくれると思うわけですね。ですから、その点についての明確なひとつ指針といふ意味で御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、結論から言えば、四十八年度の予算を中心とした財政金融政策といふものは、変動相場制に移行した今日においては、ますますその使命、性格といふものが發揮されるべきところであると、こうふうに考えております。たとえば、輸出は大いに奨励されるといふような考え方は、これはかじをとり直さなければならぬ、そして内需にこれが向けられなければならない、そういう意味から言えば、總需要を一

ばならない、そして内需にこれが向けられなければならない、そういう意味から言えば、總需要を一べきでない。過剰流動性の問題に對しては、財政上からいえば適正な規模の公債を発行して吸い上げる、そして財政主導型でこれが福徳国家建設に向かうようにする。この考え方は変動相場制といふような状況にあれば、ますますもつて必要なこととなりますから、このもととの考え方を実施に移して早く展開をさせていただきたいと考えておるわけであります。が、同時に、過剰流動性といふ問題は、しばしば申し上げておりますように、たとえば、どんなの中に水が一ぱいある、その中に油が入つて、その油の分だけをこう抽出しようとしたら、これは日本の場合においては適切な方法をとることはできないし、また不適当である。これはやはり全体的な金融政策の中で処理をすべきものである。したがつて、預金準備率の制度といふようなものは昭和三十七年からできたものであります。こういう状況に非常に適した私は手法であります。これがね信じてあります。ですから、これを二回にわたつて引き上げをやつて、そして資金を「一回にわたつて引き上げをやつて、そして資金の総量を押さえながら、これを背景にしまして、対象別に、目的別にきめのこまかいきびしい金融規制をやる、これがもう現下の日本においては最も適切な手段であると考えます。したがつて、株式に向くような資金の規制については、いち早く相手にきびしい規制を展開いたしましたし、土地につけても同様でございました。他面においては、たとえば、中小企業といふようなものは、日本として一番大切な構造上からいつても大切なものであり、かつ変動相場制といふようなもののもおいてはますます大切な対策を必要といたしますが

いたいのですが、そこで公定歩合の引き上げについてはますます大切な対策を必要といたしますが、こういう面に全般的な金融規制といふものがかかるようであつてはたいへんことになる、むろ反対にこういう面においては金融政策を潤沢に展開していかなければならぬ、そういうふうなことをいま申しましたよろに、目的的に準備率の引き上げといふことを背景にして、選別の規制と

と、このことをきびしく展開しなきやならない、こうばかりいえます。私は、過剰流動性といわれるものが株式に向いてある、あるいは法人の手元資金が従来は潤沢でありますけれども、これらに対する従来の金融の姿を見れば、それであるにもかかわらず、金利を出しの増加量というものが相当あつたという現状を踏まえて特にきびしい金融規制をやりまして、そうした過剰の資金といふものが不適当なところに向かうことのないようには、根元を押えつけたために、これが株や土地に向かつていたわけでござりますけれども、これらに対する従来の金融の姿を見れば、それであるにもかかわらず、これが一月からそういうことをやり出したから、きょうでは三月になつてから、一体これが何千億、何兆円の結果としてどうあらわれてきているか、ということを計量的に数字的に御説明するよなまだ段階ではございませんけれども、感覚的には、まだ相当の成果を私はあげてきていると思います。こうしたような状況は日がたつに従いまして、これが相当の成果が具体的にあらわれてくるものと、これでござります。私は考えでおるわけでござります。

○成瀬謹治君 予算委員会でございませんしすることですが、私はいま大臣の御答弁に賛意を表することもありますが、反論もしたいところもたくさんございます。たとえば、總需要の問題などについてのとらえ方、基本的に總需要を落とすといふことについてはいろいろ問題だと思うのですけれども、やり方を縮めていくとか、いろいろなことがあります。たとえば、總需要の問題などについてのとらえ方、基本的に總需要を落とすといふことですが、そこで公定歩合の引き上げといふようなことは全然お考えになつておりますが、それともいま少し動向を見ながら揚げ超が支払い超になつていくようなとき、いろいろなところを勘案しながらタイミングをはかつておみえになるのか、いま全然お考えをおみえにならないのか、どちらか、その辺のところはどうですか。

○國務大臣(愛知揆一君) 金利政策といふものは、やはり金融政策上非常に大きな役割りを占めているわけでございます。私は、一般論として金利政策といふものを適時適切に展開することがし

かるべきことであると思ひます。これはもちろんそういう考え方であります。現在の日本の情勢下において公定歩合に手をつける、引き上げるということは現在の時点においては不適切である、

○成瀬幡治君 あなたのベースでひとつそれでは話を進めることにして、金融政策で過剰流動性といふものを押えていこうということなんですか、

そこで、どういうことに一番配慮をしておみえになりますか。それで資金を締めていく、量を縮めていくということでそれで問題は解決するというふうにお考えになつております。されば、そうやつた場合にどこへどんなしわが出てくるか、あるいはこのことで自己資金をたくさん持つておられる者はこれはどうにも手がつかない、ですか、どうやられるのか、その辺のところどういうことを期待しておみえになるのかよくわからぬい。私は、準備率を引き上げたら、これだけ塩づけは、資金はこれだけ回転するからこのくらいのおよそ量になるだら、過剰流動性の資金は何兆あるといふような概算を、この前あなたは数字で約六兆が七兆くらい、これをやつたら一兆二、三千億塩づけにできるだらうといふよなことを、本会議が何かの答弁か、あるいはこの委員会でのお答か何かでおやりになつたことを承知しておりますが、一体どこをどういう点で期待をおみえになるのか、その点を、どうも私たちは非常にやつたらもうすでにドルを円にかえてキャッシュを持つて、自分は現金を持つてしまつて、規制のしようがないんじゃないですか。この人たちがいろいろなことをやつていて、どう、借金でやつてあるわけじゃないと思う。それは借金も一部あるかもしませんけれども、そうじやないわけです。たとえば、時価発行したもののが、プレミアム分を資本に繰り入れておるなら私は文句は言わぬわけです。みんな持つちやつておる。だから何をどこをどういうふうに期待してみえるのか、あるいはやろうとするのか、どこにそれがじわが寄つていくのか、どういうふうな

ところを期待しておみえになるのか、その辺のこところをちょっと。

○國務大臣(愛知接一看) まず、いろいろの点から申し上げなければならぬと思ひますけれども、世上でよくいわれていることは、外為会計から円が非常に放出される。昭和四六年では四兆幾ら、四十七年では一兆幾ら、これが過剰流動性の問題である。したがつて、根元を押さるべきである。しかし、これは過去のことで、今日の状況下においては、実需の輸出手形はこれは買い取るのが当然でござります。またそれをしなければ、たとえば、輸出関連の中小企業を例にとりまして、たゞがしても、そういう無理なことをやるべきではない

ところを期待しておみえになるのか、その辺のこところをちょっと。

○國務大臣(愛知接一看) まず、いろいろの点から申し上げなければならぬと思ひますけれども、世上でよくいわれていることは、外為会計から円が非常に放出される。昭和四六年では四兆幾ら、四十七年では一兆幾ら、これが過剰流動性の問題である。したがつて、根元を押さるべきである。しかし、それは過去のことで、今日の状況下においては、実需の輸出手形はこれは買い取るのが当然でござります。またそれをしなければ、たとえば、輸出関連の中小企業を例にとりまして、たゞがしても、そういう無理なことをやるべきではない

ところを期待しておみえになるのか、その辺のこところをちょっと。

○國務大臣(愛知接一看) まず、いろいろの点から申し上げなければならぬと思ひますけれども、世上でよくいわれていることは、外為会計から円が非常に放出される。昭和四六年では四兆幾ら、四十七年では一兆幾ら、これが過剰流動性の問題である。したがつて、根元を押さるべきである。しかし、それは過去のことで、今日の状況下においては、実需の輸出手形はこれは買い取るのが当然でござります。またそれをしなければ、たとえば、輸出関連の中小企業を例にとりまして、たゞがしても、そういう無理なことをやるべきではない

ところを期待しておみえになるのか、その辺のこところをちょっと。

方針は、その他いろいろの観点から、日本ではと必要もなければとるべきでない、こう考えます。

それからその次は、法人の手元資金といふことがよく言われます。なるほど法人の手元資金はございませんが、申込表の上でもかなりふえております。し

かし、それにもかかわらず、これと金融機関から貸し出し、そして手元資金を持っていると、相当潤沢であるというところにも、非常に多くの金が過去においては流れております。したがつて、そのマネーサプライの現状から申しますれば、商社に対してもこれ以上の与信といふか、金融を必要に与える必要は絶対ないわけございませんが、そこでたとえば、大手十社とか二十社に對しましては、特に先ほど申しましたように、対象別に窓口規制を非常にきびしくしていく、限度を設けていく、あるいは日銀の買い入れ手形の種類別の規制まで組み込んでやつてあるわけござります。ですから、先ほど申しましたように、この成果がどういうふうに形量、数量的になつてくるかということを現状において数字でもつて御説明するようまだ段階ではございませんし、資料を浴びれば投機資金が乱入いたしましたから、これらは数々で約六兆が七兆くらい、これをやつたら一兆二、三千億塩づけにできるだらうといふよなことを、本会議が何かの答弁か、あるいはこの委員会でのお答か何かでおやりになつたことを承知しておりますが、一体どこをどういう点で期待をおみえになるのか、その点を、どうも私たちは非常にやつたらもうすでにドルを円にかえてキャッシュを持つて、自分は現金を持つてしまつて、規制のしようがないんじゃないですか。この人たちがいろいろなことをやつていて、どう、借金でやつてあるわけじゃないと思う。それは借金も一部あるかもしませんけれども、そうじやないわけです。たとえば、時価発行したもののが、プレミアム分を資本に繰り入れておるなら私は文句は言わぬわけです。みんな持つちやつておる。だから何をどこをどういうふうに期待してみえるのか、あるいはやろうとするのか、どこにそれがじわが寄つていくのか、どういうふうな

債以上のものを強制して持たせるかというような債以上のあることは御承知のとおりだ

けでございます。このプレミアムといふものは、本来の趣旨のように、資本の充実——商法も資本と同様に扱うべきものであるとしているわけですが、さうしますから、そういうような方向に行けば時価発行といふものは、私はむしろ適切な措置である、こういうふうに考えます。

○成瀬幡治君 私は、実は金融政策といつても、プロート後と申しましょうか、あるいは円の切り上げを阻止する、あるいは物価高といふやうなことをいろいろとにらみ合わせながらやっていくときについての非常な留意点はと、こうお尋ねしましたところ、まあ、商社を一つ例にとられて、あるいは規制をする、目的を持つて特に留意をしながら、窓口規制をやつしていくと、ううんについてはわかりますが、基本的な問題としては、何といつても私は、自己資金を持つて、いわゆる手持ち資金を持つてゐるのはあたりまることでございました利潤を追求するのではなく、その中でいわけですから、締めれば締まるほど、その中でまた利潤を追求するのではなく、その中でありますから、格差が開くんですよ。格差が開くといふことについての対策はどうかというのが、点。それから、もう一つただしておきたい点は、過般の本会議ですか、きのうですが、おどといです。かの質問のときに、野々山君が輸銀、特に開銀のあり方について、日本の産業構造といふものを国際収支の面から勘案しながらやつておきますと、産業構造といふものをどう持っていくかといふことが非常に大事な点になつてまいります、と思うわけであります。そのときに、ただ単に締めておりさえすればいいだけでは、基本的な問題を何ら解決しないということになる。そこで、そういうよくなきについてはどういう考え方を持ってみえるのか、過般の答弁では、ちょっと貸し出し先のウエートを変えたといふようなのが田中総理の答弁でございましたが、非常に私たちには認識がござつておる、いわゆる時代が、認識がされておるといふ印象を、私はあの答弁、簡単な答弁でございましたけれども、受け取つたわけでございますが、

そういうような点については十分配慮してみえるのか、考えておみえになるのか疑しいわけです。ですから、そういうような点については、どういいますから、もう一度承りたいと思います。

それから、時間もございませんから、ついでに問題を個々別に入つてまいりますが、一体、時価発行なり転換社債といふものは、今後もここ当分獎励を、オーソドックスに言えばいいことなんだからという獎励の姿勢にあるのか、これを非常にしたところ、まあ、商社を一つ例にとられて、あきびしくチェックしていくといふ姿勢にあるのかを承つておきたいと思います。それはなぜかと申しますと、昭和四十六年のときが——これは私は資料で言つわけじゃない。これは新聞の記事でござりますから、ほんとうはあなたのほうからどれくらいやって、どのくらいだということが聞きました。それから、時価発行が。それから四十七年度は三百七十六件あつたといふに實は承つておるわけですが、考えてみれば、上場銘柄その他から見て、一部、二部いろいろやつてみて、相当なバランスでステージに実はなつておるわけでござります。

それから、昨日の御答弁で本会議で十分申し上げられなかつた点もありますが、民間の金融に対して、これほどの態度でやつておるくらいでございますから、財投の配分計画等におきましては、これは政府みずからが当然切りかえをやらなければならぬ。そこで、一例として申し上げておる等も、あるいはそれの額等も実はお聞きしたいわけですが、これは、後刻またこの問題プロパーで審議するときには資料として出していただければいけますから、姿勢だけはひとつこの際承つておきたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど来申しておりますように、最後の御質疑ですけれども、時価発行、転換社債といったようなことは、現下のオーソドックスな要請にこたえられるものであると思いますから、件数が逐次ふえるのは自然の成り行きでありますし、私は、ですから、けつこうなことである。そして、福祉国家建設につながるよしなもの、基幹産業とかなんとかといふ名前でも、結局これは大企業関係にありますから、そういうもの。それから、貿易関係、これは輸銀とか基金とかが関係いたしますけれども、こういうものは四十八年度はもちろんゼロにいたしております。そうして、福祉国家建設につながるよしなものに入割五分を充当している、そのほかに若干まだ道路その他のが一五%の中に入つておりますから、これもできるだけ過疎地帶その他のことかし、それはあくまで先ほど来る申し上げておきたい、こういうふうな考え方でござりますように、基本的には商法から始まるわけだと思ひますけれども、あくまでオーソドックスにやられなければならないわけで、ときにまことに

残念なことは、違法が行なわれておることも御承知のとおりでございます。ですから、政府みずからまずそぞら、これに藉口して。ですから、こういう点は、いろいろのについては十分の配慮をいたしたつもりでありますのが四十八年度の計画でございます。

○成瀬幡治君 いろいろのことで、答弁としては、非常にこの中には、時価発行の株の応募等についての金融については、これは厳重にチェックしなければならぬぞといふことも、金融政策の中特に一項掲げて、すでに措置しているのも、そこの政府の気持ちのあらわれでございまして、今日のようないい處でありますか、時価発行といふことを承つておきたいと思います。それはなぜかと申しますと、昭和四十六年のときが——これは私は資料で言つわけじゃない。これは新聞の記事でござりますから、ほんとうはあなたのはうからどれくらいやって、どのくらいだということが聞きました。それから、時価発行が。それから四十七年度は三百七十六件あつたといふに實は承つておるわけですが、これはその対策として、その一環としておきたいのですが、持てるものが非常に多いのではないかといふことを申し上げたいから、いろいろのことを言つておるわけです。

過剰流動性といふことは、持てるものが非常に多いといふのが一言に言えると思います。たとえば、これはその対策として、その一環としてお聞きしたいのですが、金融政策でやつていくもので、その点は御了承いただきたいと思います。

それから、昨日の御答弁で本会議で十分申し上げられなかつた点もありますが、民間の金融に対して、これほどの態度でやつておるくらいでございますから、財投の配分計画等におきましては、これは政府みずからが当然切りかえをやらなければならぬ。そこで、一例として申し上げておる等も、あるいはそれの額等も実はお聞きしたいわけですが、これは、後刻またこの問題プロパーで審議するときには資料として出していただければいけますから、姿勢だけはひとつこの際承つておきたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど来申しておりましたように、最後の御質疑ですけれども、時価発行、転換社債といったようなことは、現下のオーソドックスな要請にこたえられるものであると思いますから、件数が逐次ふえるのは自然の成り行きでありますし、私は、ですから、けつこうなことである。そして、福祉国家建設につながるよしなもの、基幹産業とかなんとかといふ名前でも、結局これは大企業関係にありますから、そういうもの。それから、貿易関係、これは輸銀とか基金とかが関係いたしますけれども、こういうものは四十八年度はもちろんゼロにいたしております。そうして、福祉国家建設につながるよしなものに入割五分を充当している、そのほかに若干まだ道路その他のが一五%の中に入つておりますから、これもできるだけ過疎地帶その他のことかし、それはあくまで先ほど来る申し上げておきたい、こういうふうな考え方でござりますように、基本的には商法から始まるわけだと思ひますけれども、あくまでオーソドックスにやられなければならないわけで、ときにまことに

て、なかなかいいやりますなんといふなわけにはいかぬ問題だと思いますけれども、私は、世論といふものを背景として考えてこなければならない時期に来ておるのじゃないか。何年先になるかは別として、来年やるのか、再来年やるかといふことは別として、とにかく必要なことじゃないか。それは、いままでの税も、私は、一つの目的を持つてやってきた。資金も金融も財政も輸出振興といふことで、あるいは産業を優先させてやつてきた。というその結果が思はないところいろいろと——目的も達したけれども、副産物も出てきた。その副産物はつまなくちやならぬ、もう一派分配し直さなくちやならぬといふところに実は来ておると思うんです。ですから、そういうような点については、私は、機会あるごとに政府はこれでいいのか悪いのかということについて絶えず反省をしておみえになつておると思う。やつてきたことについての反省の一環としてやはりそういうようなことについて考る時期が来ておるのじやないかという意見を持っております。しかし、党でこれをどうこころするかいうところまでまだ来ておりません。全く個人的な見解として持つておるわけでございますが、一体そういうよなことについてはどんなふうにお考えになつておるのか。いわゆる社会不安といふものが——それはそらじやなくて、富裕税は取られ、仮称でございますが、そういうよなものはやらぬとするなら、所得税のほうの減税といふものをどうするとか、あるいは週休二日制といふものをどうするとか、あるいは企業に対する分配率の指導、いわゆる賃金コストダウンといふよなものは政府は一切言わぬといふよな姿勢といふものだとおかなくちやならぬ。そういうよなことについてはどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) 一口に言えば、資源の配分といふことを考えなければならぬ時期が來つつある。したがつて、いまぐとは言わぬけれども、政府も積極的にそういう考え方で建設的に考るべきである。私は全然賛成でござります。

私は、ですから、四十八年度の財政計画を考えます場合にも、資源の配分といふことを——これも一面から言えば、財政主導型といふよな表現でない御批判をいただいておりますけれども、基本的な考え方としては、そういう考え方方に立つて編成したつもりでござりますから、もう公然と私申しておりますのは、たとえば、税制については、四十八年度はこういう考え方でありましたが、たとえば、法人税は税率まではまいりませんでした。法人税の重課、それから、勤労階級に対する課税所得の拡大ということを中心にはこれまで手をつけるということを今回はまいりましたが、四十九年度あるいはそれ以降におきましては、法人税の重課、それから、勤労階級に対する特徴税の減税ということは、何としてもやるべきことであると、私が公然と申しておりますことは御承知のとおりでございます。

それから、富裕税ということも中心に相手をつけるということを今回はまいりましたが、四十九年度あるいはそれ以降におきましては、法人税の重課、それから、勤労階級に対する特徴税の減税ということは、何としてもやるべきことであると、私が公然と申しておりま

すことは御承知のとおりでございます。

それから、富裕税といふことについても私は興味を持つております。これは昭和二十五年から三年間でございましたが、現にわれわれ経験しておるだけです。ただ、そのときをひきかえて考

てみますと、なぜあれをやめたかと、その理由は何であつたかとひるがえつて考えますと、いわゆる表現されない資産の把握が困難であるといふこと

と、それから、収益を生まない資産に対して課税をするということはいかがであろうかと、その点がよくわかる

ことだ。防ぐべきだと、この法律の範囲外の問題であります。ただし、この法律にいわゆる公開買付け制度——テークオーバーピード

の制度が入っております。これはやや趣旨が違いますか、必ずこの制度にのつとらなければ買付けはできないと、いうことはないわけです。た

だ、どういう方法をとるにしましても、やはり市場で買付けをいたします以上は、証券会社に頼

まなくてはいけないわけです。その証券会社が、もちろん頼まれた機密といふよなことを、それ

はあるかもしれません、私的には、しかし、その

買付けの方法が、市場の価格を不当にやがめる

よなやり方であるならば、これは証券取引法の

問題でござりますから、あるいは取引所のルールの問題ですか、不當にやがめるよなことであ

るならば、それは証券会社が注文を断わるなり、

そういう注文はいけないと言わなければいけない。ただ、自然に買付けることによつて株価が

徐々に上がっていくといふよなことであります

れば、これは法律に触れるとか、取引所のルールに触れるというわけじゃありませんので、それが

一つの理由になつておりますね。片方しゃ、そういうことがありますんなら、公開買付けをやられてもやつぱし上がるいくと思うんですね。もう一つ

のところがちょっとわかりかねるわけなんですね。やり方は、御案内のとおり、架空名義なりあ

るは他人名義で頼んでやるとか、いろんなこと

があるわけですね。そういうよなことについてわかるんですか、これがどこがやつておるかとい

うよなことを。今後証券業界の自肅されたもの

が結果的に——これはだれが動いてやつておるんだといふことはなかなか容易につかめないんじや

わかるんですか、これがつかめるようないい

いながら、片方しゃ、やっぱ資金があると

でもおるわけです。これじゃ正常だと言えない

と思いますね。そこら辺のところの調整というか調

和といふのは、どうやってところとしておみえになるのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(坂野常和君) 安定株主工作といふものが非常に積極的に行なわれるのは事実であります。証券取引法は、御承知のとおり、証券取引に関する投資者保護をかるという観点でありますので、この法律の目的とするところから、安

定株主工作がいいとか悪いとか、防ぐべきだとか、防ぐべからざるだと、いふことは、この法律の範囲外の問題であります。ただし、この法律にいわゆる公開買付け制度——テークオーバーピードの制度が入っております。これはやや趣旨が違いますか、必ずこの制度にのつとらなければ買付けはできないと、いうことはないわけです。た

だ、どういう方法をとるにしましても、やはり市場で買付けをいたします以上は、証券会社に頼

まなくてはいけないわけです。その証券会社が、

もちろん頼まれた機密といふよなことを、それ

はあるかもしれません、私的には、しかし、その

買付けの方法が、市場の価格を不当にやがめる

よなやり方であるならば、これは証券取引法の

問題でござりますから、あるいは取引所のルールの問題ですか、不當にやがめるよなことであ

るならば、それは証券会社が注文を断わるなり、

そういう注文はいけないと言わなければいけない。ただ、自然に買付けすることによつて株価が

徐々に上がりいくといふよなことであります

れば、これは法律に触れるとか、取引所のルールに触れるというわけじゃありませんので、それが

どういう方法で行なわれるか、かなり急激に大量資金を押しつけてくるか、それとも非常に長期間かかるべく徐々に買付けていくかというスピードの問題とか、あるいは大ぜいの人の使つてやるか、あるいは単独でやるか、いろいろなやり方があると思います。そのやり方の中で、証券取引法なり、取引所のルールに触れない範囲であるならば、それは委託される証券会社側としても何も言うべきことではない。しかし、触れるようであるならば、それを断わるなり注意するなりするのが証券会社の義務である、そういうふうに考えております。

なら——私は業界とよくお話題つて、フェアな性格形成というところにウエートを置くなら、片方には利潤の追求なんだから何やつてもいいんだとう、規則に違反しなければ何でもいいんだといけれども、その以前の問題として、私は、一度十分考慮してもらわないと、ことばではいろんなことがあるとしても、結果的には何らならないといふことだと思いますから、これはひとつそういう意味で申し上げ、御検討をお願いしたいと思います。十分研究してもらいたいと思います。

告者につきましては、資産債務明細書というのを添付してもらうことになつておりますので、その限りにおきまして中身がわかるわけでござりますけれども、それ以外の方で、もし、そういう方々は一般的には、証券取引に基づく所得というのは、おおむね雑所得と思われますが、二千万円以下の申告の方につきまして、かりに雑所得としての有価証券取引の所得がございましても、これは内容が全然わからないという形になりますので、御期待の正確な資料ということはおそらく作成す

が、なるほど調査の手法等については非常に困難な面がござりますけれども、最終的には課税処理をした金額が、私の手がけました集計では十一億といふ所得を把握してございます。それから、そのほかに、こうした証券取引について特に関心を高めるようにということで、いろいろな調査のシステムも部内で打ち合わせをしたわけございますが、それに伴いまして、全国で法人、所得、資産というそれぞれの部門別に事績検討会というのをしておりますが、その中で、必ず有価証券の取

○政府委員(坂野常和君) 証券取引法の範囲、あるいは証券行政の範囲がらは、本来フェアな取引を規制する目的であります。したがつて、たとへば株式会社の発行する株券そのもの、つまりは架空名義預金ですね。同じところで株も——片方でそういうものがあるように、株券でやつたり、いろいろあると思うんですよ。架空名義でやつたり。なかなかいま、答弁では私はそういうふうだと思うんですよ。実際は全く架空名義、そういうものでやつておると思うんですね。証券会社でいえば、系列を使い、ダミーを使ってやつておると思うんですが、なかなか容易じやないんだから、そこが今後の自肅なり、あなたのほうの行政というものは、そういうことがわかるような——公開、非公開は別ですよ。ですが、そういうことが把握できるようなことまで立ち入られるのかどうかということを私はほんとうは聞きたいのです。そこはどうなんですか。押さえることがでできるのか、不可能なのか。不可能なら私はいろいろと次の手を考えなくちゃいけないと思つておる。

○政府委員(江口健司君)　ただいま公式にとつておる一例、これが釐本の私費私益の区分にかゝつてある。私はもはやいたいわけですが、全国の資料なんといふのはとてもたいへんなどと思ふから、一概務署といふか、あるいは東京国税局管内ぐらいで、これで所得税を払つた人が何人ぐらいおつて、そうして税額はどのくらいかというようないふとは資料としてお出しitただくわけにはまいりませんでしょくか。

○政府委員(江口健司君)　ただいま公式にとつております税務資料では、所得の種類別に資料をとつておりますが、有価証券の譲渡によります所得につきましては、取引の形態によりまして、譲渡所得に分類するもの、それから事業所得に分類するもの、それから一般、多いケースとしましては雑所得に分類するもの、おおむね三つに所得の種類は分かれると思ひますが、それぞれ所得の分類の中に含まれておりますので、その所得の種類の中で、所得の発生原因別に統計をとるといふことはきわめて困難でございますので、いまのこところは一切そうちした報告を求めていないというのが実情でございます。

○政府委員(江口健司君) 具体的にはちょっと御説明しにくい問題でございますが、私も昨年まで直税部長をやつておりまして、私の経験から御説明いたしまして御推察をお願いしたいわけですがござりますが、御承知のとおり、ここ四、五年前から株式の取引がかなりわれわれの目には顯著なものとして映つてしまひました。たまたま四十六年にドル・ショックがございまして、そのときには幾らか谷を形成するというような形がございましたが、むしろ、四十六年の八月の時点以降ごく最近時まで、さらにそのドル・ショック以前と比較いたしまして、株式の取引がそれ以上に活発になつておるという実態もござりますので、われわれ直税部長会議等を通じまして、株式の、特に大口の取引については、あらゆる資料を駆使して関心を持つように、あわせて問題点につきましていろいろ分析上、法律解釈上、問題があるような点がござりますので、特に重要な事案等については、府に

○鈴木一弘君 この前のときの委員会でちょっととお伺いしようと思つて、時間がなくてやめたのですけれども、その問題をちょっと先にやらしていただきたいと思います。これは本会議のときにも伺つつもりで、時間で省略した問題なんですけれども、例の今回のドル・ショックの問題で、まあ、これは金融に関する問題でありますから、そのことで、円がフロートに移つたと、これで、今度はいつ固定相場制になるかわかりませんけれども、それに対して、この前のときは、中小企業関係の繊維についての影響のことはお伺いをしたんですけども、ありますけれども、いわゆる非鉄金属関係のことできょうはちょっとお伺いをまずしたいと思いまさいますので、相当程度この点につきましては、第一線としては、事務量がかなりかかることは事実でございますけれども、関心がきわめて高まつておるというふうに認識しておりますので、先生御指摘のように、ほんんど課税が抜けてしまつておるという印象は私どもは持つておらないわけでござります。

○成瀬輔治君　できないということは私もはつきりしておると思うんです。そこを今度おやりになるのが私は自歎だと思うんです。それがもう一步るいは調べるとかいうことはできないと思います。

それから、所得のほうは、たとえば、サンプルの調査によりまして、ある税務署の場合といふとでとらえることが可能でございましても、金額的にはなかなか分離することが困難であるといふ感じがいたします。大口の所得者等につきましては、御案内のとおり、所得金額二千万円以上の由

上申するようにといひ打ち合わせを再々したわけ  
でござります。私が直接手がけました大口の、特  
に問題の複雑な、問題事案とわれわれ称しており  
ますが、私の就任しておりました時期に直接処  
理しましたもので十数件——東京、大阪、名古  
屋、それから金澤というもので十数件ございます。

ますが、きょうは通産省から来てもらつておりま  
すので、この点で伺いたいと思いますが、アルミ  
の場合に、国内の消費量、これは百三十万トンと  
称しております。百万トンが国内産で、三十万ト  
ンが外国産である。ところが、それに對して非常  
に価格の差があるということなんありますけ

れども、一トン当たり二万とか、三万の差があると、こういふような話なんですが、その辺の実態をまず、これは通産省のほうから伺いたいと思います。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) お答え申し上げます。

非鉄金属製品は国際商品でございまして、その

ために、為替レートの変動がござりますと、直接的に影響を受けるという商品的な特性があるわけでございます。前回の三百六十円から三百八円といふ円の切り上げに伴いまして、先生御指摘のよ

うに、日本のアルミニウム価格は、当時二十万円の平均販売価格から、十八万円へと、約二万円の価格の低下があつたということござります。

一方これに対応いたしまして、輸入製品の価格は、やはり二万円下がりまして、十九万円から十七万円であつたということございまして、この時点におきます内外の価格差は、一万円であつた

七とか、さらには二〇%の円の切り上げが予想されておりますけれども、そなつたときには、

大体どのくらいの差になる予定ですか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) 御承知のように、現在はフロートしておりますので、円がどの程度切り上げられるかということはわからぬ問題でござります。しかし、もしかりに、一五%が切り上

がるというような前提を置きまして試算いたしてみますと、先ほど申し上げました輸入価格の十七万円は、さらに二万円下がる。したがいまし

て、一五%よりも切り上げ幅が大きくなりますと、さらにそれよりも安くなるという事態が発生いたします。

○鈴木一弘君 で、国内価格のほうはトン十八万円といふいまの答弁でしたが、それは下がる見込みはあるんですか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) これはアルミニウムの国内におきます総原価というものとの関係にお

いて見なければなりませんが、私どもが調べておられます総原価というところを見まして、予想といたしましては、たぶんもう一万円ぐらい値が下がつたところぐらいにならうかと思います。したがいまして、今回もしも二万円あるいは二万円以上価格を下げねばならないというような情勢下におきまして、その半分ぐらいまでは追随できるが、あと半分ぐらいは追随できないだらうといふように予想しております。

○鈴木一弘君 これは、いままでの産業、非鉄金属全体がそらなんですが、非常にアルミニウム等については日本の消費量がふえている。つい最近まで八十万トンだったのが、一百万トンになり、百三十万トンになつた、わずか二年くらいで五、六十万トンふえておる。私たちの生活にものすごく出てきておる。そういう点で、それがほとんど輸入製品になつてくるという形になるのが、はたしていいのかどうかといふことは非常に考えものである。その点から、いままでなぜ太刀打ちできてきたかといふ理由が、まあいろいろいわれているのですけれども、一つは賃金の問題、いま一つは関税で保護されておる、こういうことだと思います。私、ここにコストの比較表を持っておりますけれども、これを見ると、電力料金等は、日本のほうがはるかに高くて、コストの中に非常に多額を占めております。大体アメリカの会社の倍はあります。しかし、もしかりに、一五%が切り上

がるといふような前提を置きまして試算いたしてみますと、先ほど申し上げました輸入価格の十

七万円は、さらに二万円下がる。したがいまし

て、一五%よりも切り上げ幅が大きくなりますと、さらにそれよりも安くなるという事態が発生いたします。

○鈴木一弘君 で、国内価格のほうはトン十八万円といふいまの答弁でしたが、それは下がる見込みはあるんですか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) これはアルミニウム

地金、こういふものについてはどういう考え方を持つておるのか、伺いたいと思います。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) いまお話しやいましては、電算機については緊急關稅の問題を考えて検討を始めているようですが、アルミニウムの問題等があつたときに、非常に太刀打ちが困難ではないかといふ考え方をしておるわけです。伺うところでは、通産省では、電算機については緊急關稅の問題を考えるところから、これが円の再切り上げということになると、非常に太刀打ちが困難ではないかといふことになります。これは、數量規制が何かを考えざるを得ないのではないかといふことになつてくると思います。その辺の検討はまだこれからでござります。

○國務大臣(愛知揆一君) 数量規制といふことには、また、これは国益という点からいかがかと存じます。しかしながら關稅によらずして保護、助成などすることを考えるべきではないか。

に、わが国のアルミのコストが高いというのは、そういう事態が発生する可能性はあるわけでござります。で、一体、それではどのくらいの輸入量が入り得るかということを一面において考えなければいけないわけでございますが、御承知のように、このような問題になりますもう一つの重要な点は、ここ二年ぐらい前から世界のアルミニウムの需給がくずれまして、たいへんな実は供給過剩になつたわけでござります。そういうことで、國際価格が低落しておるといふことが一つの問題点でござりますが、最近ようやく世界のアルミニウムの生産調整、自主的な生産調整といふものになりましたが、ほぼ需給が回復しつつあるといふこと

で、わが国への輸入量もある程度限定されてくるという問題。それから、もう一つは、輸入価格が少しずつ上がっていくのではないかといふような予想が一方でござります。したがいまして、先ほど申し上げましたように、円の切り上げに伴いまして、それに追随できないという現象はございませんが、これに伴いまして、一体どのくらいのものが、どのくらいの値段で日本に流入してくるかといふことは、いまのところはつきり予想ができないわけでござります。あるいは国内の生産者にとりまして、相当重大な影響が出るような輸入量、あるいは輸入価格で入つてくるおそれはあるかも知れませんが、必ずしもそうなるとは現在のことから、これが円の再切り上げということに

なる。これは、緊急關稅といふことも考ざるを得ないのでないかといふことになつてくると思います。その辺の検討はまだこれからでござります。

○國務大臣(愛知揆一君) それはわかります。といつて、されども、それは数量規制をやるか、そういうことしかないと、いうことになつてくるわけですね。大臣の言うように、世界的に日本も關稅の一括引き下げをやつて、特惠關稅も供与してい

ます。しかし、なかなかこれを措置するということについては、なかなか問題ではないか。まだ政府といたしましては、アルミ対策といふものを確立しておません段階であります。しかし、私見にわたりますけれども、關稅によつてこれを措置するといふことについては、なかなか情勢でござりますから、緊急關稅を新たに設定するということは、なかなかこれは考えにくいでござります。アーリミーの問題を確立しておません段階であります。

同時に、關稅の問題につきましては、一面におきましては、關稅についてはすでに一率二割引き下げをやり、特惠關稅の、何といいますか、完全化とも申しますが、なかなかこれを考へにくい問題ではないか。まだ政府といたしましては、アルミ対策といふものを確立しておません段階であります。しかし、私見にわたりますけれども、關稅によつてこれを措置するといふことについては、なかなか問題ではないか。まだ政府といたしましては、アルミ対策といふものを確立しておません段階であります。

○鈴木一弘君 それはわかります。といつて、されども、それは数量規制をやるか、そういうことしかないと、いうことになつてくるわけですね。大臣の言うように、世界的に日本も關稅の一括引き下げをやつて、特惠關稅も供与してい

る、こういうかつこうになつておりますから、そ

うすれば、当然、まさかそれを逆行するといつてはできません。しかし、みずから、自分のところの首を締めてしまふわけにはいかない。そうする

と、もうこれは、數量規制が何かを考えざるを得ないのではないかといふことになつてくると思いま

す。その辺の検討はまだこれからでござります

か、考へがあつたらぜひ伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 数量規制といふことは、また、これは国益という点からいかがかと存じます。しかしながら關稅によらずして保護、助成などすることを考えるべきではないか。

と思ひます。それを数量規制というところまでい  
くようでは、これまたたいへんなことであると、  
こういうふうに、きわめて常識的でござります  
が、まだ最終的に政府の案といふものができてお  
りませんので、まことに常識的で恐縮でございま  
すが、ただいまのところはそういうふうにお答え  
するしかございません。

○鈴木一弘君 いま一つは、御承知のように、アル  
ミニについても、これは特惠関税が地金にはござ  
います。そういうことで年間何とか入ってきてい  
るわけですが、現在のシリングワクはどのぐら  
いになりますか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) 特惠関税は、まず関

税率といたしましては、一般の九%の関税に対し  
まして四・五%，二分の一譲許しているわけでござ  
います。なお、そのシリングワクは、四十七

年度において約六万トン、四十八年度におきましては約六万七千トンでございます。

○鈴木一弘君 これは急激な拡大ということは、大臣、押えられるということになりますか。いま

ぐらいの、いわゆる一〇%ぐらいふえているわけ  
でありますけれども、その程度でどどると、毎

年そのぐらいずつ上がっていくと、こういうことです  
ですか。

○国務大臣(愛知揆一君) ちょっとお待ちいただ  
けませんか。委員長、ちょっとお待ちいただきます。  
○委員長(藤田正明君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(藤田正明君) 速記をつけて。  
○鈴木一弘君 これは大臣は所管ではありません  
から申しわけないのでけれども、電力料金が  
はつきり申し上げて電気のかん詰めといわれてい  
るアルミニウムの地金の問題なんだけれども、  
電力料金のコスト差といふものが、アメリカの場  
合はトン当たり一万七千円から一万八千円、日本  
の場合はトン四万五千円というようなかかり方を  
しているようです。そういう点の配慮が何かない  
と、精練用だけではこれはいけないのじやないか

といふ感じがするわけですねけれども、全世界的に  
見ても同じような傾向なんです。日本だけが特に  
高いという感じがありまして、で、ほかの電力料  
金のほうもけつこう高いのに、そこまで高い。す  
べてが相当高い。また、このところで電力料金  
を値上げするといふような空氣もある。これはほ  
んとうに日本がこれから国際社会にどんどん乗り  
出していく、大きな波をかぶるというときに、こ  
どもいうふうにお考へになつていらっしゃるかを  
伺つておきたいのであります。

○国務大臣(愛知揆一君) 所管外でござりますか  
ら、越権的なことを申し上げるのも恐縮なんです  
が、先ほど私は関税はなかなかむずかしいといふ  
ことを申し上げたわけですが、何か措置をしなけ  
ればならない、その対策の中に考へ得る一つの要  
素ではあり得ると思ひますけれども、なおこれは  
通産大臣とよく協議いたしたいと思います。

○委員長(藤田正明君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(藤田正明君) 速記入れて。

○政府委員(大藏公雄君) を答えいたします。特  
恵のワクの、毎年の特恵の割り当て額の設定と申  
しますのは、関税の暫定措置法の第八条の四によ  
りまして、まずこの制度は、昭和四十六年の八月  
の一日から発足をいたしたわけでございますけれ  
ども、毎年のワクのきめ方は、法律の規定により  
まして、まずその後進国からの輸入の、特恵適用  
国からの輸入の、昭和四十三年度のまず輸入ワク  
を基準にいたしまして、それに加えまして後進国  
以外の、いわゆる特恵適用国以外の先進国からの  
年度の分でござりますと、昭和四十五年度にそ  
の場合はトントン当たり一万七千円から一万八千円、日本

の場合はトントン四万五千円といふようなかかり方を  
しているようです。そういう点の配慮が何かない  
と、精練用だけではこれはいけないのじやないか  
と思ひます。

○委員長(藤田正明君) 速記を入れて。

○鈴木一弘君 これは大臣、特恵のことはよくわ  
かりましたけれども、はつきり申し上げて、これ  
は私も確かに低開発国のために必要なものが特恵  
関税だと思いました。ところが実際問題として  
は、カイザー社であるとか、アルコアであるとか  
といふようなアメリカのいわゆる国際企業、こう  
いった企業が低開発国で開発をしている  
にあります上におきまして、国内産業が非常に困る場  
合、そういうたよな場合には、緊急関税といふ  
ものをできるだけ彈力的に発動をし得ると、こう  
いう体制をいたしましたために、昨年の未開税率審  
議会にいわゆる特殊開税率部会といふ部会を設けて  
いただきました。そこで、国内産業の事情によりま  
して、国内産業の事情によりまして、  
は、すみやかにこれに對処し得るような体制を現  
在整備をいたしておるわけでございます。アルミ  
地金業界の問題に關しまして、いろいろな内レ  
トのフローの問題であるとか、あるいは緊急に  
ほかの国からの輸入が急増する、こういったよ  
うな場合に、緊急開税を発動をするか、あるいはそ  
他の対策によりまして対処するのかというような  
問題は、要するに、通産省とよく協議をいたしま  
してきめるべき問題であらうかと思ひますが、で  
きるだけいまの業界の合理化によつて対処しても  
は、そういう点が、この問題だけじゃないので  
す。そういう点が、この問題だけじゃないので  
す。私はたまたまこれを調べたらそういうことが  
わかつたのですけれども、ほかの産業にもこれは  
言えることあります。そういうところから見て

が、特恵適用の輸入ワクに關しましては、法律に  
よつてきまつておりますので、特にアルミニ地金の  
分に關してのみ特恵輸入ワクを、ほかの物資の算  
定方式と違つてきることは、非常にこれは法律  
上不可能な状態になつておるわけでござります。  
さらに、したがいまして、アルミニの場合には、先  
進国からの輸入が年々ふえてきておりますので、  
ほかの物資と比較をいたしますと、昭和四十三  
年度に特恵適用国から輸入される分に加えます數  
量が、その一〇%相当額を加えます分が、ほかの  
物質と比較いたしますと相対的に大きな数字にな  
るということに相なりますので、したがいまし  
て、比較的特恵適用金額の輸入ワクが大きくなる  
という問題はあるかと存じますが、その算定方式  
が法律に定められてきめられておりますので、こ  
れを特別扱いをするということはできないかと思  
います。

また、アルミニ地金の場合に緊急開税を発動する  
ことはどうかといふ問題でございますが、これは  
私どもだんだん輸入の自由化その他をやつてしま  
ります上におきまして、国内産業が非常に困る場  
合、そういうたよな場合には、緊急開税といふ  
ものをできるだけ彈力的に発動をし得ると、こう  
いう体制をいたしましたために、昨年の未開税率審  
議会にいわゆる特殊開税率部会といふ部会を設けて  
いただきました。そこで、国内産業の事情によりま  
して、国内産業の事情によりまして、  
は、すみやかにこれに對処し得るような体制を現  
在整備をいたしておるわけでございます。アルミ  
地金業界の問題に關しまして、いろいろな内レ  
トのフローの問題であるとか、あるいは緊急に  
ほかの国からの輸入が急増する、こういったよ  
うな場合に、緊急開税を発動をするか、あるいはそ  
他の対策によりまして対処するのかというような  
問題は、要するに、通産省とよく協議をいたしま  
してきめるべき問題であらうかと思ひますが、で  
きるだけいまの業界の合理化によつて対処しても  
は、そういう点が、この問題だけじゃないので  
す。そういう点が、この問題だけじゃないので  
す。私はたまたまこれを調べたらそういうことが  
わかつたのですけれども、ほかの産業にもこれは  
言えることあります。そういうところから見て

のは一つの考え方としてはあり得るかと思いま  
す。御参考までに申し上げておきますが、アルミニ  
地金の場合に、御承知のように昨年の十一月にそ  
の開税の一率二〇%引き下げをやりました場合に  
も、アルミニ地金は、もし一律二〇%の引き下げ  
をやりますと、急増するおそれがあるということ  
で、一律二〇%の例外品目として、もとの税率の  
まま残しておいたものでござりまするし、さらに  
鉱工業產品の場合は、特恵税率はゼロといふのが  
普通でござりますが、特に国内産業に對して影響  
のある物質五十七品目に關しては、特恵税率を無  
税といたしませんで、いわゆる一般税率の半分に  
とどめておる。すなわちアルミニ地金の場合は、  
一般税率が九%でござりますものを、四・五%に  
とどめてある。こういうように国内産業として非  
常にセシシチブな品目として私どもも考えており  
ますということを一言御参考までにつけ加えさせ  
ていただきまます。

○鈴木一弘君 これは大臣、特恵のことはよくわ  
かりましたけれども、はつきり申し上げて、これ  
は私も確かに低開発国のために必要なものが特恵  
関税だと思いました。ところが実際問題として  
は、カイザー社であるとか、アルコアであるとか  
といふようなアメリカのいわゆる国際企業、こう  
いった企業が低開発国で開発をしている  
にあります上におきまして、国内産業が非常に困る場  
合、そういうたよな場合には、緊急開税といふ  
ものをできるだけ彈力的に発動をし得ると、こう  
いう体制をいたしましたために、昨年の未開税率審  
議会にいわゆる特殊開税率部会といふ部会を設けて  
いただきました。そこで、国内産業の事情によりま  
して、国内産業の事情によりまして、  
は、すみやかにこれに對処し得るような体制を現  
在整備をいたしておるわけでございます。アルミ  
地金業界の問題に關しまして、いろいろな内レ  
トのフローの問題であるとか、あるいは緊急に  
ほかの国からの輸入が急増する、こういったよ  
うな場合に、緊急開税を発動をするか、あるいはそ  
他の対策によりまして対処するのかというような  
問題は、要するに、通産省とよく協議をいたしま  
してきめるべき問題であらうかと思ひますが、で  
きるだけいまの業界の合理化によつて対処しても  
は、そういう点が、この問題だけじゃないので  
す。そういう点が、この問題だけじゃないので  
す。私はたまたまこれを調べたらそういうことが  
わかつたのですけれども、ほかの産業にもこれは  
言えることあります。そういうところから見て

いくと、一つには、これは一ペん特惠といふものも、そういう相手企業によつては考えなきやならないのじやないかということ、それから、いま一つは、いわゆるアメリカのドルの收支の問題、あれも多国籍企業の分まで取り込んだ上でもつて判断をさせるようにさせるべきじやないかといふ問題、こういう一点が非常に大きな問題としてくるのではないかと思ふんですが、その点を伺つてこの問題は終わりたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) アルミの問題は、先ほど申しましたように、非常にこれは大切な問題であり、その対処策をどうするかということについては、先ほど率直に申しましたように、まだ政府としての最終的な態度はきまつておりますが、私としては関税だけでは対処をするということについては難点が非常に大きいと、こういうふうな考え方を現に持つているわけでございまして、先ほど電力料金のお話もありましたし、また業界の合理化という話も出ておりますが、総合的に通産省と検討をいたしまして、善処いたしたいと考えておる次第でございます。

それから、多国籍企業からの、何と申しますか、圧迫を受けて往復ひんたを食うというお話をございましたが、その辺のことともあわせて、この問題に限らず十分配慮してまいりたいと思います。

○鈴木一弘君 ジャ、ちょっとと証券のこと伺いたいと思いますが、ダウの平均が五千円になつたと、こういうことを聞いてからずいぶんとなつたわけであります、それが上がつたり下がつたりしておりませんけれども。一時はこの六月ぐらいまでは続くだらうと、六千円をこえ、七千円にもなるのではないか、こういうことまでが伝えられてまいりました。そういうことから、はつきり申し上げますと、四十七年の当初に比べると、一年間たたないうちに倍近くのダウ平均になつてきていました。こういう暴騰が、一つは、先ほどもいろいろ御答弁の中、質疑の中で伺つていて、法人企業の進出、いわゆる法人買いであるとか、そういう

ことを今度逆に証券界が非常に歓迎をしている。そうすると、また一つの――今までのをすつと見ておりますと、たとえば、鉄鋼なら鉄鋼の何かの株が上がる。これがこれだけの配当をやつしてある、六名の配当なんだから、当然ほかの株も上がるのはしかるべきだといふようなかつこうで、全部メジロ押しに上げる。で、鉄鋼はここまで上がりよくなかったころで、こういうような大きな株価になつてきたわけがありますが、そういうようなことから、御承知のように、欠配の株や無配の株までが異常な、実勢とはかけ離れた株価を示してゐる、この点がわれわれもほんとに納得ができないわけであります。確かに法人が買つた、そぞくいうことから異常な急騰を示したかもしませんけれども、大衆が買いに入ればなお上がる。そのときには逆に売りに出て、今度は大衆が損をしてから見ると、一年間の動きというのはちょっと異常に急速に上昇したわけでございます。

○鈴木一弘君 じゃ、ちょっとと証券のこと伺いたいと思いますが、ダウの平均が五千円になつたと、こういうことを聞いてからずいぶんとなつたわけであります、それが上がつたり下がつたりしておりませんけれども。一時はこの六月ぐらいまでは続くだらうと、六千円をこえ、七千円にもなるのではないか、こういうふうに考えております。しかし、その株価に対する考え方、戦後いろいろといわれておられました、たとえば、利回り革命ともあります。証券のとおり、株価が一年間の間に急速に上昇したわけでございます。

○政府委員(坂野常和君) お説のとおり、株価が

あつたようあります。いろいろ新しい見方が出でまつりました。それから言われますように、そういうことで比較論、あの株が上がればこの株もといふようなことで、急速に株価が上昇してますといったわけであります。

その上昇しました株価自身が、高過ぎるか安過ぎるかと、どういう判断は、私どももいたしかねますし、またそういうことをいたす立場でもありませんけれども、こういうふうに株価が急激に動きます際には、確かにどういう判断が一番的確であるかといふことについて、投資家を惑わせないような、そういう判断をしていく、証券業界としてはそういう責任があるわけです。それに対しても責任なしであります。確かに法人が買つた、そぞくいうことから異常な急騰を示したかもしませんけれども、大衆が買いに入ればなお上がる。そのときには逆に売りに出て、今度は大衆が損をしてから見ると、一年間の動きというのはちょっと異常に急速に上昇したわけでございます。

○鈴木一弘君 じゃ、ちょっとと証券のこと伺いたいと思いますが、ダウの平均が五千円になつたと、こういうことを聞いてからずいぶんとなつたわけであります、それが上がつたり下がつたりしておりませんけれども。一時はこの六月ぐらいまでは続くだらうと、六千円をこえ、七千円にもなるのではないか、こういうふうに考えております。しかしながら、その株価に対する考え方、戦後いろいろといわれておられました、たとえば、利回り革命ともあります。証券のとおり、株価が一年間の間に急速に上昇したわけでございます。

○政府委員(坂野常和君) お説のとおり、株価が

あつたようあります。いろいろ新しい見方が出でまつりました。それから言われますように、

ますから、言えないと思ひますけれども、こうい

うような今後急激に伸びる、さらにさらにいつの

間には一万円のダウ平均なんというような夢のよ

うなことがでてくる、こういうようなことが望

ましいと思っています。しかし、望ましいと思つていい

か、またそれにについての鎮静策等についてはほん

とうに考えていく氣があるかといふ、この点だけは伺いたいと思います。いかがでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 株価が高いか安いかと

いう基準については、行政当局としてなかなか、

幾らが適正であるということでもござります

し、本来なら自由適達に結果において公正な株価

の形成というものがで得るはずであり、それを

まあ何と申しますか、基本的には、自由主義經濟

の中における証券取引といふことでもござります

し、されませんけれども、とにかく先ほども御指摘を

いたしましたが、換物思想というようなものと

の関連から見まして、常識的に非常な高さだと思います

ことは、私は否定できませんが、した

がいまして、この問題について、先ほど申しました金融政策の面からい、あるいは証券界その他の比へビアからい、譲すべき措置はいろいろあると考へましたので、それらの措置については次々と手を打つてまいつたつもりでございま

す。たとえば、信用取引の証拠金の引き上げでございま

りますとか、あるいは金融政策上の規制の対象に

きびしくこれを取り上げるとか、あるいは業界の

自肅を求めて良識を喚起するとか、あるいは証券

と申してもいいぐらに、かなり私も就任以来努

めをあらためてしてまいつたわけでございます。

が、まあ不幸にして刑事事件まで起つたという

ことは、繰り返しまことに遺憾なことでございま

るいは資産価値というような見方をした場合も

あれだけの投資家が動いている相場の問題でありますから、言えないと思ひますけれども、こういうふうな今後急激に伸びる、さらにさらにいつの間には一万円のダウ平均なんというような夢のようなことがでてくる、こういうようなことが望ましいと思っています。いかがでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 株価が高いか安いかと

いう基準については、行政当局としてなかなか、

幾らが適正であるということでもござります

し、本来なら自由適達に結果において公正な株価

の形成というものがで得るはずであり、それを

まあ何と申しますか、基本的には、自由主義經濟

の中における証券取引といふことでもござります

し、されませんけれども、とにかく先ほども御指摘を

いたしましたが、換物思想といふことでもござります

し、これは相変わらず、そういうふうな夢のよ

うなことがでてくる、こういうようなことが望

ましいと思っています。いかがでしようか。

○國務大臣(愛知揆一君) 株価が高いか安いかと

いう基準については、行政当局としてなかなか、

幾らが適正であるということでもござります

し、本来なら自由適達に結果において公正な株価

の形成というものがで得るはずであり、それを

まあ何と申しますか、基本的には、自由主義經濟

の中における証券取引といふことでもござります

し、されませんけれども、とにかく先ほども御指摘を

いたしましたが、換物思想といふことでもござります

し、これは相変わらず、そういうふうな夢のよ

うなことがでてくる、こういうようなことが望

ましいと思っています。いかがでしようか。

す。今後ともあらゆる面におきまして努力を新たにいたしたいと考えております。なおまた、いろいろの御意見については謹虚に伺つて、これを行政の上にも反映してまいりたいと思っております。

○栗林早司君 御提案の法律について、証券問題でお伺いしたいと思うんですが、その前に、先ほどの大臣の御答弁の中から一つお伺いしたいと思います。たいへんあげ足をとつたように聞こえるかもしませんけれども、そういう気持ちではございません。過剰流動性ということについて、これを吸い上げるのはたいへんむずかしい、たとえ話をすると、水が一ぱい入っている器の上に油の膜がかぶつた、それをどうやって分けるかというほどむずかしいのだといふたとえ話がございました。聞くとなるほどといふ氣もするのですけれども、よく考えるとやつぱりわからぬ。なぜかと問ひますと、器の中に水が一ぱい入って、上に油の被膜がある場合には、どうやって取るかといふますと、油を吸収する紙を上にかけなければいけません。それで吸い取つたらはがせばいいんです。問題は、紙が何かというと、俗にいわれているのが為替政策だと思ひます。この点について、從来円面、対策がどういう姿で出てくるかと、いうことは、もう少し的確に見定めなければいけない、国益を守ることができないと思いますから、これに因連して市場の問題も対処すべきではないか、かのように考えております。

長期的に見れば、国際通貨の安定がはかられないければならない。そして一国の通貨であるドルが、ただ一つの世界の基準通貨であつて、金を離脱しておる、そして信認が回復されていない、これが対してどうすればいいか、これは二十カ国蔵相会議や、代理会議でもつて累次日本側としても主張がありますことは御承知のとおりでありますし、ことに今回のよくな事態になりますれば、これはアメリカはもちろんでありますけれども、世界じゅうの国々が建設的にどうやつたら国際通貨が安定できるかということに対して、その場にだけありますことは御承知のとおりであります。しかし、常に早く変ころとは世界どの國も思つてゐなかつただろとおつしやるのですけれども、ほんとうに思つていなかつただろか。一説によれば、多国籍企業の財務担当官はよく知つてゐたんだといふ説が出るぐらい、ヨーロッパの各國がそれほど純真であるとは思えないので、いま日本本政府として、そういう動きにどれほどの情報の手足があるかといいますと、くどくは申し上げまされども、何か起きればショックと言わざるを得ないほどに、世の中の変わりはよくわからぬ。しかも、市場閉鎖というることは、たとえ話でいえば、水の中にもぐりつこしているわけですね。肺活量が小さいほうはすぐ負けてしまります。輸出に特化している中小企業をかかえている日本の場合の肺活量は大きいかと言われば、ヨーロッパの蓄積がある国と比べて大きいとは言えません

す。今後ともあらゆる面におきまして努力を新たにいたしたいと考えております。なおまた、いろいろの御意見については謹虚に伺つて、これを行政の上にも反映してまいりたいと思っております。

○栗林早司君 御提案の法律について、証券問題でお伺いしたいと思うんですが、その前に、先ほどの大臣の御答弁の中から一つお伺いしたいと思います。たいへんあげ足をとつたように聞こえるかもしませんけれども、そういう気持ちではございません。過剰流動性ということについて、これを吸い上げるのはたいへんむずかしい、たとえ話をすると、水が一ぱい入っている器の上に油の膜がかぶつた、それをどうやって分けるかといふほどむずかしいのだといふたとえ話がございました。聞くとなるほどといふ氣もするのですけれども、よく考えるとやつぱりわからぬ。なぜかと問ひますと、器の中に水が一ぱい入って、上に油の被膜がある場合には、どうやって取るかといふますと、油を吸収する紙を上にかけなければいけません。それで吸い取つたらはがせばいいんです。問題は、紙が何かというと、俗にいわれているのが為替政策だと思ひます。この点について、從来円面、対策がどういう姿で出てくるかと、いうことは、もう少し的確に見定めなければいけない、国益を守ることができないと思いますから、これに因連して市場の問題も対処すべきではないか、かのように考えております。

長期的に見れば、国際通貨の安定がはかられないければならない。そして一国の通貨であるドルが、ただ一つの世界の基準通貨であつて、金を離脱しておる、そして信認が回復されていない、これが対してどうすればいいか、これは二十カ国蔵相会議や、代理会議でもつて累次日本側としても主張がありますことは御承知のとおりでありますし、ことに今回のよくな事態になりますれば、これはアメリカはもちろんでありますけれども、世界じゅうの国々が建設的にどうやつたら国際通貨が安定できるかということに対して、その場にだけありますことは御承知のとおりであります。しかし、常に早く変ころとは世界どの國も思つてゐなかつただろとおつしやるのですけれども、ほんとうに思つていなかつただろか。一説によれば、多国籍企業の財務担当官はよく知つてゐたんだといふ説が出るぐらい、ヨーロッパの各國がそれほど純真であるとは思えないので、いま日本本政府として、そういう動きにどれほどの情報の手足があるかといいますと、くどくは申し上げまされども、何か起きればショックと言わざるを得ないほどに、世の中の変わりはよくわからぬ。しかも、市場閉鎖というることは、たとえ話でいえば、水の中にもぐりつこしているわけですね。肺活量が小さいほうはすぐ負けてしまります。輸出に特化している中小企業をかかえている日本の場合の肺活量は大きいかと言われば、ヨーロッパの蓄積がある国と比べて大きいとは言えません

ことではありません。そういう方向で、長期的には努力を大いに国民的には日本としても展開すると思います。またそれが最善だと思います。ただそれでも、ヨーロッペから発生した、だれも、どこの国の当局も、こういうふうな事態がこんなに早く起るとと思わなかつただらうと思いません。それだけに、当面の対策にもそれぞれの国も非常に頭を悩ましているのは、もう現状は世界じゅうの人気がついているわけです。そこで当面、対策がどういう姿で出てくるかと、いうことは、もう少し的確に見定めなければならないか、かのように考えております。

長期的に見れば、国際通貨の安定がはかられないければならない。そして一国の通貨であるドルが、ただ一つの世界の基準通貨であつて、金を離脱しておる、そして信認が回復されていない、これが対してどうすればいいか、これは二十カ国蔵相会議や、代理会議でもつて累次日本側としても主張がありますことは御承知のとおりでありますし、ことに今回のよくな事態になりますれば、これはアメリカはもちろんでありますけれども、世界じゅうの国々が建設的にどうやつたら国際通貨が安定できるかということに対しても、ほんとうに思つていなかつただろか。一説によれば、多国籍企業の財務担当官はよく知つてゐたんだといふ説が出るぐらい、ヨーロッパの各國がそれほど純真であるとは思えないので、いま日本本政府として、そういう動きにどれほどの情報の手足があるかといいますと、くどくは申し上げませんけれども、何か起きればショックと言わざるを得ないほどに、世の中の変わりはよくわからぬ。しかも、市場閉鎖というすることは、たとえ話でいえば、水の中にもぐりつこしているわけですね。肺活量が小さいほうはすぐ負けてしまります。輸出に特化している中小企業をかかえている日本の場合の肺活量は大きいかと言われば、ヨーロッパの蓄積がある国と比べて大きいとは言えません

ことではないだらうか。要するに、関係多數国間においてコンセンサスを持つて、しかもみんなが、それが建設的な努力ができるような状況を、できるだけ早くつくり上げなければ、これはもう日本だけの問題じゃなくて、世界じゅうの不幸であると私は思います。そういう方向で、長期的には努力を大いに国民的には日本としても展開すると思います。またそれが最善だと思います。ただそれでも、ヨーロッペから発生した、だれも、どこの国の当局も、こういうふうな事態がこんなに早く起るとと思わなかつただらうと思います。それだけに、当面の対策にもそれぞれの国も非常に頭を悩ましているのは、もう現状は世界じゅうの人気がついているわけです。そこで当面、対策がどういう姿で出てくるかと、いうことは、もう少し的確に見定めなければならないか、かのように考えております。

长期的に見れば、国際通貨の安定がはかられないければならない。そして一国の通貨であるドルが、ただ一つの世界の基準通貨であつて、金を離脱しておる、そして信認が回復されていない、これが対してどうすればいいか、これは二十カ国蔵相会議や、代理会議でもつて累次日本側としても主張がありますことは御承知のとおりでありますし、ことに今回のよくな事態になりますれば、これはアメリカはもちろんでありますけれども、世界じゅうの国々が建設的にどうやつたら国際通貨が安定できるかということに対しても、ほんとうに思つていなかつただろか。一説によれば、多国籍企業の財務担当官はよく知つてゐたんだといふ説が出るぐらい、ヨーロッパの各國がそれほど純真であるとは思えないので、いま日本本政府として、そういう動きにどれほどの情報の手足があるかといいますと、くどくは申し上げませんけれども、何か起きればショックと言わざるを得ないほどに、世の中の変わりはよくわからぬ。しかも、市場閉鎖というすることは、たとえ話でいえば、水の中にもぐりつこしているわけですね。肺活量が小さいほうはすぐ負けてしまります。輸出に特化している中小企業をかかえている日本の場合の肺活量は大きいかと言われば、ヨーロッパの蓄積がある国と比べて大きいとは言えません

し、その意味で、善意に満ちた御答弁はよくわかるのですけれども、あわせてわかるお話をぜひ伺いたいと思います。いつもこう申し上げてもお答えできませんけれども、この閉鎖を解いて、そして日本の的なやり方、つまり変動相場制で市場を開鎖しておりますけれども、この閉鎖をして、それで日本的な問題じやなくて、世界じゅうの不運であると私は思います。そういう方向で、長期的には努力を大いに国民的には日本としても展開すると思います。またそれが最善だと思います。ただそれでも、ヨーロッペから発生した、だれも、どこの国の当局も、こういうふうな事態がこんなに早く起るとと思わなかつただらうと思います。それだけに、当面の対策にもそれぞれの国も非常に頭を悩ましているのは、もう現状は世界じゅうの人気がついているわけです。そこで当面、対策がどういう姿で出てくるかと、いうことは、もう少し的確に見定めなければならないか、かのように考えております。

长期的に見れば、国際通貨の安定がはかられないければならない。そして一国の通貨であるドルが、ただ一つの世界の基準通貨であつて、金を離脱しておる、そして信認が回復されていない、これが対してどうすればいいか、これは二十カ国蔵相会議や、代理会議でもつて累次日本側としても主張がありますことは御承知のとおりでありますし、ことに今回のよくな事態になりますれば、これはアメリカはもちろんでありますけれども、世界じゅうの国々が建設的にどうやつたら国際通貨が安定できるかということに対しても、ほんとうに思つていなかつただろか。一説によれば、多国籍企業の財務担当官はよく知つてゐたんだといふ説が出るぐらい、ヨーロッパの各國がそれほど純真であるとは思えないので、いま日本本政府として、そういう動きにどれほどの情報の手足があるかといいますと、くどくは申し上げませんけれども、何か起きればショックと言わざるを得ないほどに、世の中の変わりはよくわからぬ。しかも、市場閉鎖というすることは、たとえ話でいえば、水の中にもぐりつこしているわけですね。肺活量が小さいほうはすぐ負けてしまります。輸出に特化している中小企業をかかえている日本の場合の肺活量は大きいかと言われば、ヨーロッパの蓄積がある国と比べて大きいとは言えません

を正していくことが一番必要なことではないかと思います。

で、御案内のように、企業の手元資金ということが一つの焦点でございますが、これも勘定のしかたはいろいろございますが、一番簡単なのは、たとえば、商品の売り上げ高に対する手元資金の比率といふようなものも一つの指標ではあらうかと思いまます。これを見てみると、○・九幾らというところが、一・二くらいのところから漸次減っておりますけれども、總量からいえば、何ととても、そういう会社に対しても、過去二、三年の間に申しましょうか、貸し出しの増加がもう圧倒的な数量でございますから、その根をとめることによりまして、本来大事であるべき手元資金が、変なところへ本来の仕事をはずれて出ていくといふような余裕をなくするといふことが一番基本的な対策であると、こういふうに私は考えておる次第でござります。

○栗林卓司君 二つばかりいまのお答その中でも

感する点がありますけれども、金融機関からの供給が圧倒的に多かつた、裏返しますと、自己資本比率が非常に少ない日本の産業体質といふことがあると思うんですけれども、それでいいのかという問題が片方であります。

もう一つの問題として、目的的なきめこまかん対策を打ちたいんだ、これもお伺いしたい気がしますのは、そこまで金融政策が入っていくんだろか。最初のたとえ話をまた持ち出して恐縮でありますけれども、器の中に水がいっぱい入っている。これは油を取る以上にたいへんだろうと思う。水は方円に従うんですから、器をどう変えていくか、いわばそういう構造対策のほうがほんとうは先にいくんだろうと思う。

そこで、たまたま見てきた話で、商社の例をま

た持ち出しますと、商社というと、輸出輸入の貿易が多いように見えますけれども、国内取引の比重が、これはもう年々、少なくとも推進したところではふえております。当然そうだろうと思ふんです。当然、それに従って、資金需要が起こってまいりますし、時価発行してプレミアムも取れば、銀行から金を借りてくる、そのことがいいのか悪いのか。それと、企業一般的にいった手元流動性を縮めるんだと、これがうまく分離されなが

ば、銀行から金を借りてくる、そのことがいいのか悪いのか。それと、企業一般的にいった手元流動性を縮めるんだと、これがうまく分離されなが

思います。したがって、こういう状況が鎮静化すれば、おのずからもつとリベラルな金融政策といふものに復帰するといふか、正常化するのはこれ

は当然なことでござりますが、そういう点も勘査いたしながら、私は、預金準備率の引き上げというような制度が日本に十数年前にできておったと

事態になればなるほど、財政金融政策の限界といふものを声高に主張されるほうがかかるといつていい効果を生むんではないかと、そんな気がしてならない

○國務大臣(要知探一君) 必ずしも御趣旨を正確に理解できたかどうかわかりませんが、まず第一

に、自己資本を充実しなきやならないといふこと

と、これはもう日本の場合においてはほんとうに大切なことござります。ですから、そこが先ほ

ども御議論のあったところですけれども、時価發行で増資をして資本を充実するということは、

やつておるといふのが現状であると、こういふ

の間が異常であつたから、これをためるために、金融政策を政策手段としてかなり重点を置いて

おーソドックスの考え方からいって、その面からいえば大いに進めていかなければならぬ、借り

入れ金を少なくするということは、やはり中心的

ではありませんけれども、一点だけ、なおかつわ

からない点伺いたいと思うのですけれども、時価

発行をすると自己資本充実に利するのだ。なるほ

どそれわかる気があるのですが、いまの株の水準といふものを考えますと、やはり時価發行を今

後とも進めていくんだといふと、株の水準はいまより大幅に落ち込むことがあります。当然そちらになります。しかも、これから経済成長といふのは、これも見通しの問題ですけれども、従来のようだ

うなります。しかも、これから経済成長といふのは、これも見通しの問題ですけれども、従来のよ

ます。これが下がらずに今日きておるというの

は、その理論的に下がる傾向よりも、経済成長力が強かつたというようなことが理論的には言えるかと思います。したがいまして、お説の通りに、

今後成長力鈍化といふような時にはその辺がどうなるか、しかし、そういう際の時価発行のあり方につきましては、いまのように完全に時価に近いものでやるのか、あるいは時価と額面の中間価格的なものでやるのかいろいろな方法があると思

います。これはなおその時代時代で考えております。

○委員長(藤田正明君) 両案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時四十一分散会

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

一、所得税法の一部を改正する法律案  
一、法人税法の一部を改正する法律案  
一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、資金運用部資金(以下「資金」という。)及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(以下「積立金」という。)の長期運用が国民经济の中で果たす資源配分的機能の重要性にかんがみ、その適正かつ効果的な実施に資するため、国会の議決その他必要な措置を定めるものとする。

(国会の議決)

第二条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第二百号。以下「資金法」という。)及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号。以下「運用法」という。)の規定に基づき毎会計年度新たに運用する資金及び積立金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの(次条の規定により運用することができるものを除く。)は、その運用を予定する金額(以下「長期運用予定額」という。)につき、資金及び積立金の別に、かつ、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうちに当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。(運用実績の報告)

第四条 資金又は積立金の管理及び運用を行なう大臣は、第二条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る資金及び積立金のうち、その所掌に係るものについて、毎会計年度における運用の実績を当該運用対象区分ごとに明らかにした書類(以下「運用実績報告書」という。)を作成し、これを翌年度の七月三十一日までに大蔵大臣に送付しなければならない。

第五条 第二条第一項第三十二号中「三十二万円」を「三十四万円」に改め、同号に次のようにより加える。

ハ 職業訓練法人の行なう職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

第六条 第二条第一項第一号中「政令で定める当座預金の利息」を「当座預金の利息(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項第十号中「による所得」の下に「その他これに類するものとして政令で定める所得」を加え、同項第十一号に次のようにより加える。

ニ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

三 資金法第七条第一項第三号に規定する法人一定する法人及び商工組合中央金庫

に規定する公共団体を含む。)

第一項の規定は、運用法第三条第一項第一号に掲げる貸付けに運用する積立金については適用しない。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項第十三号中「含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加え、同項第十二号を次のようにより改める。

二十三 变動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年年の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

二十四万円に改め、同号に次のようにより加える。

第二条第一項第三十二号中「三十二万円」を「三十四万円」に改め、同号に次のようにより加える。

ハ 職業訓練法人の行なう職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

二十九条第一項第一号中「政令で定める当座預金の利息」を「当座預金の利息(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項第十号中「による所得」の下に「その他これに類するものとして政令で定める所得」を加え、同項第十一号に次のようにより加える。

ニ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

三 資金法第七条第一項第三号に規定する法人一定する法人及び商工組合中央金庫

四 地方公共団体(運用法第三条第一項第三号)

イ 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)第八条第一項(年金)の規定による年金

ロ 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品

ハ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品

ニ 学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある學術に関する研究を奨励するものとして國、地方公共団体又は大蔵大臣の指定する団体若しくは基

金から交付される金品(給与その他対価の性質を有するものを除く)で大蔵大臣の指定するもの

ホ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品

ヘ 外国、国際機関、国際団体又は大蔵大臣の指定する外國の団体若しくは基金から交付される金品でイからホまでに掲げる年金又は金品に類するもの(給与その他対価の性質を有するものを除く)のうち大蔵大臣の指定するもの

第九条第一項第三号中「イからハまで」を「イからニまで」に改める。

第二十八条第三項中「百十三万円」を「百六十万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「一百十三万円」を「三百十六万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「四百十三万円」を「六百十萬円」に、「四十三万円」を「六十万円」に、「五十三万円」を「七十六万円」に改め、同条第四項中「二百十三万円」を「二百万円」に改め。

第二十九条第一号中チをリとし、トをチとし、ハをニとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、

シ、ロをハとし、イの次に次のようないかれる。

ロ 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第

七十八号)

第三十条第三項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二号中「五十万円」を「百万円」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第四号中「三百五十万円」を「六百万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同条第四項中「二十万円」を「四十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改め。

三号中「百五十万円」を「三百万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第二号中「三百万円」を「六百万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同条第二項中「割賦販売等」に改め、「又は役務」を加え、「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は役務」に改める。

第五十七条第三項第一号を次のよう改める。

一 二十万円

第五十九条第一項第一号中「相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く」を「法人に対するものに限る」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く」を「法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限る」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る」に改め、同項第二号中「譲渡」の下に「(法人に対するものに限る。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号の規定に該当し、かつ、前項の規定により第一項の規定の適用がなかつた場合において、同号

第七十八条号」を削る。

第七十八条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の二十五」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十二万円」を「十三万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一項第一項及び第八十二条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第八十四条第一項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第三項中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第六十条第一項各号を次のように改める。

一 贈与、相続(限定承認に係るものに除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに除く。)

二

前条第二項の規定に該当する譲渡

第六十条第二項中「前条第一項各号に掲げる贈

与、相続若しくは遺贈又は譲渡」を「前条第一項の規定の適用があつたもの」を削る。

第六十五条の見出し中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「又は役務」を「割賦販売等」に改め、「たな卸資産」の下に「(公社債投資等)」に改め、同条第二項中「配当等」の下に「(公社債投資等)」に改め、「又は役務」を加え、「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加える。

第七十四条第二項第七号中「(昭和四十五年法律第七十八条号)」を削る。

第七十八条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の二十五」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一項第一項及び第八十二条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第一百九十四条第三項中「(定義)に掲げる生徒」を「又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

第一百九十七条に次の二項を加える。

五百九十四条第三項中「(定義)に掲げる生徒」を「又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

五百九十五条に次の二項を加える。

五百九十六条に次の二項を加える。

五百九十七条に次の二項を加える。

五百九十八条に次の二項を加える。

五百九十九条に次の二項を加える。

五百九十九条第一項及び第二項中「第一項

第五百九十九条第一項及び第二項中「第一項

五百九十九条第一項及び第二項中「第一項

徒」を「又はハ(定義)に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

五百七十四条第一号中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百八十八条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百八十九条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十二条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十三条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十四条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十五条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十六条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十七条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十八条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

五百九十九条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

## イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙	
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人		
以上	未 滿	税										税 額	
36,000	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額	
36,000	37,000	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
37,000	38,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
38,000	39,000	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
39,000	40,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
40,000	41,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
41,000	42,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
42,000	43,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
43,000	44,000	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
44,000	45,000	740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
45,000	46,000	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
46,000	47,000	900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
47,000	48,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
48,000	49,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
49,000	50,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
50,000	51,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
51,000	52,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600	
52,000	53,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800	
53,000	54,000	1,460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,900	
54,000	55,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	
55,000	56,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100	
56,000	57,000	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300	
57,000	58,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400	
58,000	59,000	1,860	110	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600	
59,000	60,000	1,940	190	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700	
60,000	61,000	2,020	270	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900	
61,000	62,000	2,100	350	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	
62,000	63,000	2,180	430	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200	
63,000	64,000	2,260	510	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
64,000	65,000	2,340	590	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
65,000	66,000	2,420	670	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
66,000	67,000	2,500	750	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900	
67,000	68,000	2,580	830	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000	
68,000	69,000	2,660	910	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200	
69,000	70,000	2,740	990	0	0	0	0	0	0	0	0	7,300	
70,000	71,000	2,820	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	7,500	
71,000	72,000	2,900	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	7,700	
72,000	73,000	2,980	1,230	0	0	0	0	0	0	0	0	7,800	
73,000	74,000	3,060	1,310	0	0	0	0	0	0	0	0	8,000	
74,000	75,000	3,140	1,390	0	0	0	0	0	0	0	0	8,200	
75,000	76,000	3,220	1,470	140	0	0	0	0	0	0	0	8,400	
76,000	77,000	3,300	1,550	220	0	0	0	0	0	0	0	8,600	
77,000	78,000	3,390	1,630	300	0	0	0	0	0	0	0	8,900	
78,000	79,000	3,490	1,710	380	0	0	0	0	0	0	0	9,100	
79,000	80,000	3,580	1,790	460	0	0	0	0	0	0	0	9,300	
80,000	81,000	3,680	1,870	540	0	0	0	0	0	0	0	9,500	

イ甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以上 未満	税									税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
81,000	82,000	3,780	1,950	620	0	0	0	0	0	9,700	
82,000	83,000	3,870	2,030	700	0	0	0	0	0	9,900	
83,000	84,000	3,970	2,110	780	0	0	0	0	0	10,100	
84,000	85,000	4,060	2,190	860	0	0	0	0	0	10,300	
85,000	86,000	4,160	2,270	940	0	0	0	0	0	10,500	
86,000	87,000	4,260	2,350	1,020	0	0	0	0	0	10,700	
87,000	88,000	4,350	2,430	1,100	0	0	0	0	0	10,900	
88,000	89,000	4,450	2,510	1,180	0	0	0	0	0	11,100	
89,000	90,000	4,540	2,590	1,260	0	0	0	0	0	11,300	
90,000	91,000	4,640	2,670	1,340	0	0	0	0	0	11,500	
91,000	92,000	4,740	2,750	1,420	0	0	0	0	0	11,800	
92,000	93,000	4,830	2,830	1,500	170	0	0	0	0	12,000	
93,000	94,000	4,930	2,910	1,580	250	0	0	0	0	12,300	
94,000	95,000	5,020	2,990	1,660	330	0	0	0	0	12,500	
95,000	96,000	5,120	3,070	1,740	410	0	0	0	0	12,700	
96,000	97,000	5,220	3,150	1,820	490	0	0	0	0	13,000	
97,000	98,000	5,310	3,230	1,900	570	0	0	0	0	13,200	
98,000	99,000	5,410	3,310	1,980	650	0	0	0	0	13,500	
99,000	101,000	5,550	3,450	2,100	770	0	0	0	0	13,700	
101,000	103,000	5,740	3,640	2,260	930	0	0	0	0	13,700 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 100,000 円をこ える金額の42% に相当する金額 を加算した金額	
103,000	105,000	5,940	3,840	2,420	1,090	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	6,130	4,030	2,580	1,250	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	6,320	4,220	2,740	1,410	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	6,510	4,410	2,900	1,570	230	0	0	0	0	
111,000	113,000	6,700	4,600	3,060	1,730	390	0	0	0	0	
113,000	115,000	6,900	4,800	3,220	1,890	550	0	0	0	0	
115,000	117,000	7,090	4,990	3,390	2,050	710	0	0	0	0	
117,000	119,000	7,280	5,180	3,580	2,210	870	0	0	0	0	
119,000	121,000	7,500	5,370	3,770	2,370	1,030	0	0	0	0	
121,000	123,000	7,720	5,560	3,960	2,530	1,190	0	0	0	0	
123,000	125,000	7,940	5,760	4,160	2,690	1,350	0	0	0	0	
125,000	127,000	8,170	5,950	4,350	2,850	1,510	180	0	0	0	
127,000	129,000	8,390	6,140	4,540	3,010	1,670	340	0	0	0	
129,000	131,000	8,620	6,330	4,730	3,170	1,830	500	0	0	0	
131,000	133,000	8,840	6,520	4,920	3,330	1,990	660	0	0	0	
133,000	135,000	9,060	6,720	5,120	3,520	2,150	820	0	0	0	
135,000	137,000	9,290	6,910	5,310	3,710	2,310	980	0	0	0	
137,000	139,000	9,510	7,100	5,500	3,900	2,470	1,140	0	0	0	
139,000	141,000	9,760	7,310	5,710	4,110	2,650	1,320	0	0	0	
141,000	143,000	10,010	7,560	5,930	4,330	2,830	1,500	160	0	0	
143,000	145,000	10,260	7,810	6,140	4,540	3,010	1,680	340	0	0	
145,000	147,000	10,520	8,070	6,360	4,760	3,190	1,860	520	0	0	
147,000	149,000	10,770	8,320	6,580	4,980	3,380	2,040	700	0	0	
149,000	151,000	11,020	8,570	6,790	5,190	3,590	2,220	880	0	34,700 円	
151,000	153,000	11,270	8,820	7,010	5,410	3,810	2,400	1,060	0	34,700 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 150,000 円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
153,000	155,000	11,520	9,070	7,220	5,620	4,020	2,580	1,240	0	0	
155,000	157,000	11,780	9,330	7,460	5,840	4,240	2,760	1,420	0	0	
157,000	159,000	12,030	9,580	7,710	6,060	4,460	2,940	1,600	270	0	
159,000	161,000	12,320	9,830	7,960	6,270	4,670	3,120	1,780	450	0	
161,000	163,000	12,610	10,080	8,220	6,490	4,890	3,300	1,960	630	0	

## イ甲表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙			
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税								税額			
163,000	165,000	12,900	10,330	8,470	6,700	5,100	3,500	2,140	810				
165,000	167,000	13,180	10,590	8,720	6,920	5,320	3,720	2,320	990				
167,000	169,000	13,470	10,840	8,970	7,140	5,540	3,940	2,500	1,170				
169,000	171,000	13,760	11,090	9,220	7,360	5,750	4,150	2,680	1,350				
171,000	173,000	14,050	11,340	9,480	7,610	5,970	4,370	2,860	1,530				
173,000	175,000	14,340	11,590	9,730	7,860	6,180	4,580	3,040	1,710				
175,000	177,000	14,620	11,850	9,980	8,110	6,400	4,800	3,220	1,890				
177,000	179,000	14,910	12,110	10,230	8,360	6,620	5,020	3,420	2,070				
179,000	181,000	15,200	12,400	10,480	8,620	6,830	5,230	3,630	2,250				
181,000	183,000	15,490	12,690	10,740	8,870	7,050	5,450	3,850	2,430				
183,000	185,000	15,780	12,980	10,990	9,120	7,260	5,660	4,060	2,610				
185,000	187,000	16,060	13,260	11,240	9,370	7,510	5,880	4,280	2,790				
187,000	189,000	16,350	13,550	11,490	9,620	7,760	6,100	4,500	2,970				
189,000	191,000	16,640	13,840	11,740	9,880	8,010	6,310	4,710	3,150				
191,000	193,000	16,930	14,130	12,000	10,130	8,260	6,530	4,930	3,330				
193,000	195,000	17,220	14,420	12,280	10,380	8,510	6,740	5,140	3,540				
195,000	197,000	17,530	14,700	12,570	10,630	8,770	6,960	5,360	3,760				
197,000	199,000	17,850	14,990	12,860	10,880	9,020	7,180	5,580	3,980				
199,000	201,000	18,170	15,280	13,150	11,140	9,270	7,400	5,790	4,190				
201,000	204,000	18,580	15,640	13,510	11,450	9,580	7,720	6,060	4,460				
204,000	207,000	19,060	16,070	13,940	11,830	9,960	8,100	6,390	4,790				
207,000	210,000	19,550	16,500	14,370	12,240	10,340	8,470	6,710	5,110				
210,000	213,000	20,040	16,940	14,800	12,670	10,720	8,850	7,030	5,430				
213,000	216,000	20,520	17,370	15,230	13,100	11,100	9,230	7,360	5,760				
216,000	219,000	21,010	17,860	15,670	13,530	11,470	9,610	7,740	6,080				
219,000	222,000	21,490	18,340	16,100	13,970	11,850	9,990	8,120	6,410				
222,000	225,000	21,980	18,830	16,530	14,400	12,260	10,360	8,500	6,730				
225,000	228,000	22,470	19,320	16,960	14,830	12,700	10,740	8,880	7,050				
228,000	231,000	22,950	19,800	17,400	15,260	13,130	11,120	9,250	7,390				
231,000	234,000	23,460	20,290	17,890	15,690	13,560	11,500	9,630	7,760				
234,000	237,000	24,020	20,770	18,370	16,130	13,990	11,880	10,010	8,140				
237,000	240,000	24,590	21,260	18,860	16,560	14,420	12,290	10,390	8,520				
240,000	243,000	25,160	21,750	19,350	16,990	14,860	12,720	10,770	8,900				
243,000	246,000	25,720	22,230	19,830	17,430	15,290	13,150	11,140	9,280				
246,000	249,000	26,290	22,720	20,320	17,920	15,720	13,590	11,520	9,650				
249,000	252,000	26,860	23,200	20,800	18,400	16,150	14,020	11,900	10,030				
252,000	255,000	27,420	23,750	21,290	18,890	16,580	14,450	12,320	10,410				
255,000	258,000	27,990	24,320	21,780	19,380	17,020	14,880	12,750	10,790				
258,000	261,000	28,560	24,880	22,260	19,860	17,460	15,310	13,180	11,170				
261,000	264,000	29,130	25,450	22,750	20,350	17,950	15,750	13,610	11,540				
264,000	267,000	29,720	26,040	23,250	20,850	18,450	16,200	14,060	11,940				
267,000	270,000	30,310	26,640	23,840	21,370	18,970	16,650	14,520	12,380				
270,000	273,000	30,910	27,240	24,440	21,880	19,480	17,110	14,970	12,840				
273,000	276,000	31,510	27,840	25,040	22,390	19,990	17,590	15,430	13,300				
276,000	279,000	32,110	28,430	25,630	22,910	20,510	18,100	15,890	13,750				
279,000	282,000	32,710	29,030	26,230	23,430	21,020	18,620	16,340	14,210				
282,000	285,000	33,310	29,630	26,830	24,030	21,530	19,130	16,800	14,660				
285,000	288,000	33,910	30,230	27,430	24,630	22,040	19,640	17,250	15,120				
288,000	291,000	34,600	30,830	28,030	25,230	22,560	20,160	17,760	15,580				
291,000	294,000	35,280	31,430	28,630	25,830	23,070	20,670	18,270	16,030				

イ甲 表

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額									税額
円 294,000 297,000 297,000 300,000 300,000円	円 35,970 36,650 36,990	円 32,030 32,620 32,920	円 29,230 29,820 30,120	円 26,420 27,020 27,320	円 23,620 24,220 24,520	円 21,180 21,700 21,950	円 18,780 19,300 19,550	円 16,490 16,940 17,170		
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額	300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額									
340,000円	円 46,590	円 42,520	円 39,720	円 36,920	円 34,120	円 31,550	円 29,150	円 26,770		
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額	340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									
390,000円	円 60,090	円 56,020	円 53,220	円 50,420	円 47,620	円 45,050	円 42,650	円 40,270		
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
440,000円	円 75,090	円 71,020	円 68,220	円 65,420	円 62,620	円 60,050	円 57,650	円 55,270		
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額	440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									
500,000円	円 95,490	円 91,420	円 88,620	円 85,820	円 83,020	円 80,450	円 78,050	円 75,670		
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額									
580,000円	円 125,890	円 121,820	円 119,020	円 116,220	円 113,420	円 110,850	円 108,450	円 106,070		
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額	580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額									
670,000円	円 163,690	円 159,620	円 156,820	円 154,020	円 151,220	円 148,650	円 146,250	円 143,870		
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額	670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額									
830,000円	円 237,290	円 233,220	円 230,420	円 227,620	円 224,820	円 222,250	円 219,850	円 217,470	円 442,700	
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									442,700円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち830,000円を こえる金額の65

## イ甲 表

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 滿	税 额								税 额	
1,080,000円	362,290	358,220	355,420	352,620	349,820	347,250	344,850	342,470	%に相当する金 額を加算した金 額	
1,080,000円をこ え1,750,000円に 満たない金額	1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,750,000円	730,790	726,720	723,920	721,120	718,320	715,750	713,350	710,970		
1,750,000円をこ える金額	1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
  - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,600円を控除した金額)が、その求める税額である。

口乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 满	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
53,000	53,000 円未満	0	0	0	0	0	0	0
54,000	54,000	130	0	0	0	0	0	0
55,000	55,000	210	0	0	0	0	0	0
56,000	56,000	290	0	0	0	0	0	0
57,000	57,000	370	0	0	0	0	0	0
58,000	58,000	450	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	530	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	610	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	690	0	0	0	0	0	0
61,000	62,000	770	0	0	0	0	0	0
62,000	63,000	850	0	0	0	0	0	0
63,000	64,000	930	0	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,010	0	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,090	0	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,170	0	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,250	0	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,330	0	0	0	0	0	0
69,000	70,000	1,410	0	0	0	0	0	0
70,000	71,000	1,490	160	0	0	0	0	0
71,000	72,000	1,570	240	0	0	0	0	0
72,000	73,000	1,650	320	0	0	0	0	0
73,000	74,000	1,730	400	0	0	0	0	0
74,000	75,000	1,810	480	0	0	0	0	0
75,000	76,000	1,890	560	0	0	0	0	0
76,000	77,000	1,970	640	0	0	0	0	0
77,000	78,000	2,050	720	0	0	0	0	0
78,000	79,000	2,130	800	0	0	0	0	0
79,000	80,000	2,210	880	0	0	0	0	0
80,000	81,000	2,290	960	0	0	0	0	0
81,000	82,000	2,370	1,040	0	0	0	0	0
82,000	83,000	2,450	1,120	0	0	0	0	0
83,000	84,000	2,530	1,200	0	0	0	0	0
84,000	85,000	2,610	1,280	0	0	0	0	0
85,000	86,000	2,690	1,360	0	0	0	0	0
86,000	87,000	2,770	1,440	100	0	0	0	0
87,000	88,000	2,850	1,520	180	0	0	0	0
88,000	89,000	2,930	1,600	260	0	0	0	0
89,000	90,000	3,010	1,680	340	0	0	0	0
90,000	91,000	3,090	1,760	420	0	0	0	0
91,000	92,000	3,170	1,840	500	0	0	0	0
92,000	93,000	3,250	1,920	580	0	0	0	0
93,000	94,000	3,330	2,000	660	0	0	0	0
94,000	95,000	3,420	2,080	740	0	0	0	0
95,000	96,000	3,520	2,160	820	0	0	0	0
96,000	97,000	3,620	2,240	900	0	0	0	0
97,000	98,000	3,710	2,320	980	0	0	0	0

## ロ乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満		税額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
98,000	99,000	3,810	2,400	1,060	0	0	0	0
99,000	101,000	3,950	2,520	1,180	0	0	0	0
101,000	103,000	4,140	2,680	1,340	0	0	0	0
103,000	105,000	4,340	2,840	1,500	170	0	0	0
105,000	107,000	4,530	3,000	1,660	330	0	0	0
107,000	109,000	4,720	3,160	1,820	490	0	0	0
109,000	111,000	4,910	3,320	1,980	650	0	0	0
111,000	113,000	5,100	3,500	2,140	810	0	0	0
113,000	115,000	5,300	3,700	2,300	970	0	0	0
115,000	117,000	5,490	3,890	2,460	1,130	0	0	0
117,000	119,000	5,680	4,080	2,620	1,290	0	0	0
119,000	121,000	5,870	4,270	2,780	1,450	120	0	0
121,000	123,000	6,060	4,460	2,940	1,610	280	0	0
123,000	125,000	6,260	4,660	3,100	1,770	440	0	0
125,000	127,000	6,450	4,850	3,260	1,930	600	0	0
127,000	129,000	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0	0
129,000	131,000	6,830	5,230	3,630	2,250	920	0	0
131,000	133,000	7,020	5,420	3,820	2,410	1,080	0	0
133,000	135,000	7,220	5,620	4,020	2,570	1,240	0	0
135,000	137,000	7,420	5,810	4,210	2,730	1,400	0	0
137,000	139,000	7,650	6,000	4,400	2,890	1,560	220	0
139,000	141,000	7,890	6,210	4,610	3,070	1,730	400	0
141,000	143,000	8,150	6,430	4,830	3,250	1,910	580	0
143,000	145,000	8,400	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0
145,000	147,000	8,650	6,860	5,260	3,660	2,270	940	0
147,000	149,000	8,900	7,080	5,480	3,880	2,450	1,120	0
149,000	151,000	9,150	7,290	5,690	4,090	2,630	1,300	0
151,000	153,000	9,410	7,540	5,910	4,310	2,810	1,480	150
153,000	155,000	9,660	7,790	6,120	4,520	2,990	1,660	330
155,000	157,000	9,910	8,040	6,340	4,740	3,170	1,840	510
157,000	159,000	10,160	8,290	6,560	4,960	3,360	2,020	690
159,000	161,000	10,410	8,550	6,770	5,170	3,570	2,200	870
161,000	163,000	10,670	8,800	6,990	5,390	3,790	2,380	1,050
163,000	165,000	10,920	9,050	7,200	5,600	4,000	2,560	1,230
165,000	167,000	11,170	9,300	7,440	5,820	4,220	2,740	1,410
167,000	169,000	11,420	9,550	7,690	6,040	4,440	2,920	1,590
169,000	171,000	11,670	9,810	7,940	6,250	4,650	3,100	1,770
171,000	173,000	11,930	10,060	8,190	6,470	4,870	3,280	1,950
173,000	175,000	12,200	10,310	8,440	6,680	5,080	3,480	2,130
175,000	177,000	12,490	10,560	8,700	6,900	5,300	3,700	2,310
177,000	179,000	12,780	10,810	8,950	7,120	5,520	3,920	2,490
179,000	181,000	13,070	11,070	9,200	7,330	5,730	4,130	2,670
181,000	183,000	13,350	11,320	9,450	7,580	5,950	4,350	2,850
183,000	185,000	13,640	11,570	9,700	7,840	6,160	4,560	3,030
185,000	187,000	13,930	11,820	9,960	8,090	6,380	4,780	3,210
187,000	189,000	14,220	12,090	10,210	8,340	6,600	5,000	3,400
189,000	191,000	14,510	12,370	10,460	8,590	6,810	5,210	3,610
191,000	193,000	14,790	12,660	10,710	8,840	7,030	5,430	3,830
193,000	195,000	15,080	12,950	10,960	9,100	7,240	5,640	4,040
195,000	197,000	15,370	13,240	11,220	9,350	7,480	5,860	4,260

## 口乙 表

(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 満	税 額						
197,000	199,000	15,660	13,530	11,470	9,600	7,730	6,080	4,480
199,000	201,000	15,950	13,810	11,720	9,850	7,990	6,290	4,690
201,000	204,000	16,310	14,170	12,040	10,170	8,300	6,560	4,960
204,000	207,000	16,740	14,610	12,470	10,550	8,680	6,890	5,290
207,000	210,000	17,170	15,040	12,900	10,920	9,060	7,210	5,610
210,000	213,000	17,640	15,470	13,340	11,300	9,440	7,570	5,930
213,000	216,000	18,120	15,900	13,770	11,680	9,810	7,950	6,260
216,000	219,000	18,610	16,330	14,200	12,070	10,190	8,320	6,580
219,000	222,000	19,090	16,770	14,630	12,500	10,570	8,700	6,910
222,000	225,000	19,580	17,200	15,060	12,930	10,950	9,080	7,230
225,000	228,000	20,070	17,670	15,500	13,360	11,330	9,460	7,590
228,000	231,000	20,550	18,150	15,930	13,790	11,700	9,840	7,970
231,000	234,000	21,040	18,640	16,360	14,230	12,090	10,210	8,350
234,000	237,000	21,520	19,120	16,790	14,660	12,520	10,590	8,730
237,000	240,000	22,010	19,610	17,220	15,090	12,960	10,970	9,100
240,000	243,000	22,500	20,100	17,700	15,520	13,390	11,350	9,480
243,000	246,000	22,980	20,580	18,180	15,950	13,820	11,730	9,860
246,000	249,000	23,490	21,070	18,670	16,390	14,250	12,120	10,240
249,000	252,000	24,060	21,550	19,150	16,820	14,680	12,550	10,620
252,000	255,000	24,620	22,040	19,640	17,250	15,120	12,980	10,990
255,000	258,000	25,190	22,530	20,130	17,730	15,550	13,420	11,370
258,000	261,000	25,760	23,010	20,610	18,210	15,980	13,850	11,750
261,000	264,000	26,330	23,530	21,100	18,700	16,410	14,280	12,150
264,000	267,000	26,920	24,110	21,600	19,200	16,860	14,730	12,600
267,000	270,000	27,510	24,710	22,120	19,720	17,320	15,180	13,050
270,000	273,000	28,110	25,310	22,630	20,230	17,830	15,640	13,510
273,000	276,000	28,710	25,910	23,140	20,740	18,340	16,100	13,960
276,000	279,000	29,310	26,510	23,710	21,250	18,850	16,550	14,420
279,000	282,000	29,910	27,110	24,310	21,770	19,370	17,010	14,880
282,000	285,000	30,510	27,710	24,910	22,280	19,880	17,480	15,330
285,000	288,000	31,100	28,300	25,500	22,790	20,390	17,990	15,790
288,000	291,000	31,700	28,900	26,100	23,310	20,910	18,510	16,240
291,000	294,000	32,300	29,500	26,700	23,900	21,420	19,020	16,700
294,000	297,000	32,900	30,100	27,300	24,500	21,930	19,530	17,160
297,000	300,000	33,500	30,700	27,900	25,100	22,450	20,050	17,650
300,000円		33,800	31,000	28,200	25,400	22,700	20,300	17,900
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
340,000円		43,400	40,600	37,800	35,000	32,300	29,900	27,500
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						

## ロ乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
390,000円	56,900	54,100	51,300	48,500	45,800	43,400	41,000
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額	390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
440,000円	71,900	69,100	66,300	63,500	60,800	58,400	56,000
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額	440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
500,000円	92,300	89,500	86,700	83,900	81,200	78,800	76,400
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
580,000円	122,700	119,900	117,100	114,300	111,600	109,200	106,800
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額	580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
670,000円	160,500	157,700	154,900	152,100	149,400	147,000	144,600
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額	670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
830,000円	234,100	231,300	228,500	225,700	223,000	220,600	218,200
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
1,080,000円	359,100	356,300	353,500	350,700	348,000	345,600	343,200
1,080,000円をこえ 1,750,000円に満た ない金額	1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						

## 口乙 表

(五)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
1,750,000円	727,600	724,800	722,000	719,200	716,500	714,100	711,700
1,750,000円をこえる金額	1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(+) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (-) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(+)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 紙与所得の源泉徴収税額表(日額表)

## イ甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未 滿	税 額								税 額	税 額		
円 1,200	円未満	円 0	円 0										
1,200	1,250	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,250	1,300	10	0	0	0	0	0	0	0	100	0		
1,300	1,350	10	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,350	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0		
1,400	1,450	20	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,450	1,500	25	0	0	0	0	0	0	0	120	0		
1,500	1,550	30	0	0	0	0	0	0	0	130	0		
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,600	1,650	35	0	0	0	0	0	0	0	140	0		
1,650	1,700	40	0	0	0	0	0	0	0	150	0		
1,700	1,750	45	0	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,750	1,800	50	0	0	0	0	0	0	0	160	0		
1,800	1,850	50	0	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,850	1,900	55	0	0	0	0	0	0	0	170	0		
1,900	1,950	60	0	0	0	0	0	0	0	180	0		
1,950	2,000	65	5	0	0	0	0	0	0	190	0		
2,000	2,050	70	10	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,050	2,100	70	15	0	0	0	0	0	0	200	0		
2,100	2,150	75	15	0	0	0	0	0	0	210	0		
2,150	2,200	80	20	0	0	0	0	0	0	220	0		
2,200	2,250	85	25	0	0	0	0	0	0	230	0		
2,250	2,300	90	30	0	0	0	0	0	0	240	0		
2,300	2,350	90	35	0	0	0	0	0	0	240	0		
2,350	2,400	95	35	0	0	0	0	0	0	250	0		
2,400	2,450	100	40	0	0	0	0	0	0	260	0		
2,450	2,500	105	45	0	0	0	0	0	0	270	0		
2,500	2,550	110	50	5	0	0	0	0	0	280	0		
2,550	2,600	110	55	10	0	0	0	0	0	290	0		
2,600	2,650	115	55	15	0	0	0	0	0	300	0		
2,650	2,700	120	60	15	0	0	0	0	0	310	0		
2,700	2,750	125	65	20	0	0	0	0	0	320	0		
2,750	2,800	130	70	25	0	0	0	0	0	330	0		
2,800	2,850	135	75	30	0	0	0	0	0	340	0		
2,850	2,900	140	75	35	0	0	0	0	0	350	0		
2,900	2,950	145	80	35	0	0	0	0	0	360	0		
2,950	3,000	150	85	40	0	0	0	0	0	370	0		
3,000	3,050	155	90	45	0	0	0	0	0	380	0		
3,050	3,100	160	95	50	5	0	0	0	0	400	0		
3,100	3,150	165	95	55	10	0	0	0	0	410	0		
3,150	3,200	170	100	55	10	0	0	0	0	420	0		
3,200	3,250	175	105	60	15	0	0	0	0	430	0		
3,250	3,300	180	110	65	20	0	0	0	0	440	0		
3,300	3,400	185	115	70	25	0	0	0	0	460	0		
3,400	3,500	195	125	80	35	0	0	0	0	460 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 の金額の 7%に相当する 金額	0		
3,500	3,600	205	135	85	40	0	0	0	0	0	0		

イ・甲 表

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	丙		
		扶養親族等の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未満	税									税額	税額		
3,600	3,700	215	145	95	50	35	0	0	0	0	0	0		
3,700	3,800	225	155	105	60	15	0	0	0	0	0	0		
3,800	3,900	235	165	110	65	20	0	0	0	0	0	0		
3,900	4,000	245	175	120	75	30	0	0	0	0	0	0		
4,000	4,100	255	185	130	80	40	0	0	0	0	0	0		
4,100	4,200	265	195	140	90	45	0	0	0	0	0	0		
4,200	4,300	275	205	150	100	55	10	0	0	0	6	14		
4,300	4,400	290	210	160	105	60	15	0	0	0	22	30		
4,400	4,500	300	220	170	115	70	25	0	0	0	0	0		
4,500	4,600	310	230	180	125	80	35	0	0	0	0	0		
4,600	4,700	320	240	190	135	85	40	0	0	0	0	38		
4,700	4,800	335	255	200	145	95	50	5	0	0	0	46		
4,800	4,900	345	265	210	155	105	60	15	0	0	0	54		
4,900	5,000	360	280	220	165	115	70	25	0	0	0	62		
5,000	5,100	375	290	230	180	125	80	35	0	1,170円	0	70		
5,100	5,200	385	305	240	190	135	85	40	0	0	0	78		
5,200	5,300	400	315	255	200	145	95	50	5	0	0	86		
5,300	5,400	410	330	265	210	155	105	60	15	0	0	94		
5,400	5,500	425	340	280	220	170	115	70	25	0	0	102		
5,500	5,600	440	355	290	230	180	125	80	35	0	0	110		
5,600	5,700	455	365	305	245	190	135	85	45	0	0	118		
5,700	5,800	470	380	315	255	200	145	95	50	0	0	126		
5,800	5,900	485	390	330	265	210	160	105	60	0	0	134		
5,900	6,000	500	405	340	280	220	170	115	70	0	0	142		
6,000	6,100	515	420	355	290	235	180	125	80	0	0	150		
6,100	6,200	525	435	365	305	245	190	135	90	0	0	160		
6,200	6,300	540	450	380	320	255	200	145	95	0	0	170		
6,300	6,400	555	460	390	330	270	210	160	105	0	0	180		
6,400	6,500	570	475	405	345	280	220	170	115	0	0	190		
6,500	6,600	585	490	420	355	295	235	180	125	0	0	201		
6,600	6,700	600	505	435	370	305	245	190	135	0	0	212		
6,700	6,800	620	520	450	380	320	255	200	150	0	0	223		
6,800	6,900	635	535	465	395	330	270	210	160	0	0	234		
6,900	7,000	650	550	480	405	345	280	225	170	0	0	244		
7,000	7,100	665	565	490	420	355	295	235	180	0	0	255		
7,100	7,200	685	580	505	435	370	305	245	190	0	0	266		
7,200	7,300	700	595	520	450	380	320	255	200	0	0	277		
7,300	7,400	715	610	535	465	395	330	270	215	0	0	288		
7,400	7,500	730	625	550	480	405	345	280	225	0	0	298		
7,500	7,600	745	640	565	495	420	355	295	235	0	0	309		
7,600	7,700	765	660	580	505	435	370	305	245	0	0	320		
7,700	7,800	780	675	595	520	450	380	320	255	0	0	331		
7,800	7,900	800	690	610	535	465	395	330	270	0	0	343		
7,900	8,000	820	705	625	550	480	410	345	285	0	0	355		
8,000	8,100	840	725	645	565	495	420	355	295	0	0	368		
8,100	8,200	855	740	660	580	510	435	370	310	0	0	380		
8,200	8,300	875	755	675	595	520	450	385	320	0	0	393		
8,300	8,400	895	770	690	610	535	465	395	335	0	0	406		
8,400	8,500	915	790	710	630	550	480	410	345	0	0	418		
8,500	8,600	930	810	725	645	565	495	425	360	0	0	431		

## イ甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙	丙		
	扶養親族等の数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上	未満	税額									税額	税額	
8,600	8,700	950	830	740	660	580	510	440	370		443		
8,700	8,800	970	845	755	675	595	525	450	385		456		
8,800	8,900	990	865	775	695	615	540	465	395		469		
8,900	9,000	1,010	885	795	710	630	555	480	410		481		
9,000	9,100	1,030	905	815	725	645	570	495	425		494		
9,100	9,200	1,050	925	835	745	665	585	510	440		506		
9,200	9,300	1,070	945	855	760	680	600	530	455		519		
9,300	9,400	1,090	965	875	780	700	620	545	470		532		
9,400	9,500	1,110	985	895	800	715	635	560	485		544		
9,500	9,600	1,130	1,005	915	820	735	655	575	500		558		
9,600	9,700	1,150	1,025	935	840	750	670	590	515		573		
9,700	9,800	1,175	1,045	955	860	765	685	605	530		587		
9,800	9,900	1,200	1,065	975	880	785	705	625	550		602		
9,900	10,000	1,220	1,085	995	900	805	720	640	565		616		
10,000円		1,230	1,095	1,005	910	815	730	650	570		630		
10,000円をこえ 11,500円に満たない い金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額									630円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の16%に相当する金額を加算した金額			
11,500円	1,590	1,455	1,365	1,270	1,175	1,090	1,010	930		870			
11,500円をこえ 13,000円に満たない い金額	11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち11,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									870円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額			
13,000円	1,995	1,860	1,770	1,675	1,580	1,495	1,415	1,335		1,140			
13,000円をこえ 15,000円に満たない い金額	13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち13,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									1,140円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の21%に相当する金額を加算した金額			
15,000円	2,595	2,460	2,370	2,275	2,180	2,095	2,015	1,935					
15,000円をこえ 16,500円に満たない い金額	15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち15,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額												

## イ甲表

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
16,500円	円 3,105	円 2,970	円 2,880	円 2,785	円 2,690	円 2,605	円 2,525	円 2,445	円 1,875	1,875円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 の金額のうち 16,500円をこ える金額の24% に相当する金 額を加算した 金額		
16,500円をこえ 19,500円に満たな い金額	16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,500円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額											
19,500円	円 4,245	円 4,110	円 4,020	円 3,925	円 3,830	円 3,745	円 3,665	円 3,585	円 2,595	2,595円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 の金額のうち 19,500円をこ える金額の27% に相当する金 額を加算した 金額		
19,500円をこえ 22,500円に満たな い金額	19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち19,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額											
22,500円	円 5,505	円 5,370	円 5,280	円 5,185	円 5,090	円 5,005	円 4,925	円 4,845	円 3,405	3,405円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 の金額のうち 22,500円をこ える金額の30% に相当する金 額を加算した 金額		
22,500円をこえ 27,500円に満たな い金額	22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち22,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額											
27,500円	円 7,805	円 7,670	円 7,580	円 7,485	円 7,390	円 7,305	円 7,225	円 7,145	円 14,670	14,670円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与等 の金額のうち 27,500円をこ える金額の65% に相当する金 額を加算した 金額		
27,500円をこえ 36,000円に満たな い金額	27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											
36,000円	円 12,055	円 11,920	円 11,830	円 11,735	円 11,640	円 11,555	円 11,475	円 11,395				
36,000円をこえ 58,500円に満たな い金額	36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											
58,500円	円 24,430	円 24,295	円 24,205	円 24,110	円 24,015	円 23,930	円 23,850	円 23,770				
58,500円をこえる 金額	58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											

## イ甲 表

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税								税額		
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 をこえる1人ごとに55円を控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
  - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに55円を控除した金額）が、その求める税額である。
  - (2) 日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

## 口乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以 上	未 满	税 額						
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
1,750	1,800	5	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	5	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	10	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	15	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	20	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	25	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	25	0	0	0	0	0	0
2,100	2,150	30	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	35	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	40	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	45	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	45	5	0	0	0	0	0
2,350	2,400	50	5	0	0	0	0	0
2,400	2,450	55	10	0	0	0	0	0
2,450	2,500	60	15	0	0	0	0	0
2,500	2,550	65	20	0	0	0	0	0
2,550	2,600	65	25	0	0	0	0	0
2,600	2,650	70	25	0	0	0	0	0
2,650	2,700	75	30	0	0	0	0	0
2,700	2,750	80	35	0	0	0	0	0
2,750	2,800	85	40	0	0	0	0	0
2,800	2,850	85	45	0	0	0	0	0
2,850	2,900	90	45	0	0	0	0	0
2,900	2,950	95	50	5	0	0	0	0
2,950	3,000	100	55	10	0	0	0	0
3,000	3,050	105	60	15	0	0	0	0
3,050	3,100	105	65	20	0	0	0	0
3,100	3,150	110	65	20	0	0	0	0
3,150	3,200	115	70	25	0	0	0	0
3,200	3,250	120	75	30	0	0	0	0
3,250	3,300	125	80	35	0	0	0	0
3,300	3,400	135	85	40	0	0	0	0
3,400	3,500	145	95	50	5	0	0	0
3,500	3,600	150	100	55	10	0	0	0
3,600	3,700	160	110	65	20	0	0	0
3,700	3,800	170	120	70	30	0	0	0
3,800	3,900	180	130	80	35	0	0	0
3,900	4,000	190	135	90	45	0	0	0
4,000	4,100	200	145	95	50	5	0	0
4,100	4,200	210	155	105	60	15	0	0
4,200	4,300	220	165	115	70	25	0	0
4,300	4,400	230	175	120	75	30	0	0
4,400	4,500	240	185	130	85	40	0	0
4,500	4,600	250	195	140	90	45	5	0
4,600	4,700	260	205	150	100	55	10	0

## 口乙二表

(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数						
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上	未満	税額						
4,700	4,800	275	215	160	110	65	20	0
4,800	4,900	285	225	175	120	75	30	0
4,900	5,000	300	235	185	130	80	40	0
5,000	5,100	310	250	195	140	90	45	0
5,100	5,200	325	260	205	150	100	55	10
5,200	5,300	335	275	215	165	110	65	20
5,300	5,400	350	285	225	175	120	75	30
5,400	5,500	360	300	240	185	130	85	40
5,500	5,600	375	310	250	195	140	90	45
5,600	5,700	385	325	260	205	155	100	55
5,700	5,800	400	335	275	215	165	110	65
5,800	5,900	415	350	285	230	175	120	75
5,900	6,000	425	360	300	240	185	130	85
6,000	6,100	440	375	310	250	195	140	90
6,100	6,200	455	385	325	260	205	155	100
6,200	6,300	470	400	335	275	215	165	110
6,300	6,400	485	415	350	285	230	175	120
6,400	6,500	500	430	360	300	240	185	130
6,500	6,600	515	440	375	310	250	195	145
6,600	6,700	530	455	385	325	265	205	155
6,700	6,800	540	470	400	340	275	220	165
6,800	6,900	555	485	415	350	290	230	175
6,900	7,000	570	500	430	365	300	240	185
7,000	7,100	585	515	445	375	315	250	195
7,100	7,200	605	530	455	390	325	265	210
7,200	7,300	620	545	470	400	340	275	220
7,300	7,400	635	555	485	415	350	290	230
7,400	7,500	650	570	500	430	365	300	240
7,500	7,600	665	585	515	445	375	315	250
7,600	7,700	685	605	530	460	390	325	265
7,700	7,800	700	620	545	475	400	340	275
7,800	7,900	715	635	560	485	415	350	290
7,900	8,000	730	650	575	500	430	365	300
8,000	8,100	750	670	590	515	445	375	315
8,100	8,200	765	685	605	530	460	390	325
8,200	8,300	780	700	620	545	475	400	340
8,300	8,400	800	715	635	560	490	415	350
8,400	8,500	820	735	655	575	500	430	365
8,500	8,600	840	750	670	590	515	445	380
8,600	8,700	860	765	685	605	530	460	390
8,700	8,800	875	785	700	620	545	475	405
8,800	8,900	895	805	720	640	560	490	420
8,900	9,000	915	825	735	655	575	505	435
9,000	9,100	935	845	750	670	590	520	450
9,100	9,200	955	865	770	690	610	535	465
9,200	9,300	975	880	790	705	625	550	480
9,300	9,400	995	900	810	725	645	565	495
9,400	9,500	1,015	920	830	740	660	580	510
9,500	9,600	1,035	940	850	760	680	600	525
9,600	9,700	1,055	960	870	775	695	615	540

口 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数						
以上	未満	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
円 9,700 9,800 9,900  10,000円	円 9,800 9,900 10,000	円 1,075 1,095 1,115	円 980 1,000 1,020	円 890 910 930	円 795 815 835	円 710 730 745	円 630 650 665	円 556 570 583
10,000円をこえ 11,500円に満たない金額	11,500円	1,125	1,030	940	845	755	675	595
11,500円をこえ 13,000円に満たない金額	13,000円	1,485	1,390	1,300	1,205	1,115	1,035	955
13,000円をこえ 15,000円に満たない金額	15,000円	1,890	1,795	1,705	1,610	1,520	1,440	1,360
15,000円をこえ 16,500円に満たない金額	16,500円	2,490	2,395	2,305	2,210	2,120	2,040	1,960
16,500円をこえ 19,500円に満たない金額	19,500円	3,000	2,905	2,815	2,720	2,630	2,550	2,470
19,500円をこえ 22,500円に満たない金額	22,500円	4,140	4,045	3,955	3,860	3,770	3,690	3,610
22,500円をこえ 27,500円に満たない金額		5,400	5,305	5,215	5,120	5,030	4,950	4,870

## 口乙 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
以上未満	税額						
27,500円	円 7,700	円 7,605	円 7,515	円 7,420	円 7,330	円 7,250	円 7,170
27,500円をこえ 36,000円に満た ない金額	27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
36,000円	円 11,950	円 11,855	円 11,765	円 11,670	円 11,580	円 11,500	円 11,420
36,000円をこえ 58,500円に満た ない金額	36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
58,500円	円 24,325	円 24,230	円 24,140	円 24,045	円 23,955	円 23,875	円 23,795
58,500円をこえ る金額	58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額							

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等の数												乙
4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額				乙
除後の給与等の金額												乙
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
千円 83千円未満	千円 96千円未満	千円 108千円未満	千円 120千円未満	千円 128	千円 137	千円 146	千円 164	千円 196	千円 224	千円 100千円未満	千円 130	千円 130
83	90	96	103	108	116	120	128					
90	97	103	111	116	124	128	137					
97	106	111	119	124	133	137	146					
106	130	119	139	133	151	146	164					
130	162	139	174	151	186	164	196					
162	194	174	203	186	213	196	224					
194	219	203	230	213	240	224	251					
219	245	230	255	240	266	251	279					
245	270	255	282	266	294	279	306					
270	300	282	312	294	323	306	335					
300	333	312	345	323	356	335	368					
333	365	345	376	356	385	368	394					
365	387	376	397	385	407	394	417					
387	410	397	419	407	429	417	439					
410	431	419	441	429	451	439	461					
431	469	441	478	451	488	461	498					
469	504	478	515	488	526	498	538					
504	552	515	563	526	575	538	586					
552	621	563	633	575	646	586	658					
621	705	633	717	646	729	658	740					
705	850	717	861	729	872	740	883					
850	1,138	861	1,151	872	1,165	883	1,178					
1,138	1,805	1,151	1,818	1,165	1,831	1,178	1,845					
1,805	3,471	1,818	3,485	1,831	3,498	1,845	3,511					
3,471千円以上	3,485千円以上	3,498千円以上	3,511千円以上		1,120千円以上							

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

め、社会保険料控除後の給与等の金額欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該労働者が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 金 額 に 乗 ず べき 率 %	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
前月の社会保険料控除										
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	27 千円未満	44 千円未満	57 千円未満	70 千円未満						
2	27	29	44	48	57	62	70	76		
4	29	32	48	52	62	67	76	82		
6	32	48	52	62	67	73	82	90		
8	48	92	62	105	73	112	90	121		
10	92	117	105	129	112	137	121	150		
12	117	143	129	159	137	171	150	183		
14	143	174	159	190	171	200	183	209		
16	174	201	190	213	200	224	209	234		
18	201	224	213	238	224	248	234	259		
20	224	253	238	266	248	278	259	289		
22	253	281	266	298	278	310	289	321		
24	281	313	298	329	310	341	321	353		
26	313	339	329	354	341	366	353	377		
28	339	368	354	381	366	391	377	400		
30	368	388	381	401	391	411	400	421		
32	388	426	401	439	411	449	421	459		
35	426	463	439	475	449	485	459	494		
38	463	505	475	518	485	529	494	540		
41	505	569	518	585	529	597	540	609		
44	569	655	585	670	597	682	609	694		
47	655	802	670	817	682	828	694	839		
50	802	1,080	817	1,098	828	1,111	839	1,125		
55	1,080	1,747	1,098	1,765	1,111	1,778	1,125	1,791		
60	1,747	3,414	1,765	3,431	1,778	3,445	1,791	3,458		
65	3,414千円以上		3,431千円以上		3,445千円以上		3,458千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(2)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」欄と(2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(2) (1)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合)

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(4) 前月中の給与等の金額がない場合は前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合

与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表によ一定を含む。)により税額を計算する。

(5) (4)から(2)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

## 別表第七の附表

(—)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
161,300円未満	円	0円	258,000円	260,000円	78,400円	358,000円	360,000円	158,400円
161,300	162,000	1,000	260,000	262,000	80,000	360,000	362,000	160,000
162,000	164,000	1,600	262,000	264,000	81,600	362,000	364,000	161,600
164,000	166,000	3,200	264,000	266,000	83,200	364,000	366,000	163,200
166,000	168,000	4,800	266,000	268,000	84,800	366,000	368,000	164,800
168,000	170,000	6,400	268,000	270,000	86,400	368,000	370,000	166,400
170,000	172,000	8,000	270,000	272,000	88,000	370,000	372,000	168,000
172,000	174,000	9,600	272,000	274,000	89,600	372,000	374,000	169,600
174,000	176,000	11,200	274,000	276,000	91,200	374,000	376,000	171,200
176,000	178,000	12,800	276,000	278,000	92,800	376,000	378,000	172,800
178,000	180,000	14,400	278,000	280,000	94,400	378,000	380,000	174,400
180,000	182,000	16,000	280,000	282,000	96,000	380,000	382,000	176,000
182,000	184,000	17,600	282,000	284,000	97,600	382,000	384,000	177,600
184,000	186,000	19,200	284,000	286,000	99,200	384,000	386,000	179,200
186,000	188,000	20,800	286,000	288,000	100,800	386,000	388,000	180,800
188,000	190,000	22,400	288,000	290,000	102,400	388,000	390,000	182,400
190,000	192,000	24,000	290,000	292,000	104,000	390,000	392,000	184,000
192,000	194,000	25,600	292,000	294,000	105,600	392,000	394,000	185,600
194,000	196,000	27,200	294,000	296,000	107,200	394,000	396,000	187,200
196,000	198,000	28,800	296,000	298,000	108,800	396,000	398,000	188,800
198,000	200,000	30,400	298,000	300,000	110,400	398,000	400,000	190,400
200,000	202,000	32,000	300,000	302,000	112,000	400,000	402,000	192,000
202,000	204,000	33,600	302,000	304,000	113,600	402,000	404,000	193,600
204,000	206,000	35,200	304,000	306,000	115,200	404,000	406,000	195,200
206,000	208,000	36,800	306,000	308,000	116,800	406,000	408,000	196,800
208,000	210,000	38,400	308,000	310,000	118,400	408,000	410,000	198,400
210,000	212,000	40,000	310,000	312,000	120,000	410,000	412,000	200,000
212,000	214,000	41,600	312,000	314,000	121,600	412,000	414,000	201,600
214,000	216,000	43,200	314,000	316,000	123,200	414,000	416,000	203,200
216,000	218,000	44,800	316,000	318,000	124,800	416,000	418,000	204,800
218,000	220,000	46,400	318,000	320,000	126,400	418,000	420,000	206,400
220,000	222,000	48,000	320,000	322,000	128,000	420,000	422,000	208,000
222,000	224,000	49,600	322,000	324,000	129,600	422,000	424,000	209,600
224,000	226,000	51,200	324,000	326,000	131,200	424,000	426,000	211,200
226,000	228,000	52,800	326,000	328,000	132,800	426,000	428,000	212,800
228,000	230,000	54,400	328,000	330,000	134,400	428,000	430,000	214,400
230,000	232,000	56,000	330,000	332,000	136,000	430,000	432,000	216,000
232,000	234,000	57,600	332,000	334,000	137,600	432,000	434,000	217,600
234,000	236,000	59,200	334,000	336,000	139,200	434,000	436,000	219,200
236,000	238,000	60,800	336,000	338,000	140,800	436,000	438,000	220,800
238,000	240,000	62,400	338,000	340,000	142,400	438,000	440,000	222,400
240,000	242,000	64,000	340,000	342,000	144,000	440,000	442,000	224,000
242,000	244,000	65,600	342,000	344,000	145,600	442,000	444,000	225,600
244,000	246,000	67,200	344,000	346,000	147,200	444,000	446,000	227,200
246,000	248,000	68,800	346,000	348,000	148,800	446,000	448,000	228,800
248,000	250,000	70,400	348,000	350,000	150,400	448,000	450,000	230,400
250,000	252,000	72,000	350,000	352,000	152,000	450,000	452,000	232,000
252,000	254,000	73,600	352,000	354,000	153,600	452,000	454,000	233,600
254,000	256,000	75,200	354,000	356,000	155,200	454,000	456,000	235,200
256,000	258,000	76,800	356,000	358,000	156,800	456,000	458,000	236,800

〔別表第七の附表〕中「4,270,000」を「4,088,000」と、「893,000」と「798,400」を略め、同表の構成〔中〕、「(定義)に掲げる生徒」を「又は(定義)に掲げる者」と「120,000円」を「130,000円」と、「160,000円」を「180,000円」と改める。

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
458,000	460,000	238,400	558,000	560,000	318,400	658,000	660,000	398,400	460,000	462,000	320,000	660,000	662,000	400,000
462,000	464,000	240,000	560,000	562,000	321,600	662,000	664,000	401,600	464,000	466,000	241,600	564,000	566,000	403,200
466,000	468,000	244,800	566,000	568,000	324,800	666,000	668,000	404,800	470,000	472,000	246,400	570,000	572,000	406,400
472,000	474,000	248,000	572,000	574,000	328,000	670,000	672,000	408,000	474,000	476,000	249,600	574,000	576,000	409,600
476,000	478,000	252,800	576,000	578,000	332,800	676,000	678,000	412,800	480,000	482,000	254,400	578,000	580,000	414,400
482,000	484,000	256,000	580,000	582,000	336,000	680,000	682,000	416,000	484,000	486,000	257,600	582,000	584,000	417,600
486,000	488,000	260,800	586,000	588,000	340,800	686,000	688,000	420,800	490,000	492,000	262,400	588,000	590,000	422,400
492,000	494,000	265,600	592,000	594,000	345,600	692,000	694,000	425,600	494,000	496,000	267,200	594,000	596,000	427,200
496,000	498,000	268,800	596,000	598,000	348,800	696,000	698,000	428,800	500,000	502,000	270,400	598,000	600,000	430,400
502,000	504,000	272,000	600,000	602,000	352,000	700,000	702,000	432,000	504,000	506,000	273,600	602,000	604,000	433,600
506,000	508,000	275,200	604,000	606,000	355,200	704,000	706,000	435,200	508,000	510,000	276,800	606,000	608,000	436,800
510,000	512,000	280,000	610,000	612,000	360,000	710,000	712,000	440,000	512,000	514,000	281,600	612,000	614,000	441,600
514,000	516,000	283,200	614,000	616,000	363,200	714,000	716,000	443,200	516,000	518,000	284,800	616,000	618,000	444,800
518,000	520,000	286,400	618,000	620,000	366,400	718,000	720,000	446,400	520,000	522,000	288,000	620,000	622,000	448,000
522,000	524,000	289,600	622,000	624,000	369,600	722,000	724,000	449,600	524,000	526,000	291,200	624,000	626,000	451,200
526,000	528,000	292,800	626,000	628,000	372,800	726,000	728,000	452,800	528,000	530,000	294,400	628,000	630,000	454,400
530,000	532,000	296,000	630,000	632,000	376,000	730,000	732,000	456,000	532,000	534,000	297,600	632,000	634,000	457,600
532,000	534,000	297,600	632,000	634,000	377,600	732,000	734,000	457,600	534,000	536,000	299,200	634,000	636,000	459,200
536,000	538,000	300,800	636,000	638,000	380,800	736,000	738,000	460,800	538,000	540,000	302,400	638,000	640,000	462,400
540,000	542,000	304,000	640,000	642,000	384,000	740,000	742,000	464,000	542,000	544,000	305,600	642,000	644,000	465,600
544,000	546,000	307,200	644,000	646,000	387,200	744,000	746,000	467,200	546,000	548,000	308,800	646,000	648,000	468,800
548,000	550,000	310,400	648,000	650,000	390,400	748,000	750,000	470,400	550,000	552,000	312,000	650,000	652,000	472,000
552,000	554,000	313,600	652,000	654,000	393,600	752,000	754,000	473,600	554,000	556,000	315,200	654,000	656,000	475,200
556,000	558,000	316,800	656,000	658,000	396,800	756,000	758,000	476,800	558,000	560,000	318,400	658,000	660,000	478,400

## (三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
758,000	760,000	478,400	858,000	860,000	558,400	958,000	960,000	638,400
760,000	762,000	480,000	860,000	862,000	560,000	960,000	962,000	640,000
762,000	764,000	481,600	862,000	864,000	561,600	962,000	964,000	641,600
764,000	766,000	483,200	864,000	866,000	563,200	964,000	966,000	643,200
766,000	768,000	484,800	866,000	868,000	564,800	966,000	968,000	644,800
768,000	770,000	486,400	868,000	870,000	566,400	968,000	970,000	646,400
770,000	772,000	488,000	870,000	872,000	568,000	970,000	972,000	648,000
772,000	774,000	489,600	872,000	874,000	569,600	972,000	974,000	649,600
774,000	776,000	491,200	874,000	876,000	571,200	974,000	976,000	651,200
776,000	778,000	492,800	876,000	878,000	572,800	976,000	978,000	652,800
778,000	780,000	494,400	878,000	880,000	574,400	978,000	980,000	654,400
780,000	782,000	496,000	880,000	882,000	576,000	980,000	982,000	656,000
782,000	784,000	497,600	882,000	884,000	577,600	982,000	984,000	657,600
784,000	786,000	499,200	884,000	886,000	579,200	984,000	986,000	659,200
786,000	788,000	500,800	886,000	888,000	580,800	986,000	988,000	660,800
788,000	790,000	502,400	888,000	890,000	582,400	988,000	990,000	662,400
790,000	792,000	504,000	890,000	892,000	584,000	990,000	992,000	664,000
792,000	794,000	505,600	892,000	894,000	585,600	992,000	994,000	665,600
794,000	796,000	507,200	894,000	896,000	587,200	994,000	996,000	667,200
796,000	798,000	508,800	896,000	898,000	588,800	996,000	998,000	668,800
798,000	800,000	510,400	898,000	900,000	590,400	998,000	1,000,000	670,400
800,000	802,000	512,000	900,000	902,000	592,000	1,000,000	1,002,000	672,000
802,000	804,000	513,600	902,000	904,000	593,600	1,002,000	1,004,000	673,600
804,000	806,000	515,200	904,000	906,000	595,200	1,004,000	1,006,000	675,200
806,000	808,000	516,800	906,000	908,000	596,800	1,006,000	1,008,000	676,800
808,000	810,000	518,400	908,000	910,000	598,400	1,008,000	1,010,000	678,400
810,000	812,000	520,000	910,000	912,000	600,000	1,010,000	1,012,000	680,000
812,000	814,000	521,600	912,000	914,000	601,600	1,012,000	1,014,000	681,600
814,000	816,000	523,200	914,000	916,000	603,200	1,014,000	1,016,000	683,200
816,000	818,000	524,800	916,000	918,000	604,800	1,016,000	1,018,000	684,800
818,000	820,000	526,400	918,000	920,000	606,400	1,018,000	1,020,000	686,400
820,000	822,000	528,000	920,000	922,000	608,000	1,020,000	1,022,000	688,000
822,000	824,000	529,600	922,000	924,000	609,600	1,022,000	1,024,000	689,600
824,000	826,000	531,200	924,000	926,000	611,200	1,024,000	1,026,000	691,200
826,000	828,000	532,800	926,000	928,000	612,800	1,026,000	1,028,000	692,800
828,000	830,000	534,400	928,000	930,000	614,400	1,028,000	1,030,000	694,400
830,000	832,000	536,000	930,000	932,000	616,000	1,030,000	1,032,000	696,000
832,000	834,000	537,600	932,000	934,000	617,600	1,032,000	1,034,000	697,600
834,000	836,000	539,200	934,000	936,000	619,200	1,034,000	1,036,000	699,200
836,000	838,000	540,800	936,000	938,000	620,800	1,036,000	1,038,000	700,800
838,000	840,000	542,400	938,000	940,000	622,400	1,038,000	1,040,000	702,400
840,000	842,000	544,000	940,000	942,000	624,000	1,040,000	1,042,000	704,000
842,000	844,000	545,600	942,000	944,000	625,600	1,042,000	1,044,000	705,600
844,000	846,000	547,200	944,000	946,000	627,200	1,044,000	1,046,000	707,200
846,000	848,000	548,800	946,000	948,000	628,800	1,046,000	1,048,000	708,800
848,000	850,000	550,400	948,000	950,000	630,400	1,048,000	1,050,000	710,400
850,000	852,000	552,000	950,000	952,000	632,000	1,050,000	1,052,000	712,000
852,000	854,000	553,600	952,000	954,000	633,600	1,052,000	1,054,000	713,600
854,000	856,000	555,200	954,000	956,000	635,200	1,054,000	1,056,000	715,200
856,000	858,000	556,800	956,000	958,000	636,800	1,056,000	1,058,000	716,800

## (四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,058,000	1,060,000	718,400	1,158,000	1,160,000	798,400	1,258,000	1,260,000	878,400
1,060,000	1,062,000	720,000	1,160,000	1,162,000	800,000	1,260,000	1,262,000	880,000
1,062,000	1,064,000	721,600	1,162,000	1,164,000	801,600	1,262,000	1,264,000	881,600
1,064,000	1,066,000	723,200	1,164,000	1,166,000	803,200	1,264,000	1,266,000	883,200
1,066,000	1,068,000	724,800	1,166,000	1,168,000	804,800	1,266,000	1,268,000	884,800
1,068,000	1,070,000	726,400	1,168,000	1,170,000	806,400	1,268,000	1,270,000	886,400
1,070,000	1,072,000	728,000	1,170,000	1,172,000	808,000	1,270,000	1,272,000	888,000
1,072,000	1,074,000	729,600	1,172,000	1,174,000	809,600	1,272,000	1,274,000	889,600
1,074,000	1,076,000	731,200	1,174,000	1,176,000	811,200	1,274,000	1,276,000	891,200
1,076,000	1,078,000	732,800	1,176,000	1,178,000	812,800	1,276,000	1,278,000	892,800
1,078,000	1,080,000	734,400	1,178,000	1,180,000	814,400	1,278,000	1,280,000	894,400
1,080,000	1,082,000	736,000	1,180,000	1,182,000	816,000	1,280,000	1,282,000	896,000
1,082,000	1,084,000	737,600	1,182,000	1,184,000	817,600	1,282,000	1,284,000	897,600
1,084,000	1,086,000	739,200	1,184,000	1,186,000	819,200	1,284,000	1,286,000	899,200
1,086,000	1,088,000	740,800	1,186,000	1,188,000	820,800	1,286,000	1,288,000	900,800
1,088,000	1,090,000	742,400	1,188,000	1,190,000	822,400	1,288,000	1,290,000	902,400
1,090,000	1,092,000	744,000	1,190,000	1,192,000	824,000	1,290,000	1,292,000	904,000
1,092,000	1,094,000	745,600	1,192,000	1,194,000	825,600	1,292,000	1,294,000	905,600
1,094,000	1,096,000	747,200	1,194,000	1,196,000	827,200	1,294,000	1,296,000	907,200
1,096,000	1,098,000	748,800	1,196,000	1,198,000	828,800	1,296,000	1,298,000	908,800
1,098,000	1,100,000	750,400	1,198,000	1,200,000	830,400	1,298,000	1,300,000	910,400
1,100,000	1,102,000	752,000	1,200,000	1,202,000	832,000	1,300,000	1,302,000	912,000
1,102,000	1,104,000	753,600	1,202,000	1,204,000	833,600	1,302,000	1,304,000	913,600
1,104,000	1,106,000	755,200	1,204,000	1,206,000	835,200	1,304,000	1,306,000	915,200
1,106,000	1,108,000	756,800	1,206,000	1,208,000	836,800	1,306,000	1,308,000	916,800
1,108,000	1,110,000	758,400	1,208,000	1,210,000	838,400	1,308,000	1,310,000	918,400
1,110,000	1,112,000	760,000	1,210,000	1,212,000	840,000	1,310,000	1,312,000	920,000
1,112,000	1,114,000	761,600	1,212,000	1,214,000	841,600	1,312,000	1,314,000	921,600
1,114,000	1,116,000	763,200	1,214,000	1,216,000	843,200	1,314,000	1,316,000	923,200
1,116,000	1,118,000	764,800	1,216,000	1,218,000	844,800	1,316,000	1,318,000	924,800
1,118,000	1,120,000	766,400	1,218,000	1,220,000	846,400	1,318,000	1,320,000	926,400
1,120,000	1,122,000	768,000	1,220,000	1,222,000	848,000	1,320,000	1,322,000	928,000
1,122,000	1,124,000	769,600	1,222,000	1,224,000	849,600	1,322,000	1,324,000	929,600
1,124,000	1,126,000	771,200	1,224,000	1,226,000	851,200	1,324,000	1,326,000	931,200
1,126,000	1,128,000	772,800	1,226,000	1,228,000	852,800	1,326,000	1,328,000	932,800
1,128,000	1,130,000	774,400	1,228,000	1,230,000	854,400	1,328,000	1,330,000	934,400
1,130,000	1,132,000	776,000	1,230,000	1,232,000	856,000	1,330,000	1,332,000	936,000
1,132,000	1,134,000	777,600	1,232,000	1,234,000	857,600	1,332,000	1,334,000	937,600
1,134,000	1,136,000	779,200	1,234,000	1,236,000	859,200	1,334,000	1,336,000	939,200
1,136,000	1,138,000	780,800	1,236,000	1,238,000	860,800	1,336,000	1,338,000	940,800
1,138,000	1,140,000	782,400	1,238,000	1,240,000	862,400	1,338,000	1,340,000	942,400
1,140,000	1,142,000	784,000	1,240,000	1,242,000	864,000	1,340,000	1,342,000	944,000
1,142,000	1,144,000	785,600	1,242,000	1,244,000	865,600	1,342,000	1,344,000	945,600
1,144,000	1,146,000	787,200	1,244,000	1,246,000	867,200	1,344,000	1,346,000	947,200
1,146,000	1,148,000	788,800	1,246,000	1,248,000	868,800	1,346,000	1,348,000	948,800
1,148,000	1,150,000	790,400	1,248,000	1,250,000	870,400	1,348,000	1,350,000	950,400
1,150,000	1,152,000	792,000	1,250,000	1,252,000	872,000	1,350,000	1,352,000	952,000
1,152,000	1,154,000	793,600	1,252,000	1,254,000	873,600	1,352,000	1,354,000	953,600
1,154,000	1,156,000	795,200	1,254,000	1,256,000	875,200	1,354,000	1,356,000	955,200
1,156,000	1,158,000	796,800	1,256,000	1,258,000	876,800	1,356,000	1,358,000	956,800

(五)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,358,000	1,360,000	958,400	1,458,000	1,460,000	1,038,400	1,558,000	1,560,000	1,118,400
1,360,000	1,362,000	960,000	1,460,000	1,462,000	1,040,000	1,560,000	1,562,000	1,120,000
1,362,000	1,364,000	961,600	1,462,000	1,464,000	1,041,600	1,562,000	1,564,000	1,121,600
1,364,000	1,366,000	963,200	1,464,000	1,466,000	1,043,200	1,564,000	1,566,000	1,123,200
1,366,000	1,368,000	964,800	1,466,000	1,468,000	1,044,800	1,566,000	1,568,000	1,124,800
1,368,000	1,370,000	966,400	1,468,000	1,470,000	1,046,400	1,568,000	1,570,000	1,126,400
1,370,000	1,372,000	968,000	1,470,000	1,472,000	1,048,000	1,570,000	1,572,000	1,128,000
1,372,000	1,374,000	969,600	1,472,000	1,474,000	1,049,600	1,572,000	1,574,000	1,129,600
1,374,000	1,376,000	971,200	1,474,000	1,476,000	1,051,200	1,574,000	1,576,000	1,131,200
1,376,000	1,378,000	972,800	1,476,000	1,478,000	1,052,800	1,576,000	1,578,000	1,132,800
1,378,000	1,380,000	974,400	1,478,000	1,480,000	1,054,400	1,578,000	1,580,000	1,134,400
1,380,000	1,382,000	976,000	1,480,000	1,482,000	1,056,000	1,580,000	1,582,000	1,136,000
1,382,000	1,384,000	977,600	1,482,000	1,484,000	1,057,600	1,582,000	1,584,000	1,137,600
1,384,000	1,386,000	979,200	1,484,000	1,486,000	1,059,200	1,584,000	1,586,000	1,139,200
1,386,000	1,388,000	980,800	1,486,000	1,488,000	1,060,800	1,586,000	1,588,000	1,140,800
1,388,000	1,390,000	982,400	1,488,000	1,490,000	1,062,400	1,588,000	1,590,000	1,142,400
1,390,000	1,392,000	984,000	1,490,000	1,492,000	1,064,000	1,590,000	1,592,000	1,144,000
1,392,000	1,394,000	985,600	1,492,000	1,494,000	1,065,600	1,592,000	1,594,000	1,145,600
1,394,000	1,396,000	987,200	1,494,000	1,496,000	1,067,200	1,594,000	1,596,000	1,147,200
1,396,000	1,398,000	988,800	1,496,000	1,498,000	1,068,800	1,596,000	1,598,000	1,148,800
1,398,000	1,400,000	990,400	1,498,000	1,500,000	1,070,400	1,598,000	1,600,000	1,150,400
1,400,000	1,402,000	992,000	1,500,000	1,502,000	1,072,000	1,600,000	1,602,000	1,152,000
1,402,000	1,404,000	993,600	1,502,000	1,504,000	1,073,600	1,602,000	1,604,000	1,153,600
1,404,000	1,406,000	995,200	1,504,000	1,506,000	1,075,200	1,604,000	1,606,000	1,155,200
1,406,000	1,408,000	996,800	1,506,000	1,508,000	1,076,800	1,606,000	1,608,000	1,156,800
1,408,000	1,410,000	998,400	1,508,000	1,510,000	1,078,400	1,608,000	1,610,000	1,158,400
1,410,000	1,412,000	1,000,000	1,510,000	1,512,000	1,080,000	1,610,000	1,612,000	1,160,000
1,412,000	1,414,000	1,001,600	1,512,000	1,514,000	1,081,600	1,612,000	1,614,000	1,161,600
1,414,000	1,416,000	1,003,200	1,514,000	1,516,000	1,083,200	1,614,000	1,616,000	1,163,200
1,416,000	1,418,000	1,004,800	1,516,000	1,518,000	1,084,800	1,616,000	1,618,000	1,164,800
1,418,000	1,420,000	1,006,400	1,518,000	1,520,000	1,086,400	1,618,000	1,620,000	1,166,400
1,420,000	1,422,000	1,008,000	1,520,000	1,522,000	1,088,000	1,620,000	1,622,000	1,168,000
1,422,000	1,424,000	1,009,600	1,522,000	1,524,000	1,089,600	1,622,000	1,624,000	1,169,600
1,424,000	1,426,000	1,011,200	1,524,000	1,526,000	1,091,200	1,624,000	1,626,000	1,171,200
1,426,000	1,428,000	1,012,800	1,526,000	1,528,000	1,092,800	1,626,000	1,628,000	1,172,800
1,428,000	1,430,000	1,014,400	1,528,000	1,530,000	1,094,400	1,628,000	1,630,000	1,174,400
1,430,000	1,432,000	1,016,000	1,530,000	1,532,000	1,096,000	1,630,000	1,632,000	1,176,000
1,432,000	1,434,000	1,017,600	1,532,000	1,534,000	1,097,600	1,632,000	1,634,000	1,177,600
1,434,000	1,436,000	1,019,200	1,534,000	1,536,000	1,099,200	1,634,000	1,636,000	1,179,200
1,436,000	1,438,000	1,020,800	1,536,000	1,538,000	1,100,800	1,636,000	1,638,000	1,180,800
1,438,000	1,440,000	1,022,400	1,538,000	1,540,000	1,102,400	1,638,000	1,640,000	1,182,400
1,440,000	1,442,000	1,024,000	1,540,000	1,542,000	1,104,000	1,640,000	1,642,000	1,184,000
1,442,000	1,444,000	1,025,600	1,542,000	1,544,000	1,105,600	1,642,000	1,644,000	1,185,600
1,444,000	1,446,000	1,027,200	1,544,000	1,546,000	1,107,200	1,644,000	1,646,000	1,187,200
1,446,000	1,448,000	1,028,800	1,546,000	1,548,000	1,108,800	1,646,000	1,648,000	1,188,800
1,448,000	1,450,000	1,030,400	1,548,000	1,550,000	1,110,400	1,648,000	1,650,000	1,190,400
1,450,000	1,452,000	1,032,000	1,550,000	1,552,000	1,112,000	1,650,000	1,652,000	1,192,000
1,452,000	1,454,000	1,033,600	1,552,000	1,554,000	1,113,600	1,652,000	1,654,000	1,193,600
1,454,000	1,456,000	1,035,200	1,554,000	1,556,000	1,115,200	1,654,000	1,656,000	1,195,200
1,456,000	1,458,000	1,036,800	1,556,000	1,558,000	1,116,800	1,656,000	1,658,000	1,196,800

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,658,000	1,660,000	1,198,400	1,758,000	1,760,000	1,288,200	1,858,000	1,860,000	1,378,200
1,660,000	1,662,000	1,200,000	1,760,000	1,762,000	1,290,000	1,860,000	1,862,000	1,380,000
1,662,000	1,664,000	1,201,800	1,762,000	1,764,000	1,291,800	1,862,000	1,864,000	1,381,800
1,664,000	1,666,000	1,203,600	1,764,000	1,766,000	1,293,600	1,864,000	1,866,000	1,383,600
1,666,000	1,668,000	1,205,400	1,766,000	1,768,000	1,295,400	1,866,000	1,868,000	1,385,400
1,668,000	1,670,000	1,207,200	1,768,000	1,770,000	1,297,200	1,868,000	1,870,000	1,387,200
1,670,000	1,672,000	1,209,000	1,770,000	1,772,000	1,299,000	1,870,000	1,872,000	1,389,000
1,672,000	1,674,000	1,210,800	1,772,000	1,774,000	1,300,800	1,872,000	1,874,000	1,390,800
1,674,000	1,676,000	1,212,600	1,774,000	1,776,000	1,302,600	1,874,000	1,876,000	1,392,600
1,676,000	1,678,000	1,214,400	1,776,000	1,778,000	1,304,400	1,876,000	1,878,000	1,394,400
1,678,000	1,680,000	1,216,200	1,778,000	1,780,000	1,306,200	1,878,000	1,880,000	1,396,200
1,680,000	1,682,000	1,218,000	1,780,000	1,782,000	1,308,000	1,880,000	1,882,000	1,398,000
1,682,000	1,684,000	1,219,800	1,782,000	1,784,000	1,309,800	1,882,000	1,884,000	1,399,800
1,684,000	1,686,000	1,221,600	1,784,000	1,786,000	1,311,600	1,884,000	1,886,000	1,401,600
1,686,000	1,688,000	1,223,400	1,786,000	1,788,000	1,313,400	1,886,000	1,888,000	1,403,400
1,688,000	1,690,000	1,225,200	1,788,000	1,790,000	1,315,200	1,888,000	1,890,000	1,405,200
1,690,000	1,692,000	1,227,000	1,790,000	1,792,000	1,317,000	1,890,000	1,892,000	1,407,000
1,692,000	1,694,000	1,228,800	1,792,000	1,794,000	1,318,800	1,892,000	1,894,000	1,408,800
1,694,000	1,696,000	1,230,600	1,794,000	1,796,000	1,320,600	1,894,000	1,896,000	1,410,600
1,696,000	1,698,000	1,232,400	1,796,000	1,798,000	1,322,400	1,896,000	1,898,000	1,412,400
1,698,000	1,700,000	1,234,200	1,798,000	1,800,000	1,324,200	1,898,000	1,900,000	1,414,200
1,700,000	1,702,000	1,236,000	1,800,000	1,802,000	1,326,000	1,900,000	1,902,000	1,416,000
1,702,000	1,704,000	1,237,800	1,802,000	1,804,000	1,327,800	1,902,000	1,904,000	1,417,800
1,704,000	1,706,000	1,239,600	1,804,000	1,806,000	1,329,600	1,904,000	1,906,000	1,419,600
1,706,000	1,708,000	1,241,400	1,806,000	1,808,000	1,331,400	1,906,000	1,908,000	1,421,400
1,708,000	1,710,000	1,243,200	1,808,000	1,810,000	1,333,200	1,908,000	1,910,000	1,423,200
1,710,000	1,712,000	1,245,000	1,810,000	1,812,000	1,335,000	1,910,000	1,912,000	1,425,000
1,712,000	1,714,000	1,246,800	1,812,000	1,814,000	1,336,800	1,912,000	1,914,000	1,426,800
1,714,000	1,716,000	1,248,600	1,814,000	1,816,000	1,338,600	1,914,000	1,916,000	1,428,600
1,716,000	1,718,000	1,250,400	1,816,000	1,818,000	1,340,400	1,916,000	1,918,000	1,430,400
1,718,000	1,720,000	1,252,200	1,818,000	1,820,000	1,342,200	1,918,000	1,920,000	1,432,200
1,720,000	1,722,000	1,254,000	1,820,000	1,822,000	1,344,000	1,920,000	1,922,000	1,434,000
1,722,000	1,724,000	1,255,800	1,822,000	1,824,000	1,345,800	1,922,000	1,924,000	1,435,800
1,724,000	1,726,000	1,257,600	1,824,000	1,826,000	1,347,600	1,924,000	1,926,000	1,437,600
1,726,000	1,728,000	1,259,400	1,826,000	1,828,000	1,349,400	1,926,000	1,928,000	1,439,400
1,728,000	1,730,000	1,261,200	1,828,000	1,830,000	1,351,200	1,928,000	1,930,000	1,441,200
1,730,000	1,732,000	1,263,000	1,830,000	1,832,000	1,353,000	1,930,000	1,932,000	1,443,000
1,732,000	1,734,000	1,264,800	1,832,000	1,834,000	1,354,800	1,932,000	1,934,000	1,444,800
1,734,000	1,736,000	1,266,600	1,834,000	1,836,000	1,356,600	1,934,000	1,936,000	1,446,600
1,736,000	1,738,000	1,268,400	1,836,000	1,838,000	1,358,400	1,936,000	1,938,000	1,448,400
1,738,000	1,740,000	1,270,200	1,838,000	1,840,000	1,360,200	1,938,000	1,940,000	1,450,200
1,740,000	1,742,000	1,272,000	1,840,000	1,842,000	1,362,000	1,940,000	1,942,000	1,452,000
1,742,000	1,744,000	1,273,800	1,842,000	1,844,000	1,363,800	1,942,000	1,944,000	1,453,800
1,744,000	1,746,000	1,275,600	1,844,000	1,846,000	1,365,600	1,944,000	1,946,000	1,455,600
1,746,000	1,748,000	1,277,400	1,846,000	1,848,000	1,367,400	1,946,000	1,948,000	1,457,400
1,748,000	1,750,000	1,279,200	1,848,000	1,850,000	1,369,200	1,948,000	1,950,000	1,459,200
1,750,000	1,752,000	1,281,000	1,850,000	1,852,000	1,371,000	1,950,000	1,952,000	1,461,000
1,752,000	1,754,000	1,282,800	1,852,000	1,854,000	1,372,800	1,952,000	1,954,000	1,462,800
1,754,000	1,756,000	1,284,600	1,854,000	1,856,000	1,374,600	1,954,000	1,956,000	1,464,600
1,756,000	1,758,000	1,286,400	1,856,000	1,858,000	1,376,400	1,956,000	1,958,000	1,466,400

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,958,000	1,960,000	1,468,200	1,988,000	1,990,000	1,495,200	3,160,000	5,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 452,000円を控 除了した金額
1,960,000	1,962,000	1,470,000	1,990,000	1,992,000	1,497,000			
1,962,000	1,964,000	1,471,800	1,992,000	1,994,000	1,498,800			
1,964,000	1,966,000	1,473,600	1,994,000	1,996,000	1,500,600			
1,966,000	1,968,000	1,475,400	1,996,000	1,998,000	1,502,400			
1,968,000	1,970,000	1,477,200	1,998,000	2,000,000	1,504,200	5,000,000	4,298,000	円
1,970,000	1,972,000	1,479,000						円
1,972,000	1,974,000	1,480,800						
1,974,000	1,976,000	1,482,600						
1,976,000	1,978,000	1,484,400						
1,978,000	1,980,000	1,486,200	2,000,000	3,160,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 294,000円を控 除了した金額			
1,980,000	1,982,000	1,488,000						
1,982,000	1,984,000	1,489,800						
1,984,000	1,986,000	1,491,600						
1,986,000	1,988,000	1,493,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	千円 400	千円 1,400	23年 24年 25年	千円 3,900 4,200 4,500	千円 4,900 5,200 5,500
5年	500	1,500	26年	4,800	5,800
6年	600	1,600	27年	5,100	6,100
7年	700	1,700	28年	5,400	6,400
8年	800	1,800	29年	5,700	6,700
9年	900	1,900	30年	6,000	7,000
10年	1,000	2,000	31年	6,400	7,400
11年	1,200	2,200	32年	6,800	7,800
12年	1,400	2,400	33年	7,200	8,200
13年	1,600	2,600	34年	7,600	8,600
14年	1,800	2,800	35年	8,000	9,000
15年	2,000	3,000	36年	8,400	9,400
16年	2,200	3,200	37年	8,800	9,800
17年	2,400	3,400	38年	9,200	10,200
18年	2,600	3,600	39年	9,600	10,600
19年	2,800	3,800	40年	10,000	11,000
20年	3,000	4,000	41年以上	10,000千円に、勤続年数が40年を超える1年に ごとに400千円を加算した金額	11,000千円に、勤続年数が40年を超える1年に ごとに400千円を加算した金額
21年	3,300	4,300			
22年	3,600	4,600			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (イ) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。
- (ロ) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。
- (ハ) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

- (イ) 退職所得控除額を求めるには、(ロ)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。
- (ロ) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

## (経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除

き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和四八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）

第五十七条第三項第一号（事業に専従する親族）	二十万円	十九万二千五百円
第七十九条第一項及び第二項（障害者控除）	十三万円	十二万七千五百円
第八十条第一項（寡婦控除）、第八十一条第一項（勤労生控除）	十九万円	十八万二千五百円
第八十三条第一項（配偶者控除）	二十一万円	二十万七千五百円
第八十四条第一項（扶養控除）	十六万円	十五万五千円
第八十四条第二項	十九万円	十八万二千五百円
第八十六条第三項	十八万円	十七万二千五百円
第八十六条第一項（基礎控除）	二十一万円	二十万七千五百円
第一百九十二条第一号（年末調整）	別表第七の附表	
別表第七の表	4,088,000 798,400	4,128,000 810,400
別表第七の備考(1)	この表の附表 改正法附則別表第一	
別表第七の備考(2)	130,000円 190,000円	127,500円 182,500円

第三条 昭和四八年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下「給与等」という。）の収入

表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四八年分の所得税については、次の表

の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（有価証券の譲渡所得の非課税に関する経過措

置）

第四条 新法第九条第一項第十一号ニ（有価証券の譲渡による所得の非課税）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後における同号ニの有価証券の譲渡による所得について適用する。

（昭和四八年分及び昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第五条 居住者の昭和四八年分の所得税については、新法第一百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十七年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がな

かつたものとみなして計算した額とし、同年

分の所得税について災害被災者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号）第一条（所得税の輕減又は免除）の規定の適用があつた場合に、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徵収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雜所得の金額及び雜所得に該当しない臨時所得の金額に係るもの）を除く。）を控除した金額

一一 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十七年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雜所得の金額又は雜所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第二百四条第一項の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」と

いう。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第一により求めた率

2 昭和四十七年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十八年分の所得税に係る予定納稅基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から二万円を控除した金額によるものとする。

第三」と、第二項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「二千万円」とあるのは「五百円」と、「二万円」とあるのは「四千円」と、第三項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 附則第三条第二項（昭和四八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百九十条（年末調整）の規定及び附則別表第一は、昭和四十八年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 附則第三条第二項（退職所得に係る源泉徵収税額）の規定並びに新法別表第八及び同表の附表は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百八十二条第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条（退職所得に係る源泉徵収税額）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同前に支払うべき旧法第二百八十二条第二項に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

3 昭和四十七年分の所得税について旧法第九十条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合については、同項第一号に規定する調整所得金額と年分の予定納稅基準額の計算については、政令で定める。

3 第六条 新法第二百八十二条第二項（配当等に係る源泉徵収義務）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同前に支払うべき旧法第二百八十二条第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四九年分の所得税に係る予定納稅基準額の計算について適用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第二」とあるのは「附則別表第一」により求めた率

2 附則第三条第二項（昭和四八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）の規定並びに新法別表第八及び同表の附表は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同前に支払うべき旧法第二百八十二条第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条（退職所得に係る源泉徵収税額）の規定並びに新法別表第八及び同表の附表は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき新法第二百九十九条（退職所得に係る源泉徵収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

(源泉徴収の納期の特例の承認の申請に関する規定)

(経過措置)

第八条 新法第二百七十五条(納期の特例に關する承認の申請等)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。

(無記名公社債の利子等の受領者の告知に関する経過措置)

第九条 新法第二百二十四条第一項後段(無記名公社債の利子等の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の支払をする場合について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十条に対し、國税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

3 前項の更正の請求に基づく國税通則法第二十

第一条 施行日前に昭和四十八年分の所得税に対する適用による申告書を提出した者及び同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定に

よる決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらのことととなつたとき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、その適することとなつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつたとき(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収額の還付)は、その異動を生ずることとなつたとき(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収額の還付)とみなす。

金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適するに適する)とみなす。

2 前項に規定する退職手当等で施行日以後に支払われるべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第二百九十九条から第二百二条までに規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合に付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当するのに適すこととなつた日がある場合に付の請求があつた日)までの期間とする。

附則別表第一 昭和48年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与				
以上	未満	円等の金額	以上	未満	円等の金額	以上	未満	円等の金額	以上	未満	円等の金額	以上	未満	円等の金額			
153,800	円未満	0	250,000	252,000	78,000	350,000	352,000	158,000	153,800	154,000	1,000	252,000	254,000	79,600	352,000	354,000	159,600
154,000	156,000	1,200	254,000	256,000	81,200	354,000	356,000	161,200	156,000	158,000	2,800	256,000	258,000	82,800	356,000	358,000	162,800
158,000	160,000	4,400	258,000	260,000	84,400	358,000	360,000	164,400	160,000	162,000	6,000	260,000	262,000	86,000	360,000	362,000	166,000
162,000	164,000	7,600	262,000	264,000	87,600	362,000	364,000	167,600	164,000	166,000	9,200	264,000	266,000	89,200	364,000	366,000	169,200
166,000	168,000	10,800	266,000	268,000	90,800	366,000	368,000	170,800	168,000	170,000	12,400	268,000	270,000	92,400	368,000	370,000	172,400
170,000	172,000	14,000	270,000	272,000	94,000	370,000	372,000	174,000	172,000	174,000	15,600	272,000	274,000	95,600	372,000	374,000	175,600
174,000	176,000	17,200	274,000	276,000	97,200	374,000	376,000	177,200	176,000	178,000	18,800	276,000	278,000	98,800	376,000	378,000	178,800
178,000	180,000	20,400	278,000	280,000	100,400	378,000	380,000	180,400	180,000	182,000	22,000	280,000	282,000	102,000	380,000	382,000	182,000
182,000	184,000	23,600	282,000	284,000	103,600	382,000	384,000	183,600	184,000	186,000	25,200	284,000	286,000	105,200	384,000	386,000	185,200
186,000	188,000	26,800	286,000	288,000	106,800	386,000	388,000	186,800	188,000	190,000	28,400	288,000	290,000	108,400	388,000	390,000	188,400
190,000	192,000	30,000	290,000	292,000	110,000	390,000	392,000	190,000	192,000	194,000	31,600	292,000	294,000	111,600	392,000	394,000	191,600
194,000	196,000	33,200	294,000	296,000	113,200	394,000	396,000	193,200	196,000	198,000	34,800	296,000	298,000	114,800	396,000	398,000	194,800
198,000	200,000	36,400	298,000	300,000	116,400	398,000	400,000	196,400	200,000	202,000	38,000	300,000	302,000	118,000	400,000	402,000	198,000
202,000	204,000	39,600	302,000	304,000	119,600	402,000	404,000	199,600	204,000	206,000	41,200	304,000	306,000	121,200	404,000	406,000	201,200
206,000	208,000	42,800	306,000	308,000	122,800	406,000	408,000	202,800	208,000	210,000	44,400	308,000	310,000	124,400	408,000	410,000	204,400
210,000	212,000	46,000	310,000	312,000	126,000	410,000	412,000	206,000	212,000	214,000	47,600	312,000	314,000	127,600	412,000	414,000	207,600
214,000	216,000	49,200	314,000	316,000	129,200	414,000	416,000	209,200	216,000	218,000	50,800	316,000	318,000	130,800	416,000	418,000	210,800
218,000	220,000	52,400	318,000	320,000	132,400	418,000	420,000	212,400	220,000	222,000	54,000	320,000	322,000	134,000	420,000	422,000	214,000
222,000	224,000	55,600	322,000	324,000	135,600	422,000	424,000	215,600	224,000	226,000	57,200	324,000	326,000	137,200	424,000	426,000	217,200
226,000	228,000	58,800	326,000	328,000	138,800	426,000	428,000	218,800	228,000	230,000	60,400	328,000	330,000	140,400	428,000	430,000	220,400
230,000	232,000	62,000	330,000	332,000	142,000	430,000	432,000	222,000	232,000	234,000	63,600	332,000	334,000	143,600	432,000	434,000	223,600
234,000	236,000	65,200	334,000	336,000	145,200	434,000	436,000	225,200	236,000	238,000	66,800	336,000	338,000	146,800	436,000	438,000	226,800
238,000	240,000	68,400	338,000	340,000	148,400	438,000	440,000	228,400	240,000	242,000	70,000	340,000	342,000	150,000	440,000	442,000	230,000
242,000	244,000	71,600	342,000	344,000	151,600	442,000	444,000	231,600	244,000	246,000	73,200	344,000	346,000	153,200	444,000	446,000	233,200
246,000	248,000	74,800	346,000	348,000	154,800	446,000	448,000	234,800	248,000	250,000	76,400	348,000	350,000	156,400	448,000	450,000	236,400

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
450,000	452,000	238,000	550,000	552,000	318,000	650,000	652,000	398,000	452,000	454,000	239,600
452,000	454,000	239,600	552,000	554,000	319,600	652,000	654,000	399,600	454,000	456,000	241,200
454,000	456,000	241,200	554,000	556,000	321,200	654,000	656,000	401,200	456,000	458,000	242,800
456,000	458,000	242,800	556,000	558,000	322,800	656,000	658,000	402,800	458,000	460,000	244,400
460,000	462,000	246,000	560,000	562,000	326,000	660,000	662,000	406,000	462,000	464,000	247,600
462,000	464,000	247,600	562,000	564,000	327,600	662,000	664,000	407,600	464,000	466,000	249,200
464,000	466,000	249,200	564,000	566,000	329,200	664,000	666,000	409,200	466,000	468,000	250,800
466,000	470,000	252,400	566,000	568,000	330,800	666,000	668,000	410,800	468,000	470,000	568,000
470,000	472,000	254,000	570,000	572,000	334,000	670,000	672,000	414,000	472,000	474,000	255,600
472,000	474,000	255,600	572,000	574,000	335,600	672,000	674,000	415,600	474,000	476,000	257,200
474,000	476,000	257,200	574,000	576,000	337,200	674,000	676,000	417,200	476,000	478,000	258,800
476,000	480,000	260,400	576,000	578,000	338,800	676,000	678,000	418,800	478,000	480,000	578,000
480,000	482,000	262,000	580,000	582,000	342,000	680,000	682,000	422,000	482,000	484,000	263,600
482,000	484,000	263,600	582,000	584,000	343,600	682,000	684,000	423,600	484,000	486,000	265,200
484,000	486,000	265,200	584,000	586,000	345,200	684,000	686,000	425,200	486,000	488,000	266,800
486,000	490,000	268,400	586,000	588,000	346,800	686,000	688,000	426,800	488,000	490,000	588,000
490,000	492,000	270,000	590,000	592,000	350,000	690,000	692,000	430,000	492,000	494,000	271,600
492,000	494,000	271,600	592,000	594,000	351,600	692,000	694,000	431,600	494,000	496,000	273,200
494,000	496,000	273,200	594,000	596,000	353,200	694,000	696,000	433,200	496,000	498,000	274,800
496,000	500,000	276,400	596,000	598,000	354,800	696,000	698,000	434,800	498,000	500,000	598,000
500,000	502,000	278,000	600,000	602,000	358,000	700,000	702,000	438,000	502,000	504,000	279,600
502,000	504,000	279,600	602,000	604,000	359,600	702,000	704,000	439,600	504,000	506,000	281,200
504,000	506,000	281,200	604,000	606,000	361,200	704,000	706,000	441,200	506,000	508,000	282,800
506,000	510,000	284,400	606,000	608,000	362,800	706,000	708,000	442,800	508,000	510,000	610,000
510,000	512,000	286,000	610,000	612,000	366,000	710,000	712,000	446,000	512,000	514,000	287,600
512,000	514,000	287,600	612,000	614,000	367,600	712,000	714,000	447,600	514,000	516,000	289,200
514,000	516,000	289,200	614,000	616,000	369,200	714,000	716,000	449,200	516,000	518,000	290,800
516,000	520,000	292,400	616,000	618,000	370,800	716,000	718,000	450,800	518,000	520,000	620,000
520,000	522,000	294,000	620,000	622,000	374,000	720,000	722,000	454,000	522,000	524,000	295,600
522,000	524,000	295,600	622,000	624,000	375,600	722,000	724,000	455,600	524,000	526,000	297,200
524,000	526,000	297,200	624,000	626,000	377,200	724,000	726,000	457,200	526,000	528,000	298,800
526,000	530,000	300,400	626,000	628,000	378,800	726,000	728,000	458,800	528,000	530,000	630,000
530,000	532,000	302,000	630,000	632,000	382,000	730,000	732,000	462,000	532,000	534,000	303,600
532,000	534,000	303,600	632,000	634,000	383,600	732,000	734,000	463,600	534,000	536,000	305,200
534,000	536,000	305,200	634,000	636,000	385,200	734,000	736,000	465,200	536,000	538,000	306,800
536,000	540,000	308,400	636,000	638,000	386,800	736,000	738,000	466,800	538,000	540,000	640,000
540,000	542,000	310,000	640,000	642,000	390,000	740,000	742,000	470,000	542,000	544,000	311,600
542,000	544,000	311,600	642,000	644,000	391,600	742,000	744,000	471,600	544,000	546,000	313,200
544,000	546,000	313,200	644,000	646,000	393,200	744,000	746,000	473,200	546,000	548,000	314,800
546,000	550,000	316,400	646,000	648,000	394,800	746,000	748,000	474,800	548,000	550,000	650,000

## (三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与 等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
750,000	752,000	478,000	850,000	852,000	558,000	950,000	952,000	638,000
752,000	754,000	479,600	852,000	854,000	559,600	952,000	954,000	639,600
754,000	756,000	481,200	854,000	856,000	561,200	954,000	956,000	641,200
756,000	758,000	482,800	856,000	858,000	562,800	956,000	958,000	642,800
758,000	760,000	484,400	858,000	860,000	564,400	958,000	960,000	644,400
760,000	762,000	486,000	860,000	862,000	566,000	960,000	962,000	646,000
762,000	764,000	487,600	862,000	864,000	567,600	962,000	964,000	647,600
764,000	766,000	489,200	864,000	866,000	569,200	964,000	966,000	649,200
766,000	768,000	490,800	866,000	868,000	570,800	966,000	968,000	650,800
768,000	770,000	492,400	868,000	870,000	572,400	968,000	970,000	652,400
770,000	772,000	494,000	870,000	872,000	574,000	970,000	972,000	654,000
772,000	774,000	495,600	872,000	874,000	575,600	972,000	974,000	655,600
774,000	776,000	497,200	874,000	876,000	577,200	974,000	976,000	657,200
776,000	778,000	498,800	876,000	878,000	578,800	976,000	978,000	658,800
778,000	780,000	500,400	878,000	880,000	580,400	978,000	980,000	660,400
780,000	782,000	502,000	880,000	882,000	582,000	980,000	982,000	662,000
782,000	784,000	503,600	882,000	884,000	583,600	982,000	984,000	663,600
784,000	786,000	505,200	884,000	886,000	585,200	984,000	986,000	665,200
786,000	788,000	506,800	886,000	888,000	586,800	986,000	988,000	666,800
788,000	790,000	508,400	888,000	890,000	588,400	988,000	990,000	668,400
790,000	792,000	510,000	890,000	892,000	590,000	990,000	992,000	670,000
792,000	794,000	511,600	892,000	894,000	591,600	992,000	994,000	671,600
794,000	796,000	513,200	894,000	896,000	593,200	994,000	996,000	673,200
796,000	798,000	514,800	896,000	898,000	594,800	996,000	998,000	674,800
798,000	800,000	516,400	898,000	900,000	596,400	998,000	1,000,000	676,400
800,000	802,000	518,000	900,000	902,000	598,000	1,000,000	1,002,000	678,000
802,000	804,000	519,600	902,000	904,000	599,600	1,002,000	1,004,000	679,600
804,000	806,000	521,200	904,000	906,000	601,200	1,004,000	1,006,000	681,200
806,000	808,000	522,800	906,000	908,000	602,800	1,006,000	1,008,000	682,800
808,000	810,000	524,400	908,000	910,000	604,400	1,008,000	1,010,000	684,400
810,000	812,000	526,000	910,000	912,000	606,000	1,010,000	1,012,000	686,000
812,000	814,000	527,600	912,000	914,000	607,600	1,012,000	1,014,000	687,600
814,000	816,000	529,200	914,000	916,000	609,200	1,014,000	1,016,000	689,200
816,000	818,000	530,800	916,000	918,000	610,800	1,016,000	1,018,000	690,800
818,000	820,000	532,400	918,000	920,000	612,400	1,018,000	1,020,000	692,400
820,000	822,000	534,000	920,000	922,000	614,000	1,020,000	1,022,000	694,000
822,000	824,000	535,600	922,000	924,000	615,600	1,022,000	1,024,000	695,600
824,000	826,000	537,200	924,000	926,000	617,200	1,024,000	1,026,000	697,200
826,000	828,000	538,800	926,000	928,000	618,800	1,026,000	1,028,000	698,800
828,000	830,000	540,400	928,000	930,000	620,400	1,028,000	1,030,000	700,400
830,000	832,000	542,000	930,000	932,000	622,000	1,030,000	1,032,000	702,000
832,000	834,000	543,600	932,000	934,000	623,600	1,032,000	1,034,000	703,600
834,000	836,000	545,200	934,000	936,000	625,200	1,034,000	1,036,000	705,200
836,000	838,000	546,800	936,000	938,000	626,800	1,036,000	1,038,000	706,800
838,000	840,000	548,400	938,000	940,000	628,400	1,038,000	1,040,000	708,400
840,000	842,000	550,000	940,000	942,000	630,000	1,040,000	1,042,000	710,000
842,000	844,000	551,600	942,000	944,000	631,600	1,042,000	1,044,000	711,600
844,000	846,000	553,200	944,000	946,000	633,200	1,044,000	1,046,000	713,200
846,000	848,000	554,800	946,000	948,000	634,800	1,046,000	1,048,000	714,800
848,000	850,000	556,400	948,000	950,000	636,400	1,048,000	1,050,000	716,400

(四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,050,000	1,052,000	718,000	1,150,000	1,152,000	798,000	1,250,000	1,252,000	880,400
1,052,000	1,054,000	719,600	1,152,000	1,154,000	799,600	1,252,000	1,254,000	882,050
1,054,000	1,056,000	721,200	1,154,000	1,156,000	801,200	1,254,000	1,256,000	883,700
1,056,000	1,058,000	722,800	1,156,000	1,158,000	802,850	1,256,000	1,258,000	885,350
1,058,000	1,060,000	724,400	1,158,000	1,160,000	804,500	1,258,000	1,260,000	887,000
1,060,000	1,062,000	726,000	1,160,000	1,162,000	806,150	1,260,000	1,262,000	888,650
1,062,000	1,064,000	727,600	1,162,000	1,164,000	807,800	1,262,000	1,264,000	890,300
1,064,000	1,066,000	729,200	1,164,000	1,166,000	809,450	1,264,000	1,266,000	891,950
1,066,000	1,068,000	730,800	1,166,000	1,168,000	811,100	1,266,000	1,268,000	893,600
1,068,000	1,070,000	732,400	1,168,000	1,170,000	812,750	1,268,000	1,270,000	895,250
1,070,000	1,072,000	734,000	1,170,000	1,172,000	814,400	1,270,000	1,272,000	896,900
1,072,000	1,074,000	735,600	1,172,000	1,174,000	816,050	1,272,000	1,274,000	898,550
1,074,000	1,076,000	737,200	1,174,000	1,176,000	817,700	1,274,000	1,276,000	900,200
1,076,000	1,078,000	738,800	1,176,000	1,178,000	819,350	1,276,000	1,278,000	901,850
1,078,000	1,080,000	740,400	1,178,000	1,180,000	821,000	1,278,000	1,280,000	903,500
1,080,000	1,082,000	742,000	1,180,000	1,182,000	822,650	1,280,000	1,282,000	905,150
1,082,000	1,084,000	743,600	1,182,000	1,184,000	824,300	1,282,000	1,284,000	906,800
1,084,000	1,086,000	745,200	1,184,000	1,186,000	825,950	1,284,000	1,286,000	908,450
1,086,000	1,088,000	746,800	1,186,000	1,188,000	827,600	1,286,000	1,288,000	910,100
1,088,000	1,090,000	748,400	1,188,000	1,190,000	829,250	1,288,000	1,290,000	911,750
1,090,000	1,092,000	750,000	1,190,000	1,192,000	830,900	1,290,000	1,292,000	913,400
1,092,000	1,094,000	751,600	1,192,000	1,194,000	832,550	1,292,000	1,294,000	915,050
1,094,000	1,096,000	753,200	1,194,000	1,196,000	834,200	1,294,000	1,296,000	916,700
1,096,000	1,098,000	754,800	1,196,000	1,198,000	835,850	1,296,000	1,298,000	918,350
1,098,000	1,100,000	756,400	1,198,000	1,200,000	837,500	1,298,000	1,300,000	920,000
1,100,000	1,102,000	758,000	1,200,000	1,202,000	839,150	1,300,000	1,302,000	921,650
1,102,000	1,104,000	759,600	1,202,000	1,204,000	840,800	1,302,000	1,304,000	923,300
1,104,000	1,106,000	761,200	1,204,000	1,206,000	842,450	1,304,000	1,306,000	924,950
1,106,000	1,108,000	762,800	1,206,000	1,208,000	844,100	1,306,000	1,308,000	926,600
1,108,000	1,110,000	764,400	1,208,000	1,210,000	845,750	1,308,000	1,310,000	928,250
1,110,000	1,112,000	766,000	1,210,000	1,212,000	847,400	1,310,000	1,312,000	929,900
1,112,000	1,114,000	767,600	1,212,000	1,214,000	849,050	1,312,000	1,314,000	931,550
1,114,000	1,116,000	769,200	1,214,000	1,216,000	850,700	1,314,000	1,316,000	933,200
1,116,000	1,118,000	770,800	1,216,000	1,218,000	852,350	1,316,000	1,318,000	934,850
1,118,000	1,120,000	772,400	1,218,000	1,220,000	854,000	1,318,000	1,320,000	936,500
1,120,000	1,122,000	774,000	1,220,000	1,222,000	855,650	1,320,000	1,322,000	938,150
1,122,000	1,124,000	775,600	1,222,000	1,224,000	857,300	1,322,000	1,324,000	939,800
1,124,000	1,126,000	777,200	1,224,000	1,226,000	858,950	1,324,000	1,326,000	941,450
1,126,000	1,128,000	778,800	1,226,000	1,228,000	860,600	1,326,000	1,328,000	943,100
1,128,000	1,130,000	780,400	1,228,000	1,230,000	862,250	1,328,000	1,330,000	944,750
1,130,000	1,132,000	782,000	1,230,000	1,232,000	863,900	1,330,000	1,332,000	946,400
1,132,000	1,134,000	783,600	1,232,000	1,234,000	865,550	1,332,000	1,334,000	948,050
1,134,000	1,136,000	785,200	1,234,000	1,236,000	867,200	1,334,000	1,336,000	949,700
1,136,000	1,138,000	786,800	1,236,000	1,238,000	868,850	1,336,000	1,338,000	951,350
1,138,000	1,140,000	788,400	1,238,000	1,240,000	870,500	1,338,000	1,340,000	953,000
1,140,000	1,142,000	790,000	1,240,000	1,242,000	872,150	1,340,000	1,342,000	954,650
1,142,000	1,144,000	791,600	1,242,000	1,244,000	873,800	1,342,000	1,344,000	956,300
1,144,000	1,146,000	793,200	1,244,000	1,246,000	875,450	1,344,000	1,346,000	957,950
1,146,000	1,148,000	794,800	1,246,000	1,248,000	877,100	1,346,000	1,348,000	959,600
1,148,000	1,150,000	796,400	1,248,000	1,250,000	878,750	1,348,000	1,350,000	961,250

## (五)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
1,350,000	1,352,000	962,900	1,450,000	1,452,000	1,045,400	1,550,000	1,552,000	1,127,900	1,352,000	1,354,000	964,550	1,452,000	1,454,000	1,129,550
1,354,000	1,356,000	966,200	1,454,000	1,456,000	1,048,700	1,554,000	1,556,000	1,131,200	1,356,000	1,358,000	967,850	1,456,000	1,458,000	1,132,850
1,358,000	1,360,000	969,500	1,458,000	1,460,000	1,052,000	1,558,000	1,560,000	1,134,500	1,360,000	1,362,000	971,150	1,460,000	1,462,000	1,136,150
1,362,000	1,364,000	972,800	1,462,000	1,464,000	1,055,300	1,562,000	1,564,000	1,137,800	1,364,000	1,366,000	974,450	1,464,000	1,466,000	1,139,450
1,366,000	1,368,000	976,100	1,466,000	1,468,000	1,058,600	1,566,000	1,568,000	1,141,100	1,368,000	1,370,000	977,750	1,468,000	1,470,000	1,142,750
1,370,000	1,372,000	979,400	1,470,000	1,472,000	1,061,900	1,570,000	1,572,000	1,144,400	1,372,000	1,374,000	981,050	1,472,000	1,474,000	1,146,050
1,374,000	1,376,000	982,700	1,474,000	1,476,000	1,065,200	1,574,000	1,576,000	1,147,700	1,376,000	1,378,000	984,350	1,476,000	1,478,000	1,149,350
1,378,000	1,380,000	986,000	1,478,000	1,480,000	1,068,500	1,578,000	1,580,000	1,151,000	1,380,000	1,382,000	987,650	1,480,000	1,482,000	1,152,650
1,382,000	1,384,000	989,300	1,482,000	1,484,000	1,071,800	1,582,000	1,584,000	1,154,300	1,384,000	1,386,000	990,950	1,484,000	1,486,000	1,155,950
1,386,000	1,388,000	992,600	1,486,000	1,488,000	1,075,100	1,586,000	1,588,000	1,157,600	1,388,000	1,390,000	994,250	1,488,000	1,490,000	1,159,250
1,390,000	1,392,000	995,900	1,490,000	1,492,000	1,078,400	1,590,000	1,592,000	1,160,900	1,392,000	1,394,000	997,550	1,492,000	1,494,000	1,162,550
1,394,000	1,396,000	999,200	1,494,000	1,496,000	1,081,700	1,594,000	1,596,000	1,164,200	1,396,000	1,398,000	1,000,850	1,496,000	1,498,000	1,165,850
1,398,000	1,400,000	1,002,500	1,498,000	1,500,000	1,085,000	1,598,000	1,600,000	1,167,500	1,400,000	1,402,000	1,004,150	1,500,000	1,502,000	1,169,150
1,402,000	1,404,000	1,005,800	1,502,000	1,504,000	1,088,300	1,602,000	1,604,000	1,170,800	1,404,000	1,406,000	1,007,450	1,504,000	1,506,000	1,172,450
1,406,000	1,408,000	1,009,100	1,506,000	1,508,000	1,091,600	1,606,000	1,608,000	1,174,100	1,408,000	1,410,000	1,010,750	1,508,000	1,510,000	1,175,750
1,410,000	1,412,000	1,012,400	1,510,000	1,512,000	1,094,900	1,610,000	1,612,000	1,177,400	1,412,000	1,414,000	1,014,050	1,512,000	1,514,000	1,179,050
1,414,000	1,416,000	1,015,700	1,514,000	1,516,000	1,098,200	1,614,000	1,616,000	1,180,700	1,416,000	1,418,000	1,017,350	1,516,000	1,518,000	1,182,350
1,418,000	1,420,000	1,019,000	1,518,000	1,520,000	1,101,500	1,618,000	1,620,000	1,184,000	1,420,000	1,422,000	1,020,650	1,520,000	1,522,000	1,185,650
1,422,000	1,424,000	1,022,300	1,522,000	1,524,000	1,104,800	1,622,000	1,624,000	1,187,300	1,424,000	1,426,000	1,023,950	1,524,000	1,526,000	1,188,950
1,426,000	1,428,000	1,025,600	1,526,000	1,528,000	1,108,100	1,626,000	1,628,000	1,190,600	1,428,000	1,430,000	1,027,250	1,528,000	1,530,000	1,192,250
1,430,000	1,432,000	1,028,900	1,530,000	1,532,000	1,111,400	1,630,000	1,632,000	1,193,900	1,432,000	1,434,000	1,030,550	1,532,000	1,534,000	1,195,550
1,434,000	1,436,000	1,032,200	1,534,000	1,536,000	1,114,700	1,634,000	1,636,000	1,197,200	1,436,000	1,438,000	1,033,850	1,536,000	1,538,000	1,198,850
1,438,000	1,440,000	1,035,500	1,538,000	1,540,000	1,118,000	1,638,000	1,640,000	1,200,500	1,440,000	1,442,000	1,037,150	1,540,000	1,542,000	1,202,150
1,442,000	1,444,000	1,038,800	1,542,000	1,544,000	1,121,300	1,642,000	1,644,000	1,203,800	1,444,000	1,446,000	1,040,450	1,544,000	1,546,000	1,205,450
1,446,000	1,448,000	1,042,100	1,546,000	1,548,000	1,124,600	1,646,000	1,648,000	1,207,100	1,448,000	1,450,000	1,043,750	1,548,000	1,550,000	1,208,750

(六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
1,650,000	1,652,000	1,210,400	1,750,000	1,752,000	1,300,250	1,850,000	1,852,000	1,390,250
1,652,000	1,654,000	1,212,050	1,752,000	1,754,000	1,302,050	1,852,000	1,854,000	1,392,050
1,654,000	1,656,000	1,213,850	1,754,000	1,756,000	1,303,850	1,854,000	1,856,000	1,393,850
1,656,000	1,658,000	1,215,650	1,756,000	1,758,000	1,305,650	1,856,000	1,858,000	1,395,650
1,658,000	1,660,000	1,217,450	1,758,000	1,760,000	1,307,450	1,858,000	1,860,000	1,397,450
1,660,000	1,662,000	1,219,250	1,760,000	1,762,000	1,309,250	1,860,000	1,862,000	1,399,250
1,662,000	1,664,000	1,221,050	1,762,000	1,764,000	1,311,050	1,862,000	1,864,000	1,401,050
1,664,000	1,666,000	1,222,850	1,764,000	1,766,000	1,312,850	1,864,000	1,866,000	1,402,850
1,666,000	1,668,000	1,224,650	1,766,000	1,768,000	1,314,650	1,866,000	1,868,000	1,404,650
1,668,000	1,670,000	1,226,450	1,768,000	1,770,000	1,316,450	1,868,000	1,870,000	1,406,450
1,670,000	1,672,000	1,228,250	1,770,000	1,772,000	1,318,250	1,870,000	1,872,000	1,408,250
1,672,000	1,674,000	1,230,050	1,772,000	1,774,000	1,320,050	1,872,000	1,874,000	1,410,050
1,674,000	1,676,000	1,231,850	1,774,000	1,776,000	1,321,850	1,874,000	1,876,000	1,411,850
1,676,000	1,678,000	1,233,650	1,776,000	1,778,000	1,323,650	1,876,000	1,878,000	1,413,650
1,678,000	1,680,000	1,235,450	1,778,000	1,780,000	1,325,450	1,878,000	1,880,000	1,415,450
1,680,000	1,682,000	1,237,250	1,780,000	1,782,000	1,327,250	1,880,000	1,882,000	1,417,250
1,682,000	1,684,000	1,239,050	1,782,000	1,784,000	1,329,050	1,882,000	1,884,000	1,419,050
1,684,000	1,686,000	1,240,850	1,784,000	1,786,000	1,330,850	1,884,000	1,886,000	1,420,850
1,686,000	1,688,000	1,242,650	1,786,000	1,788,000	1,332,650	1,886,000	1,888,000	1,422,650
1,688,000	1,690,000	1,244,450	1,788,000	1,790,000	1,334,450	1,888,000	1,890,000	1,424,450
1,690,000	1,692,000	1,246,250	1,790,000	1,792,000	1,336,250	1,890,000	1,892,000	1,426,250
1,692,000	1,694,000	1,248,050	1,792,000	1,794,000	1,338,050	1,892,000	1,894,000	1,428,050
1,694,000	1,696,000	1,249,850	1,794,000	1,796,000	1,339,850	1,894,000	1,896,000	1,429,850
1,696,000	1,698,000	1,251,650	1,796,000	1,798,000	1,341,650	1,896,000	1,898,000	1,431,650
1,698,000	1,700,000	1,253,450	1,798,000	1,800,000	1,343,450	1,898,000	1,900,000	1,433,450
1,700,000	1,702,000	1,255,250	1,800,000	1,802,000	1,345,250	1,900,000	1,902,000	1,435,250
1,702,000	1,704,000	1,257,050	1,802,000	1,804,000	1,347,050	1,902,000	1,904,000	1,437,050
1,704,000	1,706,000	1,258,850	1,804,000	1,806,000	1,348,850	1,904,000	1,906,000	1,438,850
1,706,000	1,708,000	1,260,650	1,806,000	1,808,000	1,350,650	1,906,000	1,908,000	1,440,650
1,708,000	1,710,000	1,262,450	1,808,000	1,810,000	1,352,450	1,908,000	1,910,000	1,442,450
1,710,000	1,712,000	1,264,250	1,810,000	1,812,000	1,354,250	1,910,000	1,912,000	1,444,250
1,712,000	1,714,000	1,266,050	1,812,000	1,814,000	1,356,050	1,912,000	1,914,000	1,446,050
1,714,000	1,716,000	1,267,850	1,814,000	1,816,000	1,357,850	1,914,000	1,916,000	1,447,850
1,716,000	1,718,000	1,269,650	1,816,000	1,818,000	1,359,650	1,916,000	1,918,000	1,449,650
1,718,000	1,720,000	1,271,450	1,818,000	1,820,000	1,361,450	1,918,000	1,920,000	1,451,450
1,720,000	1,722,000	1,273,250	1,820,000	1,822,000	1,363,250	1,920,000	1,922,000	1,453,250
1,722,000	1,724,000	1,275,050	1,822,000	1,824,000	1,365,050	1,922,000	1,924,000	1,455,050
1,724,000	1,726,000	1,276,850	1,824,000	1,826,000	1,366,850	1,924,000	1,926,000	1,456,850
1,726,000	1,728,000	1,278,650	1,826,000	1,828,000	1,368,650	1,926,000	1,928,000	1,458,650
1,728,000	1,730,000	1,280,450	1,828,000	1,830,000	1,370,450	1,928,000	1,930,000	1,460,450
1,730,000	1,732,000	1,282,250	1,830,000	1,832,000	1,372,250	1,930,000	1,932,000	1,462,250
1,732,000	1,734,000	1,284,050	1,832,000	1,834,000	1,374,050	1,932,000	1,934,000	1,464,050
1,734,000	1,736,000	1,285,850	1,834,000	1,836,000	1,375,850	1,934,000	1,936,000	1,465,850
1,736,000	1,738,000	1,287,650	1,836,000	1,838,000	1,377,650	1,936,000	1,938,000	1,467,650
1,738,000	1,740,000	1,289,450	1,838,000	1,840,000	1,379,450	1,938,000	1,940,000	1,469,450
1,740,000	1,742,000	1,291,250	1,840,000	1,842,000	1,381,250	1,940,000	1,942,000	1,471,250
1,742,000	1,744,000	1,293,050	1,842,000	1,844,000	1,383,050	1,942,000	1,944,000	1,473,050
1,744,000	1,746,000	1,294,850	1,844,000	1,846,000	1,384,850	1,944,000	1,946,000	1,474,850
1,746,000	1,748,000	1,296,650	1,846,000	1,848,000	1,386,650	1,946,000	1,948,000	1,476,650
1,748,000	1,750,000	1,298,450	1,848,000	1,850,000	1,388,450	1,948,000	1,950,000	1,478,450

(七)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,950,000	1,952,000	1,480,250	1,990,000	1,992,000	1,516,250	4,152,500	6,152,500	給与等の金額に96%を乗じて算出した金額から463,900円を控除した金額
1,952,000	1,954,000	1,482,050	1,992,000	1,994,000	1,518,050			
1,954,000	1,956,000	1,483,850	1,994,000	1,996,000	1,519,850			
1,956,000	1,958,000	1,485,650	1,996,000	1,998,000	1,521,650			
1,958,000	1,960,000	1,487,450	1,998,000	2,000,000	1,523,450			
1,960,000	1,962,000	1,489,250	2,000,000	2,152,500	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から274,750円を控除した金額		6,152,500円以上	給与等の金額から710,000円を控除した金額
1,962,000	1,964,000	1,491,050						
1,964,000	1,966,000	1,492,850						
1,966,000	1,968,000	1,494,650						
1,968,000	1,970,000	1,496,450						
1,970,000	1,972,000	1,498,250	2,152,500	3,152,500	給与等の金額に91%を乗じて算出した金額から296,275円を控除した金額			
1,972,000	1,974,000	1,500,050						
1,974,000	1,976,000	1,501,850						
1,976,000	1,978,000	1,503,650						
1,978,000	1,980,000	1,505,450						
1,980,000	1,982,000	1,507,250	3,152,500	4,152,500	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から422,375円を控除した金額			
1,982,000	1,984,000	1,509,050						
1,984,000	1,986,000	1,510,850						
1,986,000	1,988,000	1,512,650						
1,988,000	1,990,000	1,514,450						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

族等の数			4人			5人			6人			7人以上		
税総所得金額等			以上未満			以上未満			以上未満			以上未満		
千円	354	千円未満	千円	378	千円未満	千円	378	千円未満	千円	378	千円未満	千円	378	千円未満
				378		570		378		670		378		770
354	670		570	930		670	1,080		770	1,080		770	1,350	
670	1,500		930	2,170		1,080	2,710		1,350	2,710		3,010	5,620	
1,500	2,910		2,170	3,930		2,710	5,120		3,010	5,120		5,620	14,660	
2,910	9,370		3,930	10,870		5,120	13,160		14,660	20,000			20,000	
9,370	20,000		10,870	20,000		13,160	20,000							

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から2万円を控除した金額が昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和47年分 の課税総所得金額等に 係る所得税の額に乘す べき率	扶養親									
	0人		1人		2人		3人			
	昭和47年分の課									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上
千円 312	千円未満	千円 318	千円未満	千円 336	千円未満	千円 354	千円未満			
0%										
80										
85								354	520	
90					336	670	520	1,080	2,170	
95			318	570	670	1,300	1,080	2,170	7,380	
97	312	930	570	2,170	1,300	5,120	20,000	2,170	7,380	20,000
99	930	20,000	2,170	20,000	5,120	20,000	7,380	20,000		

(注)

- (1) この表は、昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円未満である者について適用する表である。
- (2) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和47年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所
  - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和47年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい
- (3) 昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項第

族等の数											
4人			5人			6人			7人以上		
税総所得金額等											
以上	未満										
千円 336	千円未満										
336	470	336	570	336	1,010	670	1,300	670	1,300	880	1,470
470	840	570	1,010	1,010	1,700	1,300	2,170	1,300	2,170	1,470	2,660
840	1,300	1,010	1,700	5,000	2,170	5,000	2,660	5,000	2,660	5,000	
1,300	5,000	1,700	5,000								

係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。  
 び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必  
 られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み  
 いて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から4,000円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分 の課税総所 得金額等に 係る所得税 の額に乘ず べき率	扶 養 親								
	0 人		1 人		2 人		3 人		
	昭 和 48 年 分 の 課								
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	
0	%	千円 306	千円 千円未満	千円 312	千円 千円未満	千円 312	千円 千円未満	千円 318	千円 千円未満
90									
95								318	570
97			312	570	312	740	570	930	
99		306	5,000	570	5,000	740	5,000	930	5,000

(注)

- (一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に係る課税総所得金額等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
  - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
  - (3) 昭和48年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項における額である。

## 法人税法の一部を改正する法律案

## 法人税法の一部を改正する法律

第二条第二十一条中「含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第六十二条の見出し中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第一項中「たな卸資産」の下に「又は役務」を加え、「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は役務」に改める。

## 附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人（同法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十条の四」を「第二十条の五」と、

「第二十八条の五」を「第二十八条の六」に、「第二十九条」を「第二十九条・第二十九条の二」に、「第六十二条」を「第六十二条」に、「第五節 交際費等の課税の特例（第六十三条）」を「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二条）」に、「第五節 第六十六条」を「第六十六条」に改め、「第五款 その他の特例（第六十六条）」を削り、「第六十六条の二—第六十六条の四」を「第六十六条—第六十六条の三」に、「第六十六条の五—第六十六条の六」を「第六十六条の四」に、「第六十六条の七—第六十八条の四」を「第六十六条の五—第六十八条の三」に、「第八十八条の二」を「第八十八条の五」に改める。

第三条第一項第七号中「配当所得」の下に「不動産所得」を加え、「又は一時所得」を「一時所得又は雑所得」に改める。

第三条の三第九項中「第二百二十四条及び」を削る。

第四条第一項中「発行されるもの」の下に「及びこれに係る国債で国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行されるもの」を加える。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第八条の六第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十一条第二項中「発明に係る試験研究」の下に「（電子計算機による情報処理に關する高度の技術の研修で政令で定めるものを含む。）」を加える。

第十二条の見出しを「（特定設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「合理化機械等」を「特定設備等」に、「第六号」を「第八号」に改め、「掲げる割合」の下に「（当該特定設備等の全部又は一部が次の表の二以上の号の規定に該当する場合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合（当該二以上の号の割合が同じ割合であるときは、いずれか一の割合）」を加え、同項の表中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

租税特別措置法の一部を改正する法律  
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。  
第十一條第二項及び第三項中「合理化機械等」

を「特定設備等」に改める。

第十一條の二第一項中「第四号」を「第一号」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。  
青色申告書を提出する個人が、企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第五条第一項の機械設備等のうち同項の承認を受けたもの又

既存の機械その他の生産設備が公害の発生を伴う場合において、その発生を抑止し又は著しく減少させる目的で新たに開発され又は改良された機械その他の生産設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

当該機械その他の生産設備三分の一

既存の機械その他の生産設備三分の一  
を伴う場合において、その発生を抑止し又は著しく減少させる目的で新たに開発され又は改良された機械その他の生産設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備

当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため必要なものとして政令で定める機械その他の設備

法令の制定その他これに準する行為があつたことに伴い主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る安全性的の基準が定められた場合において、その基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

当該機械その他の設備三分の一

法令の制定その他これに準する行為があつたことに伴い主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る安全性的の基準が定められた場合において、その基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

当該機械その他の設備三分の一

法令の制定その他これに準する行為があつたことに伴い主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る安全性的の基準が定められた場合において、その基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

当該機械その他の設備三分の一

法令の制定その他これに準する行為があつたことに伴い主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る安全性的の基準が定められた場合において、その基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

当該機械その他の設備三分の一

は同項に規定する新技術を必要とする機械その他の設備のうち最初にその製造に着手されたもので、政令で定めるもの（以下この条において「新技術企業化用機械設備等」という。）につき政令で定める期間内に、新技術企業化用機械設備等その製作後事業の用に供されたことのないもの（前二条の規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は新技術企業化用機械設備等を製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該新技術企業化用機械設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該新技術企業化用機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額は、所得税第四十九条第一項の規定により計算した金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその三分の一に相当する金額にその年数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。以下この金額を當該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

第十二条第二項中「機械設備等」を「新技術企業化用機械設備等」に改める。

第十三条の見出しへ「障害者雇用割合による機械等の割増償却」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年ににおいて障害者雇用割合が十分の三以上である場合には、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合は、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）並びに工場用の建物及びその附属設備（その年分の事業所得の金額の

計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に開し第十一条から前条まで、次条第一項、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械装置等」という。の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその三分の一に相当する金額にその年数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。以下この金額を當該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項に規定する障害者は、精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいい、同項に規定する障害者雇用割合とは、その年ににおいて常時雇用する従業員の総数のうちに常時雇用する障害者の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（沖縄国際海洋博覧会出展準備金）

第二十条の四 国際博覧会に関する条約の適用を

相続又は包括遺贈により承継した場合における同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の二第一項中「中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は第二号に規定する」を「第一号

に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「中小企業近代化促進法」の下に

「（昭和三十八年法律第六十四号）」を加え、「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められているものに限る。）に係る承認」に改め、同項第二号中「中小漁業振興特別措置法」の下に「昭和四十二年法律第五十九号」を加える。

第十四条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「（昭和四十年十二月三十一日以前に新築した当該賃貸住宅については、五十年）」を削る。

第十六条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「（当該通気坑道又は排水坑道について第十二条第一項の規定の適用を受ける年を除く。）及び（その年ににおいて第十二条第二項の規定により計算した割合をいう。）」を削る。

第十九条第一項各号中「百分の九十六」を「百分の九十七」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に改める。

第二章第二節第二款中第二十条の四を第二十条の五とし、第二十条の三の次に次の一条を加える。

3 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の二第一項中「中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は第二号に規定する」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「中小企業近代化促進法」の下に

「（昭和三十八年法律第六十四号）」を加え、「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められているものに限る。）に係る承認」に改め、同項第二号中「中小漁業振興特別措置法」の下に「昭和四十二年法律第五十九号」を加える。

二 その年ににおいて事業を営んでいた期間（当該出展参加契約を締結した日前の期間及び昭和五十年三月二日以後の期間を除く。）の月数と積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和四十八年四月一日前である場合には、同月の次号において同じ。）から昭和五十年三月一日までの期間の月数

2 前項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年ににおいて、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額が、ある場合には、その費用又は損失の生じた日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の二第一項中「中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は第二号に規定する」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「中小企業近代化促進法」の下に

「（昭和三十八年法律第六十四号）」を加え、「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められているものに限る。）に係る承認」に改め、同項第二号中「中小漁業振興特別措置法」の下に「昭和四十二年法律第五十九号」を加える。

二 昭和五十一年二月二十九日が到来した場合その日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合備金の金額

に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を沖縄国際海洋博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和四十八年四月一日前である場合には、同月の次号において同じ。）から昭和五十年三月一日までの期間の月数

2 前項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年ににおいて、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額が、ある場合には、その費用又は損失の生じた日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の二第一項中「中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は第二号に規定する」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「中小企業近代化促進法」の下に

「（昭和三十八年法律第六十四号）」を加え、「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められているものに限る。）に係る承認」に改め、同項第二号中「中小漁業振興特別措置法」の下に「昭和四十二年法律第五十九号」を加える。

二 昭和五十一年二月二十九日が到来した場合その日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合備金の金額

に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を沖縄国際海洋博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和四十八年四月一日前である場合には、同月の次号において同じ。）から昭和五十年三月一日までの期間の月数

2 前項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年ににおいて、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額が、ある場合には、その費用又は損失の生じた日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の二第一項中「中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は第二号に規定する」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「中小企業近代化促進法」の下に

「（昭和三十八年法律第六十四号）」を加え、「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められているものに限る。）に係る承認」に改め、同項第二号中「中小漁業振興特別措置法」の下に「昭和四十二年法律第五十九号」を加える。

二 昭和五十一年二月二十九日が到来した場合その日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合備金の金額

その譲渡し、又は廃止した日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三項及び次項の場合以外の場合に  
　　(1) 沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額  
　　(2) おける沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額  
　　(3) うちその取りくずした金額に相当する金額

第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てる個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめられた旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十日)における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

五 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

六 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

七 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに沖縄国際海洋博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中の規定の適用については、次に定めるところによる。

提出した者であり、かつ、その年十二月三十一

日までに沖縄国際海洋博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十五条の二第一項中「山林所得の金額は」の下に「前条の規定の適用を受ける場合を除き」を加え、同条を第二十五条の三とし、第二章第二節第五款中同条の前に次の二条を加える。

第二十五条の二 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの(第七項の届出書を提出した者を除く)の昭和四十九年分から昭和五十三年分までの各年分の所得税の額は、その者の選択により、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算される。

第二十五条の三

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動

得税法第二十二条第二項の規定にかかるわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

イ その年分の不動産所得の金額及び事業所

得の金額がないものとみなし、かつ、事業主報酬の額を給与所得に係る収入金額とみなした場合における総所得金額

ロ その年分のみなし法人所得額の百分の七

十三(みなし法人所得額のうち三百万円をこえる部分の金額については、百分の六十)

六)に相当する金額を内國法人から受ける

利益の配当とみなした場合における配当所

得の金額

所得税法第二編第五章の規定による申請又

は申告に関する特例について、政令で定め

る。

二 所得税法第二編第五章の規定による申請又

は申告に関する特例について、政令で定め

る。

三 所得税法第四編第二章の規定の適用につい

ては、次項の書類に記載されている月割額に

係る経理の期日においてその居住者が当該月

割額に相当する金額の同様に規定する給与等

の支払をしたものとみなす。

四 その年分以後昭和五十三年分までの各年分の所得税につき第一項の選択をする居住者は、そ

の年の前年十二月三十一日まで(その年の中途において新たに同項の事業を開始した場合は、その事業を開始した日から一月以内)に、

その旨並びにその居住者がその年以後の各年に

おいて第一項の事業から受けれる報酬の額とし

て定めた額及びその月割額に係る経理の期日そ

の他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納

税地の所轄税務署長に提出しなければならな

い。

五 第一項の選択をした居住者に係る事業主報酬

の額のうち不相當に高額な部分の金額として

政令で定める金額(以下この条において「過大

報酬額」という)がある場合には、その居住者

の額に相当する金額

第一項の選択をした居住者に対する所得税法

の規定の適用については、次に定めるところによ

る。

一 その居住者のその年分の総所得金額は、所

得額に過大報酬額を加算した金額が三百万円をこえる場合には、過大報酬額のうちそのこ

と金額を乗じて計算した

第一項の選択をした居住者が第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

二 第一項の選択をした居住者に該当する場合における事業所得の金額から事業主報酬の額を控除した残額(以下この条において「みなし法人所得額」という)に百分の二十三・六(みなし法人所得額のうち三百万円をこえる部分の金額については、百分の二十九・六)を乗じて計算した金額

六 第一項の規定により計算したその居住者のみなし法人所得額が第二十六条第一項の規定を適用して計算した場合における事業所得の金額をこえる場合において、その居住者が同項の規定の適用を受けるときは、同号の規定にかかるわらず、当該事業所得の金額をみなし法人所得額を控除した残額とする。

七 第四項の書類を提出した居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき第一項の選択をやめようとするときは、その年の前年十二月三十一日までに、その選択をやめる旨その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

八 前各項に定めるものはか、みなし法人所得額の計算上控除しきれない事業主報酬の額がある場合の不足額の処理、第二項に規定する税額の計算の細目、第四項の書類に記載した事項を変更する場合の手続その他の第一項から第三項までの二条を加える。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第二十八条の六 個人が、昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得をした土地(所得税法の施行地内にあるものに限る。以下この条におい

同じ。又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）で事業所得又は雑所得の基団となるものの譲渡（地上権又は賃借権の設定その他の契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項第一号において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の譲渡等」という。）をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第百六十五条の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その年中の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいすれか多い金額に相当する所得税を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額（第四項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の四十に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

前項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一 土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で国又は地方公共団体に対するもの（当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第

四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るるものとのとし、次号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

三 土地等の譲渡で第三十三条の四第一項に規定する収用交換等によるもの（当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限る。）

三 日本住宅公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行なうことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行なうために直接必要であると認められるもの（当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

四 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十九条の許可（以下この項において「開発許可」という。）を受けた個人（開発許可に基づく地位を承継した個人を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するものイ 当該譲渡による収入金額から当該譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が、当該譲渡に係る適正な利益の額として政令で定める金額以下であること。

ロ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

ハ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次

イに掲げる要件に該当するものであるところによる。

六 新築された住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の譲渡で、第四号及びハに掲げる要件に該当するもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

七 次に掲げる一団の宅地（その面積が千平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の譲渡でその譲渡価格が適正であるもの。

イ 当該個人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者）の認定を受けたもの。

ロ 一団の宅地で、新築された住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

前二項に規定するものほか、沖縄県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例、前項第四号への公募の方法に関する事項その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

四 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第二十六号及び第三十号から第三十四号の二までの規定の適用については、同項第二十六号又は第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第二十八条の六第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）」とする。

二 所得税法第六十九条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額」とする。

三 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第二十八条の六第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）と、課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額」と、同法第九十五条中「その年分の所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第二十八条の六第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

四 前三号に定めるもののはか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

五 第二十九条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える。

4 紹与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得につき、使用者又はその使用者者が構成員となつてゐる労働者財産形成促進法第九条第一項第一号に規定する事業団体の講ずる同条第二項第二号に規定する労働者の負担を軽減するためには必要な措置により受けける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額(前三項に規定する経済的利益又は支払を受ける金額に該当するものを除く)で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に係るものについては、所得税を課さない。

第二章第三節中第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 所得税

（うなぎの）である居住者が昭和四十八年一月一日

から昭和五十二年十一月三十一日までの間に受けるべき公的年金等（同法第二十九条第一号イからりまでに掲げる法律の規定に基づく年金その他これに類する年金で政令で定めるもの及び一時恩給以外の恩給をいう。以下この条において同じ。）については、当該公的年金等に係る同

第二十一条第二項の給与等の収入金額は、その年中の当該公的年金等の収入金額から老年者年金特別控除額を控除了した金額とする。

前項に規定する老年者年金特別控除額は、六十万円（公的年金等の収入金額が六十万円に満たない場合には、当該収入金額）とする。

第一項の規定の適用を受ける公的年金等に係

る所得税法第二百二十二条及び第四編第二章の規定の適用については、次に定めるところによ

所得稅法第二百二十一條第一項の給与等の金額のうち公的年金等に係る部分の金額は、そ

の年中の当該公的年金等の収入金額から老年者年金特別控除額を控除した金額とする。

規定する給与所得者の扶養控除等申告書（次号において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）又は同法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書（第四号及び第五号において「従たる給与についての扶養控除等申告書」という。）に老年者に該当する旨の記載がある場合には、当該金額に相当する金額から一月当たり五万円を控除した残額に相当する金額の支払があつたものとみなす。

三 所得税法第百九十条第二号のその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した公的年金等に係る給与等の金額は、給与所得者の扶養控除等申告書に老年者に該当する旨の記載がある場合には、当該金額に相当する金額から六十万円を控除した残額に相当する金額とする。

四 公的年金等の支払を受ける第一項の居住者が、当該公的年金等の支払者を経由して提出する従たる給与についての扶養控除等申告書には、所得税法第百九十五条第一項各号に掲げる事項のほか、老年者に該当する旨及びその該当する事実を記載するものとする。

五 公的年金等の支払を受ける第一項の居住者は、所得税法第百九十五条第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する場合に該当しない場合であつても、当該公的年金等の支払者を経由して、従たる給与についての扶養控除等申告書を提出することができる。この場合において、当該申告書には、同項第二号から第四号までに掲げる事項に代え、老年者に該当する旨及びその該当する事実を記載するものとする。

第三十条第二項ただし書きを次のように改める。

一 昭和二十八年中に包括遺贈により取得したただし、次に掲げる山林については、この限りない。

山林

二月三十一日までの間に遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。次号において同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。次号及び第四号において同じ。）により取得した山林

三十一日までの間に遺贈又は贈与により取得を得た山林で旧所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）第五条の二第三項の規定の適用を受けなかつたもの

四 昭和四十年四月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に相続（限定承認に係るものに限る。次号において同じ。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。）又は贈与により取得した山林で所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二号）による改正前の所得税法第五十九条第一項の規定の適用を受けなかつたもの

五 昭和四十八年一月一日以後に相続又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）により取得した山林

第三十条の二第一項中「昭和四十八年十二月三  
一日」を「昭和五十一年二月三十一日」に、「山

「山」を「田舎」、「二月」を「山の全部につき」を「山林につき」に改める。

第三十一条第一項中「次条及び第三十二条」を  
以下第三十二条まで「六」は、当該震度二士

第三二条第一項は、前項に該當するものを譲渡所得（同条第一項の規定に該当するものを

除く。」を「において、当該譲渡が同法第三十三

かつ、昭和四十四年一月一日前に取得した土

地等又は建物等（被相続人が同日前に取得したも  
ので同日以後ご相続により取得したもの）の土地の

一同に以舊に林義は、（取扱したものその他の）を定めるものを含む。)の譲渡であるときは、（当該譲受人）は、（二文）。

第三十二条第一項中「次項」を「第四項」に改める

、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、「第三十二條第一項」の下に「又は第

二項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前  
に次の二項を加える。  
2 前項の規定は、個人が、その有する資産が主  
として土地等である法人の発行する株式（出資  
を含む）の譲渡で昭和四十四年一月一日以後に  
取得をした土地等の譲渡に類するものとして政  
令で定めるものとした場合において、当該譲渡  
による所得が所得税法第九条第一項第十一号ハ  
に掲げる所得に該当するときについて準用す  
る。

3 第一項の規定は、第二十八条の六第二項第一  
号から第三号まで、第六号又は第七号ロに掲げ  
る土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令  
で定めるところにより証明がされたものについ  
ては、適用しない。

第三十三条第一項中「第三十九条」を「第三十  
七条の三」に改め、同項第一号中「(昭和四十三年  
法律第二百号)」を削り、「新住宅市街地開発法(昭和  
三十八年法律第二百三十四号)」の下に、「新都市基盤  
整備法(昭和四十七年法律第八十六号)」を加え、  
同項第三号中「土地区画整理事業」の下に、「新都  
市基盤整備法による土地整理」を、「第九十四条」  
の下に「(新都市基盤整備法第三十七条において準  
用する場合を含む。)」を加え、「同法第九十条」を  
「土地区画整理法第九十条(新都市基盤整備法第  
三十六条において準用する場合を含む。)」に改め

る。

第三十三條の二第一項中「として」の下に「第  
二十八条の六」を加える。

第三十三条の三第一項中「土地区画整理事業」  
の下に「新都市基盤整備法による土地整理」を、  
「取得したときは」の下に「第二十八条の六」を  
加え、同条第二項中「取得したときは」の下に  
「第二十八条の六」を加え、同条第三項中「第三  
十七条の三及び第三十九条」を「及び第三十七条  
の三」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るもの以  
外のもの及び相続人にに対する特定遺贈を除く」を  
「法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈の  
うち限定承認に係るものに限る」に「相続人に對

する贈与で被相続人である贈与者の死」により効力を生ずるものを除く」を「法人に対するものに限る」に、「第三十一条」を「第二十八条の六、第三十一条」に改める。

第三十三条の四第一項各号及び第二項中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三十三条の六第一項中「及び第三十九条」を削る。

第三十四条第一項中「該当することとなつた土地等」の下に「(第三十五条の規定の適用を受ける部分を除く。)」を加え、「第三十五条」を削り、「又は第三十二条」を「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」に改め、同項第一号中「六百万円」を「千万円」に、「適用される第三十二条第一項」を「読み替えた第三十二条第一項又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条」に、「同項」を「これらの」に改め、同項第二号中「六百万円」を「千万円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 所得税法第三十三条第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基団となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から千万円(前号の規定により読み替えた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該残額に相当する金額とのいずれか低い金額を控除した金額とする。

第三十四条第二項第一号中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、「供するため」の下に「これらの者(地方公共団体の設立に係る団体で政令で定めるもの)を含む。」を加え、同項第二号中「第十三条第一項」の下に「航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十九条第四項(同法第五十五条の二第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「又は自然公園法(昭和三十二年法律第一百六十一号)第十八条第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。」を加え、同項第三号中「又は土地開発公社」を「、土地開発公社又は

政令で定める法人」に改め、同項に次の二号を加える。

五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条の三第二項に規定する空港周辺整備計画が定められた特別地区として指定された区域内の土地」を「場地」の下に「又は自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地」を「場地」の下に「(第三十三条第一項第二号の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加える。

第三十四条の二第一項中「該当することとなつた土地等」の下に「(第三十五条の規定の適用を受ける部分を除く。)」を加え、「第三十五条」を削り、「又は第三十二条」を「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」に改め、同項第一号中「三百万円」を「五百萬円」に、「適用される第三十二条第一項」を「読み替えた第三十二条第一項又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条」に、「同項」を「これらの」に改め、同項第二号中「三百万円」を「五百萬円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 所得税法第三十三条第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基団となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から二百五百万円(前号の規定により読み替えた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該残額に相当する金額とのいずれか低い金額を控除した金額とする。

第三十五条第一項中「又は第三十二条」を「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」に改め、同項第一号中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三十六条第一項中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三十七条第一項中「又は第三十二条」を「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」に改める。

第三十八条第一項中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三十九条を削る。

第四十一条第一項中「昭和四十八年十二月三十

日

第五部 大蔵委員会議録第六号 昭和四十八年二月八日 【参議院】

六五

「一日」を「昭和五十年十二月三十日」に改め  
る。

第四十一条の二第一項第二号中「返済」の下に  
「又は賦払」を加え、同項第三号中「返済」の下  
に「又は賦払」を「以上の金額」の下に「。次項  
第二号において同じ。」を加え、同条第二項第二号  
を次のように改める。

二 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得  
のための対価から頭金を控除した残額に相当  
する金額は、当該労働者財産形貯蓄契約を

締結した第四条の二第一項に規定する労働者  
に係る同項に規定する賃金の支払者若しくは  
当該支払者が構成員となっている労働者財産  
形成促進法第九条第一項第一号に規定する事  
業主団体（当該労働者が国家公務員、地方公  
務員又は公共企事業体の職員である場合には、  
同法第十五条第二項に規定する共済組合等。  
支払者等に対し同号に掲げる要件を満たす賦  
以下この号において「支払者等」という。）か  
ら前項第四号に掲げる要件を満たす貸付けを  
受けた支払うか、又は当該家屋若しくはその  
敷地を支払者等から取得する場合には、当該  
支払者等に対し同号に掲げる要件を満たす賦  
払の方法により支払うものであること。

第四十一条の三第一項中「基づいて積立て等」  
の下に「（その積立て等が積立期間七年をこえる住  
宅賃契約に基づいて行なわれる場合には、積立  
期間の初日の属する年以後七年以内において行な  
われる積立て等に限る。以下次条までにおいて同  
じ。）」を加え、「それぞれその年中に積立て等をし  
た金額の百分の四に相当する金額（その金額が二  
万円をこえる場合には、二万円）」を「次の各号に掲  
げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額」に  
改め、同項に次の各号を加える。

第一項及び第二項中「昭和四十八年十二月三十一  
日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和四十八年三月三十一  
日」を「昭和五十年三月三十日」に改める。

第四十二条の四第二項中「明確に係る試験研究」  
の下に「電子計算機による情報処理に関する高度  
の技術の研修で政令で定めるものを含む。」を加  
える。

第四十三条の見出しを「（特定設備等の特別償  
却）」に改め、同条第一項中「合理化機械等」を  
「特定設備等」に改め、同項に後段として次のよ  
うに加える。

この場合において、当該法人の特定設備等の  
全部又は一部が次の表の二以上の号の規定に該  
当するものであるときは、当該二以上の号の規  
定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額  
の計算上その取得価額に乘すべき割合は、当該  
二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合  
(当該二以上の号の割合が同じ割合であるとき  
は、いずれか一の割合)とする。

第四十三条第一項の表の第九号中「当該機械及び装置のうち第二十一条第二項第一号に規定する对外  
支払手段の支出により取得した部分として政令で定める部分」を削り、同表の  
第十二号中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表に次の二号を加える。

十四 合同連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十一年四月又は法律第八十一年号）の第九条の九第一号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）出資組合である商工組合若しくは商店街振興組合連合会、商店街振興組合若しくは中小売商業者及び同法第六条第一号に規定する中小 小売サービス業者をいう。）である法人	当該電子計算機	当該機械その他の設備	三分の一
同法第四条第一項から第三項までに規定する認定を受けた高度化に係る事業計画のうちこれらの中の営む協同事業の用に供するもの又は当該高度化に係る事業計画のうち政令で定めるものに係る店舗若しくは倉庫用の建物及びその附属設備で当該中小売商業者の等の営む事業の用に供するものとして政令で定めるものに供するも	四分の一	四分の一	三分の一

第一項及び第二項中「昭和四十八年十二月三十一  
日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第四十二条の四第二項中「明確に係る試験研究」  
の下に「電子計算機による情報処理に関する高度  
の技術の研修で政令で定めるものを含む。」を加  
える。

第四十三条の見出しを「（特定設備等の特別償  
却）」に改め、同条第一項中「合理化機械等」を  
「特定設備等」に改め、同項に後段として次のよ  
うに加える。

この場合において、当該法人の特定設備等の  
全部又は一部が次の表の二以上の号の規定に該  
当するものであるときは、当該二以上の号の規  
定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額  
の計算上その取得価額に乘すべき割合は、当該  
二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合  
(当該二以上の号の割合が同じ割合であるとき  
は、いずれか一の割合)とする。

第四十三条第一項の表の第九号中「当該機械及び装置のうち第二十一条第二項第一号に規定する对外  
支払手段の支出により取得した部分として政令で定める部分」を削り、同表の  
第十二号中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表に次の二号を加える。

十四 合同連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十一年四月又は法律第八十一年号）の第九条の九第一号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）出資組合である商工組合若しくは商店街振興組合連合会、商店街振興組合若しくは中小売商業者及び同法第六条第一号に規定する中小 小売サービス業者をいう。）である法人	当該電子計算機	当該機械その他の設備	三分の一
同法第四条第一項から第三項までに規定する認定を受けた高度化に係る事業計画のうちこれらの中の営む協同事業の用に供するもの又は当該高度化に係る事業計画のうち政令で定めるものに係る店舗若しくは倉庫用の建物及びその附属設備で当該中小売商業者の等の営む事業の用に供するものとして政令で定めるものに供するも	四分の一	四分の一	三分の一

一 当該住宅賃契約が第四条の二第一項に規定  
する労働者財産形貯蓄契約に該当する場  
合 その年中に積立て等をした金額の百分の  
六に相当する金額（その金額が三万円をこえ  
る場合には、三万円）

二 前号に掲げる場合以外の場合 その年中に  
積立て等をした金額の百分の四に相当する金  
額（その金額が二万円をこえる場合には、二  
万円）

三 工業用水道法第二条第一項に規定する井戸で  
あるもののうち政令で定めるものに代えて工  
業用水道事業法第二条第三項に規定する工業  
用水道又は水道法第三条第一項に規定する水  
道を事業の用に供する法人

二 既存の機械その他の生産設備が公害の発生 を伴う場合において、その発生を抑止し又は 著しく減少させる目的で新たに開発され又は 著しく改良された機械その他の生産設備のう ちその設置をすることが緊急に必要なものと して政令で定めるものを事業の用に供する法 人	当該工業用水道又は水道を当該 事業の用に供するため必要なもの として政令で定める機械その 他の設備	三分の一
三 工業用水道法第二条第一項に規定する井戸で あるもののうち政令で定めるものに代えて工 業用水道事業法第二条第三項に規定する工業 用水道又は水道法第三条第一項に規定する水 道を事業の用に供する法人	当該工業用水道又は水道を当該 事業の用に供するため必要なもの として政令で定める機械その 他の設備	三分の一

第四十三条の二第一項中「第六号」を「第一号」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、企業合理化促進法第五条第一項の機械設備等のうち同項の承認を受けたもの又は同項に規定する新技術を必要とする機械その他の設備のうち最初にその製造に着手されたもので、政令で定めるもの(以下この項において「新技術企業化用機械設備等」という。)につき政令で定める期間内に、新技術企業化用機械設備等での製作後事業の用に供されたことのないもの(前二条又は、これらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)を取得し、又は新技術企業化用機械設備等を作成して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該新技術企業化用機械設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該新技術企業化用機械設備等の普通償却限度額と特別償却限度額を受ける場合には、当該新技術企業化用機械設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該新技術企業化用機械設備等の取得価額の三分の一に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十五条の三第一項中「中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は中小企業振興特別措置法第四条の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画に係る承認」に改める。

第四十六条を次のように改める。

(障害者雇用する場合の機械等の割増償却)  
第四十六条 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日

までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が十分の三以上である場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)並びに工場用の建物及びその附属設備(当該事業年度における償却額の計算に関し

第四十三条から前条まで、第四十八条から第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれららの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかる当該事業年度の資産の普通償却限度額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の三分の一に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を計算した金額)とする。

第四十七条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「又は前条第一項に規定する三分の一に相当する金額」を削る。

適用する場合について準用する。

第四十六条の二第一項中「前二条」を「第四十条の三」に改め、同条第四項中「第四十五条の二まで」の下に「前条」を加え、同条第五項中

「前一条」を「第四十五条の三」に、「第四十五条の三第一項」を「同条第一項」に改め、「又は前条第一項に規定する三分の一に相当する金額」を削る。

第四十七条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「又は前条第一項に規定する三分の一に相当する金額」を削る。

第五十五条の見出しを「海外投資等損失準備金」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する内国法人(特殊投資法開発投資法人を除く。)が、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散・合併による解散を除く。)を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人(以下この項において、次の表の各号の上欄に掲げる法人の特定株式等)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の三分の一に相当する、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している各号の上欄に掲げる法人(以下この項において、次の表の各号の上欄に掲げる法人の特定法人)といる。)の当該各号の中欄に掲げる株式等(以下この項において「特定株式等」という。)を取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している各号の上欄に掲げる法人の特定株式等(次項第十号ハに規定する特定債権を除く。)については、特定法人株式等保有割合が、同表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人にあつては十分の一以上、同表の第二号又は第四号の上欄に掲げる法人にあつては百分の一以上である場合に限る。)において、当該特定株式等の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額(当該事業年度において当該特定株式等の價格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法(確定しに決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。)

第六項】に改める。





項」を「第五十三条第六項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(沖縄国際海洋博覧会出展準備金)

第五十六条の十二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和五十年に開催される沖縄国際海洋博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により沖縄国際海洋博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和四十八年四月一日前である場合には、同日。次号において同じ。)から昭和五十年三月一日までの期間の月数

二 当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日前の期間及び昭和五十年三月二日以後の期間を除く。)の月数

2 前項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てる法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日ににおける沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定によ

り益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益

金の額に算入する。

3 第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げた金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の出展をしないこととなつた場合には、その出展をしないこととなつた日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額

一 当該法人の昭和五十一年二月二十九日を含む事業年度終了の日が到来した場合 その終了の日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額

二 当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日前の期間及び昭和五十年三月二日以後の期間を除く。)の月数

三 解散した場合 当該解散の日における沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額を取り戻さずした場合 その取り戻さずした日ににおける沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額のうちその取り戻さずした金額に相当する金額を取り戻さずした場合には、その取り戻さずした日に青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における

5 第五十七条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に「三錢」を「二錢」に、「十錢」を「八錢」に改め、同条第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

6 第五十七条の二第七項及び第五十七条の三第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

7 第五十七条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に「三錢」を「二錢」に、「十錢」を「八錢」に改め、同条第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

8 第五十七条の二第七項及び第五十七条の三第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

9 第五十七条の四第一項第七号中「(昭和二十四年法律第八百八十一号)」を削り、同条第十一項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

10 第五十七条の四第一項第七号中「(昭和二十四年法律第八百八十一号)」を削り、同条第十一項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

11 第五十七条の五第六項及び第五十七条の六第九項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

12 第五十八条第六項中「同項の規定を」を「これらの規定を」に改める。

13 第五十八条第六項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第六項」に改める。

14 第五十九条及び第六十条を次のように改める。

第五十九条及び第六十条を次のように改める。

日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該沖縄国際海洋博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを二月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の沖縄国際海洋博覧会出展準備金を積み立てる法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者ではないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに沖縄国際海洋博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替えるものとする。

8 第五十七条第一項の規定の適用を受けた法人については、当該法人の同項の規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち同項の規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第六十二条を削る。

10 第六十三条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、第三章第五節中同条を第六十二条とし、同節の次に次の二節を加える。

第五節の二 特別税率

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が次に掲げる行為(以下この条において「土地の譲渡等」という。)をした場合には、当該法人(第四号に掲げる行為をした場合に限る。)に對して課

する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第一号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第一百五十五条及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の二第一項及び第六十七条の二第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかる一項その他の法人税に係る場合を除く）第五条の二十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 昭和四十四年一月一日以後に他の者から取

得をした土地（法人税法の施行地内にあるも

のに限る。以下この条において同じ。）又は土

地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間

の譲渡による取引の行為で政令で定めるもの（第三項第一号において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に因し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

二 その有する資産が主として土地等である法

人の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で、昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

三 法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによると帳簿額の増額で、昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等に係るもの

四 合併法人が、合併（第六十六条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により土地等で被合併法人が昭和四十四年一月一日以後に取得をしたものを受け入れた場合において、当該土地等につき合併直前における帳簿額をとることのできる帳簿額を附する行為（そのことによる部分の金額につき、当該被合併法人の法人税

法第二条第十四号に規定する株主等に合併法人の株式、金銭その他の資産の交付をする行為を含む。）

五 清算中の法人の残余財産のうちに昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等がある場合における当該残余財産の確定

六 前項に規定する譲渡利益金額とは、当該土地の譲渡等に係る第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。

七 一 土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 前号の収益に係る原価の額及び土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額

三 第一項の規定は、同項第一号に掲げる土地等の譲渡のうち次に掲げる土地等に適用しないことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

四 土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で国又は地方公共団体に対するもの（当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、次号又は第八号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

五 一 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する取扱いによるもの（当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合にあっては、市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可に基づく地位を承継した法人を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの

イ 当該譲渡による収入金額から当該譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が、当該譲渡に係る適正な利益の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額を控除した金額であること。

ロ 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。

ハ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

六 一 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行なわれ、かつ、その造成が認定を受けたものに限る。）

ロ 当該認定の内容に適合していること。

七 一 法人が第一項第一号に掲げる土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をしてた場合において、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条若しくは第五十一条又は第六十四条から第六十五条の四まで、第六十五条の六から第六十五条の八まで若しくは第六十六条の三の規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の五の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の第一項に規定する譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の六第四項（第六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の七第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の第一項に規定する譲渡利益金額に加算するものとする。

前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

四 都市計画法第二十九条の許可（以下の項目において「開発許可」という。）を受けた法人（開発許可に基づく地位を承継した法人を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの

イ 当該法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者の）の認定を受けたもの

ロ 一団の宅地で、新築された住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

ハ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

六 一 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行なわれ、かつ、その造成が認定を受けたものに限る。）

ロ 当該認定の内容に適合していること。

七 一 法人が第一項第一号に掲げる土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をしてた場合において、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条若しくは第五十一条又は第六十四条から第六十五条の四まで、第六十五条の六から第六十五条の八まで若しくは第六十六条の三の規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の五の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の第一項に規定する譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の六第四項（第六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の七第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の第一項に規定する譲渡利益金額に加算するものとする。

の譲渡でその譲渡価格が適正であるもの

イ 当該法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者の）の認定を受けたもの

ロ 一団の宅地で、新築された住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

ハ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

六 一 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行なわれ、かつ、その造成が認定を受けたものに限る。）

ロ 当該認定の内容に適合していること。

七 一 法人が第一項第一号に掲げる土地等の譲渡（前項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をしてた場合において、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条若しくは第五十一条又は第六十四条から第六十五条の四まで、第六十五条の六から第六十五条の八まで若しくは第六十六条の三の規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の五の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の第一項に規定する譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の六第四項（第六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の七第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の第一項に規定する譲渡利益金額に加算するものとする。

内にある土地等に係る第一項の規定の特例、第三項第四号への公募の方法に関する事項その他の前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定の適用がある場合には、次に定めることによる。

一 法人税法第六十七条の規定の適用について  
は、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十三条第一項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十三条第一項」とする。

二 第四十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「(この条)とあるのは、「(この条、第六十三条」とする。

三 前二号に定めるもののか、法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条第一項第三号中「土地区画整理事業」の下に「新都市基盤整備法による土地整理」を、「第九十四条」の下に「新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。」を加え、「同法第九十条」を「土地区画整理法第九十条（新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）」に改める。

第六十五条第一項第二号中「土地区画整理事業」の下に「新都市基盤整備法による土地整理」を加える。

第六十五条の二第一項及び第二項中「土地区画整理事業」の下に「新都市基盤整備法による土地整理」を加え、「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第六十五条の二第一項及び第二項中「土地区画整理事業」の下に「新都市基盤整備法による土地整理」を加え、「千二百万円」を「二千万円」に改め、同条第七項中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第六十五条の三第一項中「六百万円」を「千万円」に改め、同項第一号中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

め「供するため」の下に「これらの者（地方公共団体の設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）」を加え、同項第一号中「第十三条第一項」の下に「航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第二項及び第五十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「又は自然公園法第十八条第一項の規定により特別保護地区」

を「自然公園法第十七条第一項の規定により特別地域」に改め、「区域内の土地」の下に「又は自然環境保全法第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地」を、「場合」の下に「(第六十四条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。)」を加える。

第六十五条の四第一項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同項第一号中「含む」の下に「第五号及び第六号において同じ」を、「日本住宅公団」の下に「工業再配置・産業地域振興公団」を、「宅地造成のため」の下に「これらの者」を加え、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として政令で定める事業の用に供するために買取られる場合」を加え、同項第四号中「又は土地開発公社」を、「土地開発公社又は政令で定める法人」に改め、同項に次の二号を加える。

五 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に關する法律第九条の三第二項に規定する空港周辺整備計画で定められた同項の第一種区域内にある土地等が、当該計画に係る事業の用に供するために地方公共団体に買取られる場合（第六十四条第一項第二号又は前項の規定の適用がある場合を除く。）

六 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に關する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行なわれる一団の土地の造成に關する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したもの

用に供するために地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに買取られる場合

イ 当該計画に係る区域の面積が政令で定めることによる。

ロ 当該事業の施工区域内の道路、公園、綠地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施工区域内に造成される土地の用途区分として適正に確保されるものであること。

六十五年の五中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三章第六節第五款を削る。

第六十六条の二第一項中「第六十六条の四」を「第六十六条の三」に改め、同項第一号中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「中小企業構造改善計画」の下に「同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に關する事業について当該計画が定められるものに限る。」を加え、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「中小企业団体の組織に關する法律」の下に「(昭和三十二年法律第八十五号)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第十二年法律第八十五号)」を加え、同号を同項第七項中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」とし、同項第二号を削り、同項第三号中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「中小企業構造改善計画」の下に「(同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に關する事業について当該計画が定められるものに限る。)」を加え、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「中小企业団体の組織に關する法律」の下に「(昭和三十二年法律第八十五号)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第十二年法律第八十五号)」を加え、同号を同項第七項中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条の三」とする。

第六十六条の二中第六十六条の五を第六十六条の四とする。

第六十六条の六及び第六十六条の七を削る。

第六十六条第十第一項中「第四条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条を第六十六条の七とする。

第六十六条の九を第六十六条の六とす。

第六十六条の十第一項中「第六十八条の二第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条を第六十六条の七とする。

第六十八条の二第二項中「第六十八条の四」を「第六十八条の三」に改め、同条を第六十八条とす。

第六十八条の三第三項中「第五十三条第四項及び第六項」を「第五十三条第三項及び第五項」に「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に一号を加え、第三章第七節中同条を第六十六条とする。

四 開拓者をその組合員の全部又は一部とする農業協同組合で、その合併につき農林大臣が定めた方針に適合している旨の都道府県知事の認定を昭和四八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四八年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けける」に「当該承認」を「当該中小企業構造改善法人に該当することとなる」を「同法第三条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四八年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を營む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けける」に「当該承認」を「当該中小企業構造改善法人に該当することとなる」を「同法第三条第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四八年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を營む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八条第一項の規定による承認を受けける」に「当該承認」を「当該承認」に「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に一号を加え、第三章第七節中同条を第六十六条とする。

第七十条の四第一項中「昭和四八年十二月三

十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第七十条の六の見出し中「延納」を「延納等」に改め、同条第一項中「又は第四十三条第五項」を削り、「部分の税額」の下に「次項において「森林計画立木部分の税額」という。」を加え、「第三十八条第二項の規定にかかるわらず」を「第三十八条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、十五年以内の延納を許可し、及び」に改め、同条第二項中「前項の規定の」を「第一項又は第二項の規定の」に、「前項の規定による分納税額の計算」を

「第一項に規定する立木に係る同項に規定する森林の施業に関する計画」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎となる財産の価額の合計額のうちに前項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上である場合には、当該延納税額のうち森林計画立

木部分の税額についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「年六・六ペーセント」とあり、又は「年六ペーセント」とあるのは「年四・八ペーセント」とす

る。

3 相続税法第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額に達しない場合における国税通則法第六十四条第三項において準用する同法第六十二条第二項の規定の適用について準用する。

第七十条の六に次の二項を加える。

5 前各項の規定は、相続税法第四十三条第五項の規定により物納の徹回の承認を受けた者で、第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるものが当該物納の徹回により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

第七十二条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「前条」を「前条第一項」を「昭和四十八年三月三十日」に、「次項」を「以

下二条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

第七十三条の見出し中「建売住宅」を「新築住宅」に改め、同条中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「次条」を「以

下二条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に次の各号に掲げる個人が当該各号に掲げる家屋を当該各号に規定する事業主若しくは事業主団体又は共済組合等から取得して、これを当該個人の住宅の用に供した場合における所有権の移転の登記については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めることにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一とする。

一 勤労者財産形成促進法第九条第一号に規定する勤労者、当該勤労者を雇用する事業主又は当該事業主を構成員とする同号に規定する事業主団体が、雇用促進事業団から同号に規定する資金の貸付けを受けて購入した住宅用の新築家屋で政令で定めるもの

二 勤労者財産形成促進法第十五条第二項に規定する国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員、同項に規定する共済組合等が、同項の規定による住宅の分譲の業務を行なうた

三 業主若しくは事業主団体又は共済組合等が、同号に規定する登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一とする。

第七十五条中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に改め、「業務」の下に「(住宅又は医療施設の設置又は整備に係るものに限る。)」を「税率は」の下に「、大蔵省令で定めること」とする。

第七十六条の二中「昭和四十八年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に改める。

第七十七条の六中「中小企業等協同組合又は塙業組合」を「又は中小企業等協同組合」に改め、「保証を含む」及び「求償権を含む」の下

に「以下この条において同じ」を加え、同条第二項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「前条」を「前条第一項」を「昭和四十八年三月三十日」に、「次項」を「以

下二条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

第七十八条の四の見出し中「商工組合中央金庫又は信用保証協会」を「商工組合中央金庫又は信用保証協会」を「商工組合中央金庫等」に改め、同条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「次項」を「以

下二条まで」に改め、同条に次の二項を加える。

3 昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に前条第二項各号に掲げる個人が当該各号に掲げる家屋を当該各号に規定する事業主若しくは事業主団体又は共済組合等から取得して、これを当該個人の住宅の用に供した場合における所有権の移転の登記については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めることにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一号に掲げる業務

二 林業信用基金 十九条第一号及び同条第二項第一号に掲げる業務

三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四条第一項第一号及び同条第二項第一号に掲げる業務

四 第七十九条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「千分の一・五」を「千分の一」に改め、同条第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第五十条第一項を次のように改める。

第七十九条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「千分の一・五」を「千分の一」に改め、同条第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第八十条 削除

第七十九条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「千分の一・五」を「千分の一」に改め、同条第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第八十一条 削除

第七十八条の三第一項中「昭和五十年三月三十日」に改める。

第七十八条の三第一項中「中小企業振興事業團法」の下に「(昭和四十二年法律第五十六号)」を加え、同条第二項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に改める。

第七十八条の三第一項中「商工組合中央金庫等」に、「取得するための資金の貸付け(当該貸付けに係る債務の保証を含む。)が行なわれる場合に」を「、債権の下に「又はその賦税金に係る債権」に改め、「政令で定めるもの」の下に「を新築した者の当該家屋」を加える。

第七十八条の三第一項中「商工組合中央金庫等」に、「取得するための資金の貸付けが行なわれるとき又は賦税の方法によりその対価の支払が行なわれるとき」に改め、「債権の下に「又はその賦税金に係る債権」に改め、「当該保証に係る求償権を含む。」を削り、「同条に次の二項を加える。

3 昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に前条第二項各号に掲げる個人が当該各号に掲げる家屋を当該各号に規定する事業主若しくは事業主団体又は共済組合等から取得して、これを当該個人の住宅の用に供した場合における所有権の移転の登記については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めることにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条第一号に掲げる業務

二 林業信用基金 十九条第一号及び同条第二項第一号に掲げる業務

三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四条第一項第一号及び同条第二項第一号に掲げる業務

四 第七十九条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「千分の一・五」を「千分の一」に改め、同条第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第五十条第一項を次のように改める。

第七十九条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「千分の一・五」を「千分の一」に改め、同条第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第八十一条第一項中「昭和四十八年三月三十日」を「昭和五十年三月三十日」に、「千分の一・五」を「千分の一」に改め、同条第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第八十二条第一項中「(第八十条の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「昭和四十八年三月三十日までの間にされたもの」を「昭和五十年三月三十日までの間にされたもの」に改める。



却資産をその事業の用に供する場合について  
は、同号中「第三号から第五号まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)」以下「昭和四十八年改正法」という。による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十一項第一項の表の第一号から第六号までと、「四分の一」とあるのは「四分の一(昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六とし、同年四月一日から昭和五十一年三月三十日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。)」として、同条の規定の例による。

#### 4 前項の規定の適用がある場合における新法第

十二条から第十三条の二まで、第十六条の二、第二十九条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定について、新法第十二条规定の適用については、「前二条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。)」と、新法第十二条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。)」と、新法第十二条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。)」と、新法第十二条の二第一項、第十三条の二第一項、第十六条の二第二項、第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十二条」とあるのは「第十二条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。)」と、新法第十二条の二第一項、第十三条の二第一項、第十六条の二第二項、第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十二条」とあるのは「第十二条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。)」とする。

#### 5 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同

条第一項に規定する新技术企業化用機械設備等について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十二条第一項に規定する機械設備等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 個人が旧法第十三条第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該個人の昭和四十年までに該当する場合における当該個人の昭和四十

九年分以前の年分の同項に規定する資産の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算については、同項中「第十一号から前条まで」とあるのは、「第十一号(新法第十一号)」及び昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。)から前条まで、新法第十三条」として、同条の規定の例による。

#### (個人の価格変動準備金に関する経過措置)

第四条 昭和四十八年分の所得税については、新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額(第三項において「昭和四十八年分積立限度額」という。)に満たない場合には、同条第一項の規定にかかるわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 昭和四十七年十二月三十日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十三号)以下「昭和四十三年改正法」という。)附則第六条

第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)

二 昭和四十八年十二月三十日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(昭和四八年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)

三 前二項の規定は、昭和四八年分から同項の規定の適用を受けるとする年までの各年分の確定申告書に、昭和四八年分積立限度額又は価格変動準備金の調整積立限度額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。ただし、当該添附がない確定申告書の提出があった場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

イ 当該個人及びこれと特殊の関係にある者につた場合においても、その添附がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつた場合は、この限りでない。

二 土地の譲渡等のうち次に掲げるもの

日

イ 当該個人及びこれと特殊の関係にある者として政令で定める者の間で行なわれる土地の譲渡等

六条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)

一 前項の規定の適用を受けた個人の新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額がその年の前年十二月三十日における価格

変動準備金の調整積立限度額(同日においてこの項(昭和四十九年分については、前項)の規定により計算した金額をいう。以下次項までに

おいて同じ。)をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同条第一項の規定

かはかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額

イ その年十二月三十日において新法第十一条第一項各号の規定により計算した金額

二 その年十二月三十日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

ロ その年の前年十二月三十日における価格変動準備金の調整積立限度額から同日に

おいて新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額を控除した金額

二 その年十二月三十日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合

計額(昭和四八年分の事業所得の金額の計

算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)

二 昭和四十八年十二月三十日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(昭和四八年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六条第二項の規定の例により計算した金額)

三 第一項の遷拆をした者の昭和四八年分の所得税の額の計算の細目その他同項の規定の適用に關する必要な事項は、政令で定める。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六条 新法第二十八条の六の規定は、個人が次

の各号に掲げる土地の譲渡等(同条第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)を当該各号に掲げる日以後に行なう場合について適用する。

一 土地の譲渡等のうち次に掲げるもの

日

イ 当該個人及びこれと特殊の関係にある者として政令で定める者の間で行なわれる土地の譲渡等

六条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)

一 前項の規定の適用を受けた個人の新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額がその年の前年十二月三十日における価格

変動準備金の調整積立限度額(同日においてこの項(昭和四十九年分については、前項)の規定により計算した金額をいう。以下次項までに

おいて同じ。)をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同条第一項の規定

において、同条第二項第一号中「その年分の」

とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則第五条第一項に規定する選択開始月から昭和四十八年十二月三十一日までの期間(次項第一号において「指定期間」という。)における」と、同条第三項第一号イ及びロ中「その年分の」とあるのは、「指定期間における」とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする居住者は、選択開始月の前月末日までに新法第二十五条の二第四項の書類に準する書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該書類は、昭和四十九年以後の各年分の所得税については、同項の書類とみなす。

3 第一項の遷拆をした者の昭和四八年分の所得税の額の計算の細目その他同項の規定の適用に關する必要な事項は、政令で定める。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六条 新法第二十五条の二第一項に規定する居

住者は、昭和四八年分の所得税につき、その

者の選択により、昭和四十八年の中途の月(同

年七月以降の月に限る。以下この条において

「選択開始月」という。)から新法第二十五条の二第一項に規定する土地等に係る土地の譲渡等に該当するものを除く。)

二 前号に掲げる土地の譲渡等以外の土地の譲

渡等(昭和四十九年四月一日

(老年者年金特別控除に関する経過措置)

第七条 新法第二十九条の二第二項第二号の規定

は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第八条 新法第三十二条第二項の規定は、昭和四十九年四月一日以後に同項に規定する株式の譲渡をする場合について適用する。

2 個人が施行日前に旧法第三十九条第一項の規定に該当する交換をした場合における所得税については、なお従前の例による。

(住宅賃借控除に関する経過措置)

第九条 新法第四十一条の二第二項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅賃借契約について適用し、同日に締結した旧法第四十一条の二第二項第二号の規定による住宅賃借契約については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一条 新法第四十三条第一項の表の第二号、第五号、第六号及び第十四号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。

2 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十三条第一項の表の第十二号の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して計算した金額(当該事業年度において合併により改定によりその規定の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六条第一

その事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項の表の第十二号に規定する船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 法人が施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第五号から第七号まで」とあるのは「新法第四十三条第一項の表の第二号から第六号まで」と「四分の一」とあるのは「四分の一(昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六とし、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。)」として、同条の規定の例による。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第四十四条から第四十六条の二まで、第五十条から第五十二条の三まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の六、第六十五条の七及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十四条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和四十八年改正法附則第十二条第四項を含む。)」と、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和四十八年改正法附則第十二条第四項を含む。)」と、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和四十八年改正法附則第十二条第四項を含む。)」として、同条の規定の例による。

6 法人が旧法第四十六条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をした当該減価償却資産(新法第四十三条第一項の表の第十四号の規定の適用を受けるものを除く。)をその事業の用に供する場合については、なお従前の例による。

7 法人が旧法第四十三条第一項の表の第三号に掲げる減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をした当該減価償却資産をその事業の用に供する場合については、なお従前の例による。

8 新法第四十四条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同条第一項に規定する新技術企業化用機械設備等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十四条第一項に規定する機械設備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 法人が旧法第四十六条第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該法人の昭和四十九年九月三十日以前に終了する事業年度の同項に規定する資産の償却限度額の計算については、同項中「第四十三条から前条まで」とあるのは、「第四十三条(新法第四十三条及び昭和四十八年改正法附則第十二条第四項を含む。)から前条まで、新法第四十六条」として、同条の規定の例による。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第四十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「第四十五条の二」とあるのは「第四十五条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)」と、新法第四十五条第一項、第四十五条の二第四项、第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項の二第二項、第五十二条の三第二項、第五十五条の三、昭和四十八年改正法附則第十二条第九項」と、同条第五項中「二分の一に相当する金額」とあるのは「二分の一に相当する金額又は昭和四十八年改正法附則第十二条第九項の規定によりその規定の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六条第一項においてこの項(当該直前の事業年度が改正

項に規定する三分の一に相当する金額)とす る。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十一条 施行日以後最初に開始する事業年度において「改正事業年度」とい (以下第三項までにおいて「改正事業年度」といふ。)の法人税については、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(第三項において「改正事業年度積立限度額」という。)に満たない場合には、同条第一項の規定にかかるわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日に

おいて旧法第五十三条第一項各号の規定によ

り計算した金額の合計額(昭和四十三年改正

法附則第十三条第二項の規定の適用がある法

人については、同項の規定の例により計算し

た金額とし、改正事業年度において合併をし

た合併法人については、これらの金額に、被

合併法人のその合併の日を含む事業年度終了

の日における価格変動準備金の限度額とし

て改訂するところにより計算した金額を加

算した金額とする。)

二 改正事業年度終了の日において旧法第五十

三条第一項各号の規定により計算した金額の

合計額(改正事業年度の所得の金額に係る価

格変動準備金の積立限度額の計算について改

正事業年度を施行日前に開始した事業年度と

みなした場合に昭和四十三年改正法附則第十

三条第二項の規定の適用がある法人について

は、同項の規定の例により計算した金額)

前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十

三条第一項各号の規定により計算した金額の合

計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日

においてこの項(当該直前の事業年度が改正

事業年度である場合には、前項)の規定により

計算した金額(当該事業年度において合併をし

た合併法人については、被合併法人のその合併の日を含む事業年度終了の日における価格変動準備金の限度額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)をいう。以下次項までにおいて同じ。)をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同条第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

関する明細書の添附がない場合には、適用しない。ただし、当該添附がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添附がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

に關し必要な事項は、政令で定める。  
新法第五十六条の五の規定は、法人が施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支払金額（新法第五十六条の五第一項に規定する

八 る新法第六十三条第一項第四号の合併に係る同号に掲げる行為  
六十三条第一項第一号に規定する土地等に係る同号に掲げる行為（イに掲げる行為に

度においては、同条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる金額のうちいすれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

イ 次に掲げる金額の合計額  
　当該事業年度終了の日において新法第五  
　十三条第一項各号の規定により計算した金  
　額の合計額

五十六条第一項に規定する資源開発株式等を取得した場合については、次項に定める場合を除き、これらの規定中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十八年三月三十一日」として、旧法第五十五条又は第五十六条の規定の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等又は旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等を取得した場合において、同日以後に新法第五十五条第四項各号に掲

む事業年度終了の日における価格変動準備金の限度額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額)とイに掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除し

げる場合に該当することとなつたときについては、同項の規定の例による。この場合において、当該資源開発株式等に係る同条第一項の表の第五号又は第六号の上欄に掲げる法人が同条

た金額

第四項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、同号イ中「百分の八十」とあるのは、「三分の二」とする。

該事業年度を施行日前に開始した事業年度と  
みなした場合に昭和四十三年改正法附則第十  
三条第二項の規定の適用がある法人について

特定株式等を発行している同項に規定する特定法人又は旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等を発行している同項に規定する資源開発法人が同日以後に新法第五十五条第一項に

前二項の規定は、改正事業年度から前項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度の確定申告書等（新法第二条第二項第十

規定する特定株式等を発行した場合において、  
旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等に  
係る海外投資損失準備金又は旧法第五十六条第  
一項に規定する資源開発株式等に係る資源開発

号に規定する確定申告書等をいう。以下この  
において同じ。)に、改正事業年度積立限度額  
は価格変動準備金の調整積立限度額の計算に

投資損失準備金を有する法人が新法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を有するときにおけるこれらの準備金の金額の処理

(景気調整のための課税の特例に関する経過措置)

第十七条 附則第十一項第四項の規定により旧法

第四十三条の規定の例によることとされる同項

の減価償却資産の償却については、旧法第六十

六条の六中「第四十三条第一項」とあるのは、

「第四十三条第一項（昭和四十八年改正法附則

第十一項第四項を含む。）」として、同条の規定

の例による。

(法人のその他の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十六条の七の規定は、法人の

附則第一条第四号に掲げる日以後に終了する事

業年度分の法人税について適用し、法人の同日

前に終了した事業年度分の法人税については、

なお従前の例による。

2 旧法第六十八条に規定する長期信用銀行又は

中小企業投資育成株式会社が施行日前に引き受けた同条の優先株式に対してもする配当について

(相続税に関する経過措置)

第十九条 税務署長は、施行日前に延納の許可を

受けた相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうちに新法第七十条の六第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるもののうち、同日以後にその分納税額の納期限が到来するものについて、同日から四月以内にされた当該延納の

許可を受けた者の申請により、同日以後の延納期間の二分の一に相当する期間（当該期間に一ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを一ヶ月として計算した期間）の範囲内において延納期間を延長し、及びその納付すべき分納税額を同項の規定に準じて変更ができる。

2 新法第七十条の六第二項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相

税額に係る利子税のうち同日以後の期間に對応するもの（当該利子税のうち、同日以後当該納期限が最初に到来する日までの期間に對応す

るもので、その額について同項の規定を適用し

て算出した金額が従前の例により算出した金額をこえることとなるものを除く。)について適用する。

20 条登録免許税に関する経過措置)

第十二条 新法第七十四条第二項、第七十五条及び第七十七条の六の規定は、施行日以後に受け

るこれらの規定に規定する登記に係る登録免許

税について適用し、同日前に受けた旧法第七十

四条第二項、第七十五条及び第七十七条の六に

規定する登記に係る登録免許税については、な

お従前の例による。

2 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する船舶についての所

有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係

れる登録免許税について適用し、同日前に新造さ

れた当該船舶についてのこれらの登記に係る登

録免許税については、なお従前の例による。

3 法人が、昭和四十八年三月三十一日までに旧

法第八十条第一項の再評価積立金又は同条第二

項の資本準備金を資本に組み入れた場合において

て、同年四月一日以後これらを組入れによる資

本の増加があつた日から二週間以内にこれらの

資本の増加の登記を受けるときにおける当該登

記に係る登録免許税については、同項中「当該

期間内」とあるのは、「昭和四十八年改正法附

則第二十条第三項に規定する期間内」として、

同条の規定の例による。

4 中小企業近代化促進法第八条第一項の規定に

よる承認に係る旧法第八十一条第一項各号に掲

げる事項についての登記で当該承認があつた日

から一年以内に受けるものに係る登録免許税に

ついては、なお従前の例による。

5 新法第八十一条第一項の規定（中小企業近代

化促進法第八条第二項の規定に係る部分に限

る。)は、同法第五条の二第一項に規定する中小

企業構造改善計画で施行日以後に同項の規定に

よる承認を受けるものに係る新法第八十一条第

一項各号に掲げる事項についての登記に係る登

録免許税について適用し、当該中小企業構造改

正法（昭和四十六年法律第五十号）の一部を次

善計画で同日前に当該承認を受けたものに係る

これらの事項についての登記に係る登録免許税

については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行前に課した、又は課

すべきであつた第八十八条の三に規定する物品

に係る物品税については、なお従前の例によ

る。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定

により従前の例によることとされる物品税に係

るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法（昭和四十年法律第三十三

号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第一項第八号中「含む。」又

は「を「含む。以下この号において同じ。」若し

くは」に改め、「対価」の下に「又は不動産等

の売買若しくは貸付けのあつせんに係る手数料」を加える。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条规定による改正後の所得税法

第二百二十五条第一項第八号の規定（同号に規

定する手数料に係る部分に限る。)は、施行日以

後に支払うべき当該手数料について適用する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部

改正)

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法

律（昭和四十三年法律第二十三号）の一部を次

のように改正する。

附則第六条第二項中「各年」の下に「（昭和四

十七年までの各年に限る。)」を加える。

20 条開発特別措置法及び同条の規定による改正前の

沖縄振興開発特別措置法の規定の適用に關し必

要な経過措置は、政令で定める。

のよう改訂する。

第五条第一項第一号中「第三十二条第一項の規

定に該当する」に改める。

26 条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十

六年法律第三百三十一号）の一部を次のように改

正する。

第十六条第四項中「第五十五条第二項」を

「第五十五条第二項第三号」に改める。

第二十一条 第一条第一項中「第六十六条の二」を

「第六十六条」に、「第六十六条の四」を「第六

十六条の三」に、「第四十五条の二及び第四十六

条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条、

第十三条の二、第四十五条の二及び第四十五

条」を「第十三条の二及び第四十五条の三」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正に伴う経

過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の沖縄振興

開発特別措置法及び同条の規定による改正前の

沖縄振興開発特別措置法の規定の適用に關し必

要な経過措置は、政令で定める。



昭和四十八年三月二十四日印刷

昭和四十八年三月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A